

平成29年12月6日（水）

平成29年（2017年） 第4回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

市政への考え方

第2

川崎市総合計画第2期実施計画素案、川崎市行財政改革第2期プログラム素案及び今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)について

第3

議案第129号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第130号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

議案第131号 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第132号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第133号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第134号 川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第135号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第136号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第137号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第138号 当せん金付証券発売の限度額について

議案第139号 橘処理センター建設工事請負契約の締結について

議案第140号 久末住宅新築第2号工事請負契約の締結について

議案第141号 下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について

議案第142号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について

議案第144号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定について

議案第145号 川崎市等々力老人いこいの家の指定管理者の指定について

議案第146号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について

議案第147号 川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の指定について

議案第148号 生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定について

議案第149号 市道路線の認定及び廃止について

議案第150号 公有水面埋立てについて

議案第151号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

議案第152号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第153号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第154号 平成29年度川崎市一般会計補正予算

議案第155号 平成29年度川崎市下水道事業会計補正予算

諮問第2号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

報告第20号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

付議事件

議事日程のとおり



出席議員 (59人)

1番	重 富 達 也	41番	松 原 成 文
2番	月 本 琢 也	42番	廣 田 健 一
3番	添 田 勝	43番	石 田 康 博
4番	小 田 理恵子	44番	浅 野 文 直
5番	渡 辺 あつ子	45番	石 川 建 二
6番	三 宅 隆 介	46番	斉 藤 隆 司
7番	春 孝 明	47番	石 田 和 子
8番	川 島 雅 裕	48番	市 古 映 美
9番	河 野 ゆかり	49番	山 田 益 男
10番	本 間 賢次郎	50番	織 田 勝 久
11番	矢 沢 孝 雄	51番	飯 塚 正 良
12番	末 永 直	52番	雨 笠 裕 治
13番	老 沼 純	53番	花 輪 孝 一
15番	片 柳 進	54番	菅 原 進 一
16番	宗 田 裕 之	55番	後 藤 晶 一
17番	渡 辺 学	56番	岩 崎 善 幸
18番	林 敏 夫	57番	大 島 明 夫
19番	松 井 孝 至	58番	嶋 崎 嘉 夫
20番	押 本 吉 司	59番	鏑 木 茂 哉
21番	田 村 伸一郎	60番	坂 本 茂
22番	浜 田 昌 利		
23番	かわの 忠 正		
24番	斎 藤 伸 志		
25番	野 田 雅 之		
26番	原 典 之		
27番	青 木 功 雄		
28番	橋 本 勝 子		
29番	大 庭 裕 子		
30番	勝 又 光 江		
31番	井 口 真 美		
32番	佐 野 仁 昭		
33番	木 庭 理 香子		
34番	露 木 明 美		
35番	堀 添 健		
36番	岩 隈 千 尋		
37番	吉 岡 俊 祐		
38番	山 田 晴 彦		
39番	沼 沢 和 明		
40番	山 崎 直 史		

出席説明員

市長 福田紀彦
 副市長 三浦淳
 副市長 菊地義雄
 副市長 伊藤弘
 上下水道事業管理者 金子正典
 病院事業管理者 堀内行雄
 教育長 渡邊直美
 総務企画局長 加藤順一
 財政局長 唐仁原晃
 市民文化局長 鈴木賢二
 経済労働局長 原田津一
 環境局長 大澤太郎
 健康福祉局長 成田哲夫
 こども未来局長 邊見洋之
 まちづくり局長 金子督起
 建設緑政局長 藤倉茂
 港湾局長 酒井浩二
 臨海部国際戦略本部長 鈴木毅
 川崎区長 土方慎也
 幸区長 石渡伸幸
 中原区長 向坂光浩
 高津区長 高梨憲爾
 宮前区長 小田嶋満
 多摩区長 石本孝弘
 麻生区長 北沢仁美
 会計管理者 山田祥司
 交通局長 平野誠
 病院局長 今井宏晴
 消防局長 田中経康
 市民オンブズマン事務局長 三橋秀行
 教育次長 西義行
 市選挙管理委員会委員長 平子瀧夫
 選挙管理委員会事務局長 水越久栄
 代表監査委員 寺岡章二
 監査事務局長 川鍋雅裕
 人事委員会委員長 魚津利興
 人事委員会事務局長 吉田孝司

出席議会局職員

局長 安藤 勲
 担当理事・総務部長事務取扱
 野村 正人
 議事調査部長 宮村 俊秀
 庶務課長 渡邊 光俊
 議事課長 小泉 幸弘
 政策調査課長 渡辺 貴彦
 議事係長 渡邊 岳士
 議事課課長補佐 原 貴美子
 議事課担当係長 柴田 貴経
 外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも56人」と報告〕

○議長 松原成文 休会前に引き続き、会議を開きます。

○議長 松原成文 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○議長 松原成文 これより日程に従い、本日の議事を進めたいと思いますが、その前に御報告申し上げます。

既に皆様方のお手元に配付し、御報告を申し上げておきましたが、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による現金出納検査の結果について、議会宛てに提出がありましたので、お知らせをいたします。

○議長 松原成文 それでは、日程第1、日程第2及び日程第3の各案件を一括して議題といたします。

直ちに、各会派の代表質問を行います。自民党代表から発言を願います。13番、老沼純議員。

〔老沼 純登壇、拍手〕

○13番 老沼 純 おはようございます。私は、自由民主党川崎市議団を代表して、平成29年第4回定例会に提案されました諸議案並びに市長の市政への考え方、行政報告及び市政一般について質問します。

冒頭に、12月2日、川崎フロンターレがJ1リーグの激闘を勝ち抜き、創設21年、悲願の初タイトルを獲得しました。市民、クラブ、自治体三位一体で地域貢献する活動が実を結んだことに対し心からの祝福を送り、今後なお一層の活躍を期待します。

10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙において安倍首相は我が国に迫る困難を突破する政策を打ち出し、その信を問いました。社会保障制度について全世代型への改革を掲げ、幼児教育、高等教育の無償化などを安定した政治基盤のもとで進める方針に関し、多くの、そして力強い御支援を賜りました。我が会派はこの結果を謙虚に受けとめてまいります。また、川崎市長選挙において福田市長が再選を果たされました。150万市民のよりよい生活、本市の発展のためのさまざまな課題、問題意識を共有し、新たに掲げられた政策等について、我が会派は精励恪勤の姿勢で提言を行ってまいります。

さて、この秋も大型台風の接近、長雨による避難勧告、土砂災害警戒情報が発せられました。天候不順による市内農産物の育成状況悪化、地域の防災体制見直しなど影響は多岐にわたります。持続可能な川崎の実現に向け、予測不可能な災害対策、将来迎えるであろう人口減少、超高齢社会に対する準備は不退転の覚悟で臨まなければなりません。一方、東京2020オリンピック・パラリンピック開会式まで1,000日を切り、機運の高まりが感じられ、藤嶋昭氏が文化勲章を、秋の褒章・叙勲に川崎市からは17名が社会・公共の福祉などの貢献に対し受章しました。さまざまな分野、そして多世代の方々が大いに活躍できる川崎、そして本市の農業、産業、港湾、歴史文化などのポテンシャルを最大限に生かすこともできる川崎の実現に向け、以下質問をしてまいります。

初めに、平成30年度予算編成方針について伺います。同方針は、実施計画の着実な推進など予算編成の基本的な考え方を初め、平成29年度予算編成方針と酷似しているように見えなくもありませんが、このたびの方針において市長が留意された点を伺います。また、その編成過程においては多角的視野からの幅広い議論が欠かせませんが、この間の経緯と透明性についての見解を伺います。さらに、このたびの市長選における公約とその結果を踏まえて、主要課題調整、いわゆるオータムレビューにおいて各局に指示した内容と来年度に目指すべき重点施策を伺います。また、施策の実現に向けて、管理職のみならず、それを実際に遂行する現場の職員の意見を積極的に取り入れることが肝要ですが、現場との対話の機会についての見解を伺います。

次に、川崎市総合計画第2期実施計画素案について伺います。第1期実施計画の成果として、小児医療費助成制度の充実、中学校完全給食の全校実施に向けた取り組みなどとともに、羽田連絡道路の事業着手が掲げられています。羽田連絡道路の開通はゴールではなく、東京2020オリンピック・パラリンピックや外国人観光客へアピールすることにより、川崎市内への還元につなげていくことが重要です。具体的な取り組みを伺います。

第2期の計画策定に向けて新たな課題も分析したとのことですが、第1期計画策定後に生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題例として、都市としての災害対策の強化への要請や多様な働き方の実現を目指した社会の働き方に向けた機運の高まりなどが挙げられていますが、第1期計画の策定において見込むべきではなかったか、課題の把握が不十分ではなかったか、第2期計画において課題と認識していない社会環境や都市環境の変化のリスクをどのように見込んでいるのか伺います。

都市インフラの有効活用についてですが、公共施設を単にその目的のみに利用するだけでなく、有効に活用し、管理の高質化やにぎわいの創出につなげるとのことです。具体的な取り組みと、国の制度改正に対する本市の要望を伺います。

都市化の進行によりコミュニティの質が変容し、町内会・自治会を取り巻く環境も変化しているとのことですが、現状の認識と本市のかかわり方について伺います。また、高齢者単身世帯の割合が高まり、地域の互助の役割が一層重要であるとし、地域社会を市民と一緒に作る市民共創の地域づくりを進めるとのことですが、市民共創の地域づくりを具体的にどのように進めるのか伺います。

総合的な交通体系についてです。川崎縦貫高速鉄道計画の廃止を前提とし、総合都市交通計画を改定し、これに基づく交通網や交通環境の整備などの取り組みを進めるとのことですが、臨海部への交通ネットワークも充実するとのことですが、具体的な内容と総合都市交通計画での位置づけを伺います。また、コミュニティ交通施策についてもあわせて伺います。

地域に密着した行政機関として市民の主体的な取り組みを促す役割を果たしていくとのことですが、市民の主体的な取り組みとはどのようなものを想定しているのか、さらに区役所が果たす役割について伺います。

市内中小企業の経営環境は非常に厳しく、事業所数は年々減少、安定経営の継続、販路拡大、働き方改革、次世代技術活用などへの対応が求められ、商店街の振興や都市農業の振興が必要との認識が示されていますが、いつまでに何を、どのような体制で取り組むのか伺います。新たな産業の創出について、殿町キングスカイフロントや新川崎で進められ

ているイノベーションの具体的な成果、期待される成果及びこれらの成果をどのように市内産業の振興に生かしていくのか伺います。また、ベンチャー企業支援やオープンイノベーションの推進が掲げられていますが、取り組み内容と市内産業への還元効果を伺います。

次に、川崎市行財政改革第2期プログラム素案について伺います。市民満足度の高い行財政運営のため、必要な経営資源を確保し、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するための行財政改革であると示されています。かつては、必要な財源を捻出するために効率的・効果的な執行体制を目指す骨格として総合計画以上に期待されたものですが、事、近年はその財政効果がおぼろげな上に、質の改革となると、その成果指標は市民満足度のようにより価値観により左右されるものになりかねません。財政効果をより明確に示すとともに、成果指標にはより客観的な指標を盛り込むべきですが、市民への浸透度とあわせて伺います。また、第2期実施計画素案を含め、多様化、増大化する市民ニーズという表現が頻繁に使われています。これらに対応するため、限りある財源や人材などを最大限に活用していくことに異論を挟むものではありませんが、表現が抽象的であり、それを理由に無尽蔵な財源が許されるものではありません。今求められるのはニーズへの対応以上に取捨選択の判断ですが、優先順位の判断基準を伺います。また、防災まちづくりや地域包括ケアシステムなど、市民、事業者、行政などの社会を構成する各主体の役割分担を踏まえた協働や連携の取り組みをさらに進めていくとのことですが、市民、事業者などとの役割分担や取り組み推進のための合意形成を誰がどのように図っていくのか伺います。また、現場主義、対話主義を視点とする市民との積極的な情報共有を推進するとのことですが、それが職員に浸透しなければ真の成果は期待できません。組織としての取り組みを伺います。また、多様な主体との協働・連携や民間部門の活用など、行政のプロフェッショナルとして、課題解決に向けみずから行動し、常にチャレンジする職員を育成するとのことですが、意欲ある職員が旧態依然とした役所風土に阻まれることも少なくありません。真に市民に必要な行政サービスを提供する行政のプロフェッショナルが育つ職場環境を整えることに意欲ある職員を積極的に登用すべきですが、人事評価、人事異動など処遇等の再検証について伺います。また、単年度の成果達成のみならず、中長期的視野に立って専門的な職員を育成することも必要ですが、専門職の採用についての見解を伺います。

次に、今後の財政運営の基本的な考え方改定素案について伺います。今回示された収支フレーム素案では、収支均衡の時期が平成31年度から平成36年度に5年間先送りされるとともに、減債基金の借入れも平成35年度までの間に累計926億円が見込まれていますが、これは平成28年3月に策定した現行の収支フレームと比べ461億円もの増となっています。新たな行政課題や需要への対応による財政需要のさらなる拡大などがその原因として示されていますが、具体的な中身を伺います。また、たった2年でそこまで拡大したことに対して説明責任が求められています。ほかの歳出削減などにおいて財源を捻出できなかったのか、本当にその期間内において対応せざるを得なかったのか、明確な理由を伺います。

また、借入れ見込みが増大する一方において行財政改革の取り組みには目立った変化なく、危機感の欠如は否めません。事業手法や仕組みなどのさらなる見直しが求められますが、今後の対応を伺います。

また、投資的経費については、全体の収支状況を踏まえつつ算定したとのことですが、公共施設の維持補修や長寿命化などの基礎的な投資的経費が、現行収支と比べ、年間30億

円から40億円もの大幅減となっておりますが、その理由を伺います。また、収支見込みの差異がこれだけ大きく繰り返される状況に、その手法の再考の余地はないのか伺います。さらに、自律的な財政運営に向けた成果が求められていますが、来年2月にまとめられる新たな収支フレームの策定に向けた対応を伺います。

次に、新・マニフェストについて市長に伺います。近隣国の社会情勢からの影響、異常とも呼べる気象の変化など、本市も俊敏かつ柔軟な対応をとることは重要であります。市長は、本定例会冒頭の市政への考え方において、災害発生時の体制整備、円滑な対応の必要性に言及され、安心・安全なまちづくりの推進の方策として仮称危機管理監の設置を挙げました。川崎市地域防災計画などに掲げる緊急時の組織体制の現状をどのように評価され、危機管理監の役割、行動にどのような期待をするのか伺います。次に、まち全体の耐震化促進について伺います。これまで川崎市耐震改修促進計画に基づき、地震による既存建築物の倒壊などの被害を未然に防止することを進められていますが、緊急輸送路の沿道の建築物の耐震化状況をどのように捉え、全体として4年間で95%の耐震化率を達成することが必要と考えているのか伺います。また、緊急交通路指定想定路線や身近な通学路などに対する耐震化への見解を伺います。

待機児童解消について伺います。市長は任期2期目も継続して待機児童ゼロを目指すとして掲げました。認可保育所の新たな受入枠確保7,000人以上との目標値です。市内地域ごとの保育ニーズをどのように捉えているのか伺います。また、その実現に必要な予算額の目途、用地の確保、保育士の確保が必須になると考えますが、見解を伺います。仮称子ども・若者応援基金の創設について伺います。競輪・競馬事業の収益金を基金へ拠出し、子ども・若者の支援などに充当するとのことですが、なぜ競輪・競馬事業の収益金を拠出する考えに至ったのか伺います。平成29年度は義務教育施設整備事業に収益金2億5,000万円が充当されており、学校施設整備への影響も考えなければなりません。見解を伺います。また、これまでの子ども・若者応援施策からの相違点、改善点などを伺います。

市内総生産6兆円の目標値について伺います。平成26年度市内総生産額は5兆3,600億円余、直近10年間では最高額は平成19年度の5兆4,800億円余。6兆円規模は未知の領域へのチャレンジであります。市長の市内総生産目標値に対する見解を伺います。産業別構成比の特化係数1を超える得意分野を伸ばすこと、1以下の分野を維持することなどが考えられますが、その手法についてもあわせて伺います。「パーセントフォーアート」の導入について伺います。公共建築物の建設費用の1%程度を芸術、文化、技能の振興に支出するとの方針です。想定される予算額を伺います。アメリカでは震災で壊れた橋の建てかえにコンクリートの彫刻を施した例もあります。アーティストの活躍の場を広げる制度導入ではありますが、建築物に対する耐震性、景観保持とともに、芸術文化の共存は可能であるか、見解を伺います。また、どのような建築物への導入をお考えか、具体案を伺います。

次に、災害対策などについて伺います。本市では、平成25年より帰宅困難者対策訓練を実施し、5回の避難訓練を重ねてきました。今年度は川崎駅周辺において総務省消防庁協力要請に基づいて東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外国人来訪者や障害者などに配慮した災害情報の伝達、避難誘導のための試行訓練としても実施しました。11月14日及び15日に行われた主要駅における訓練内容と特徴について伺います。また、今

回は中心となる主要駅にて実施されました。今後、ほかの駅での計画の策定と訓練の考え方について伺います。本市では、密集市街地の改善に向けた取り組み方針を新たに策定し、建築物の不燃化の推進に関する条例を制定して取り組んでいます。しかし、こうした取り組みは、建てかえなどが発生したときなどに徐々に効果が出てくるもので、時間がかかるものであります。そこで、他都市では感震ブレーカーの設置促進に補助を出して、震災時の二次火災の防止に努めています。我が会派の議員からも、こうした事例から本市への制度導入について本年3月の予算審査特別委員会でも指摘をしておりますが、モデル事業の進捗を含め、感震ブレーカーの設置促進について伺います。

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査に基づき修正された平成27年度の神奈川県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、本市の臨海部防災対策計画の改定となりました。特に川崎港においては、重厚長大産業の特徴の上で、危険物タンク、高圧ガスタンク、毒性液体タンクなど多く、常に危険性の伴ったリスクを抱えています。また、物流拠点となる東扇島地区には首都圏の基幹的広域防災拠点が整備されているとともに、重要な緊急輸送路があり、市民にとっても生命をつなぐ重要な拠点となっているところです。本計画では、神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査の対象施設や、災害とその影響評価結果をもとに避難計画が策定されています。今回の改定では新たに4区分が示され、避難を要する事態と方法が計画に示されました。具体化した内容を伺います。また、神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部の招集事業者の見直しが行われていますが、その内容を伺います。また、計画エリア内の避難者となり得る対象者にどのように周知を図っていくのか伺います。

次に、臨海部ビジョン素案について伺います。まず、ビジョン策定の前提となる関係者とは誰を指しているのか伺います。策定に向けては、関連する企業や有識者などから意見聴取をしてきたとのことですが、市民意見はどのように聴取し、どんな意見があったのか伺います。素案はよく練られているように拝見しましたが、30年後に想定した未来像を実現していくために、自治体としてのあり方、姿勢はどのように反映したのか伺います。各リーディングプロジェクトの今後の具体的計画はどの時点でどんな形で示していくのでしょうか。また、それぞれのプロジェクト実現に向けては何らかのプロジェクトチームなどの編成をするのか、定時的な検証をどのようにしていくのか伺います。定住市民の少ない地域ですが、市民が能動的に参加する部分はあるのか、市民と臨海部のかかわりに変化が出てくるのでしょうか。例えば、次世代エネルギーの供給先は家庭ではなく、企業だけなのでしょうか。また、交通機能の強化について言えば、公のかかわりが大きい部分ですが、ビジョン内の戦略は川崎市が実現を目指しているものとして捉えてよいのか伺います。

次に、川崎市生産緑地地区に関する検討状況について伺います。改正生産緑地法が施行され、いわゆる2022年問題に対し、買い取り申し出件数の抑制が図られる期待が持たれます。本市としても、都市農業の振興、ひいては都市農地を生かしたまちづくりを推進する転換点となります。ぜひ農家、農業従事者を守ることで川崎市の都市農業推進が図られることを期待します。まず、生産緑地地区の指定基準及び区域の規模に関しどのような検討がなされているか、進捗を伺います。また、11月の都市計画審議会において、生産緑地地区の廃止、縮小、拡大などが審議されましたが、一度生産緑地地区指定を解除した市街化区域内農地に関し、再指定は可能なのか伺います。さらに、追加の指定がないことが示さ

れており、新規に生産緑地としての営農開始はないと予測されますが、その原因について伺います。生産緑地の指定については、物理的な一体性を有していない場合も、一団の農地として生産緑地指定を可能とするとの見直し案について、物理的一体性とは具体的にどのような状況を指すのか伺います。東京都に見られるように、生産緑地保全整備事業、農地の買い取り申し出に対する予算措置など具体的な対応は検討されているのか伺います。

新・マニフェストでは、生産緑地地区の制限行為の緩和が掲げられましたが、どのようなビジョンを持たれているか、市長に伺います。あわせて、農業振興地域、市街化区域内農地、農業従事者の活躍の場拡大への見解も伺います。

次に、本年10月22日に執行された川崎市長選挙などに関して伺います。このたびの選挙は、当初は市長の任期満了に伴う市長選挙と市議会議員補欠選挙として予定をされておりましたが、9月28日に衆議院が解散されたことにより、本市で初めて市長選挙と衆議院議員総選挙が同日に執行されました。これらの選挙については、ともに初めて18歳選挙権が適用される選挙となりましたが、市長選挙において市内の若者層や各年代の投票状況はどのような結果となったのか伺います。とりわけ、昨年の参議院選挙を経験した18歳の有権者がことしは19歳となり、2度目の選挙を迎え、投票率にも影響があらわれているはずですが、見解を伺います。また、この結果を受け、今後どのように若年層に対する主権者教育に取り組んでいくのか伺います。有権者の投票環境の向上という視点から、昨年、公職選挙法が改正され、新たに制度化された期日前投票所の投票時間の延長を一部で試行されたとのことですが、その効果と今後さらに延長する投票所をふやしていくのか伺います。法改正により、期日前投票の事由に選挙日当日に悪天候が見込まれる場合などが追加され、今回の選挙においては、投票所が大変混雑するなど相当な不便が生じました。期日前投票所で起きた問題点と改善策について伺います。また、一部の区では期日前投票所をふやしてほしいとの強い要望が上がっています。今後、投票率向上の重要施策として各区の箇所数をふやすべきですが、見解を伺います。衆議院比例代表選挙の多摩区の開票事務において、当初予定されていた開票確定時刻を大幅に遅延し作業が行われ、選挙結果を速やかに有権者の皆様にお知らせするという責務が全うできなかった事例が発生いたしました。その原因について伺います。今回の結果は、南関東ブロックの中で一番遅い終了となったとのことですが、同様な遅延事例が昨年の参議院選挙において幸区で発生しております。この間、再発防止にどのように取り組んできたのか、また、今回の遅延を受けての今後さらに踏み込んだ対策が求められますが、見解を伺います。投票における有権者の皆様への迅速な受け付けと事務の効率化や正確性のために、従来の名簿からパソコンを用いた受け付けに変更したとのことですが、受け付け方法を改めたことによる効果と課題、今後の対応策など取り組みの方針について伺います。

次に、川崎市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について伺います。この調査結果は、文部科学省による平成28年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に合わせて神奈川県が実施した平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における本市の状況をまとめたものですが、まず本市の調査結果についての率直な見解を伺います。また、暴力行為の状況ですが、中学校ではどちらかというところ減少傾向にあるものの、小学校では増加していて、件数が中学校に迫る勢いであり、しかも神奈川県では小学校と中学校の件数が逆転していることに驚きを隠せません。小学校

の暴力行為の増加は、幼少期からの家庭の教育力、しつけの低下が何よりの原因であり、さらには学校において厳しく指導することの難しさを物語っているように思います。これは教職員の指導に従わない児童がふえているということであり、子どもの権利ばかりが主張され、その権利の根底には人としての義務があるということのバランスのとれた教育が家庭や学校でできていないということになるのではないのでしょうか。国家百年の計と言われ、明治維新以降確立してきた日本の教育は、とりわけ戦後の教育で人の心の部分がおざなりになり、精神の鍛錬はどこか否定的なものとなり、このことすらも知識として捉えることから来る皮相的な体裁を取り繕うすべを身につけるようになってきた感があります。加えて、自由と野方図が混同するゆゆしき状況と言えます。昨今報道されている痛ましい事件にもうかがい知れるところも多々あるのではないのでしょうか。また、モンスターペアレントと言われる存在も同様であります。学校の現在における教師である先生方の変革がうかがえますが、見解を伺います。今、本市はともに支える地域づくりに向けた取り組みを推進するとしています。地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上は、多様な経験を持った高齢者や未来を担う若い世代など多くの人がかかわっていくことで、ともに支え合う豊かな地域として醸成されるものであります。学校におけるキャリア在り方生き方教育は、こうした豊かな地域づくりを見据えた人材育成の根幹であり、幼少期における重要な教育であります。キャリア在り方生き方教育の現状を伺います。

しかしながら、現実はお厳しく、子どもの貧困が声高に叫ばれる中、社会のゆがみに対しても大いに目を向けなければなりません。安心・安全な社会の実現には、犯罪を減少させる地域づくりとともに、更生保護の立場から再犯をなくす社会を目指す必要もあります。いずれにしても、将来、社会を支える一員としての成長を育む幼児教育を初め、小学校の教育力が強く望まれますが、同時に家庭でのしつけも同様であります。教育長の率直な見解を伺います。

次に、学校給食施策について伺います。まず、中学校給食に係る取り組み状況についてですが、9月より中学校給食がスタートし、先般、文教委員会において初めて中学校給食の実施状況を視察しました。学校までの配送、配膳室までの移動に関してはおおむね順調に準備が進められているように見受けられましたが、生徒の盛りつけ、喫食するまでにはクラスによってはばらつきが見られ、準備が遅いクラスもありました。現在、給食がスタートした各中学校において、生徒の休み時間、授業への影響はどうなっているのか伺います。また、12月からスタートした中学校において、今後準備のおくれが生じるような学校への対策などについて伺います。また、学校給食センター長期修繕計画についてですが、学校給食センター使用開始から約15年間の維持管理運営業務期間中は、事業者によって小まめな点検補修による予防保全で給食センターを運営し、終了後の20年目に市が大規模修繕を実施すると計画されております。そこで伺います。何をもとにこの年数が設定されているのか、15年間の予防保全が実施される中で、20年目の大規模修繕が必要あるのか、主な計画とかかる費用の概算について、中部、北部それぞれの給食センターの取り組みについて伺います。30年後の長期修繕計画後、南部給食センターも含め3カ所の学校給食センターの対応について、現段階での見解について伺います。

あわせて、小学校給食に関するアンケート集計結果並びに給食費の改定について伺います。本市はこれまで小学校給食において、平成21年度に設定した230円の給食費を据え置き、

給食を提供してきたとのことです。しかし、食材価格の上昇、平成26年の消費税5%から8%への増税によって給食の質の維持は困難となり、保護者や児童からも質の改善を求める意見が寄せられております。このたびのアンケート結果を見ると、これから目指していくことの問いに関し、ほとんどの項目において9割を超える保護者が「とてもよいと思う」「よいと思う」と回答しているのに対し、給食費を230円から270円に設定したいとの問いには「よいと思う」以上の回答をした保護者が8割台となっております。これを踏まえ、これまで学校給食においてどう努力し工夫してきたのか、具体的に伺います。また、今後に生かせる取り組みなどがあるのか、あわせて伺います。現在、ほかの政令指定都市の1食当たりの学校給食費が、これから本市が改定しようとする270円と同等額の設定をしている市から参考に行っている取り組みはあるのか、また、今後給食費を改定した場合、どのように献立を充実させ、保護者、児童が満足いく給食を提供できるのか、詳細について伺います。平成31年の消費税10%への引き上げの際に影響分を転嫁するとありますが、1食当たり何円になるのか伺います。また、直後に改定を実施しなければならない状況も懸念されますが、何度も改定とならないよう検討が行われているのか、見解を伺います。

次に、本市における乳幼児、児童生徒の保険の整備状況について伺います。ことし9月、レスリング85キロ級の全日本学生王者がスパarring中に頭から落ち、病院へ救急搬送されました。現在も入院中で深刻な後遺障害が残る可能性があり、このケースでは治療やリハビリの費用負担に加え、後遺障害の補償の対応も必要となるとのことです。一日の大半を過ごす学校内では安心・安全と学業の両立は必要不可欠ですが、本市における平成27年度の学校内外での学校保険の対象となった事故件数及び事故内容、補償状況について伺います。それが重大事故に至った場合の責任の所在、その補償範囲は現在の保険制度が適用可能なのか伺います。学校保険の補償範囲が死亡事故、後遺障害までカバーすることができる保険が必要であるかを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、子ども施策に関する各分野別計画の見直し、改定について伺います。超少子化社会を迎える我が国にとって、子育て施策の充実が極めて重要であります。本市における施策は、総合計画を頂点として、教育委員会所管のかわさき教育プラン、こども未来局所管の子どもの未来応援プランなど複数にまたがっています。このたび子ども・若者への支援を総合的に推進していくことを目的に、子どもの未来応援プラン、子ども・若者ビジョン、児童家庭支援・児童虐待対策基本方針、同推進計画を統合一体化させるとの方針が示されました。行政施策を効率的・効果的に推進することは当然の責務ですが、これまで個別に策定していた理由と統合一体化による具体的な効果、また、今後においてさらなる統合と組織体制の見直しについての見解を伺います。子どもの未来応援プラン及び子ども・若者ビジョンについては根拠法がありますが、本市の計画において再掲となる施策・事業があるようです。そもそも根拠法が重複を求めているものなのか、本市が計画の策定段階で屋上屋を重ねているものなのか伺います。根拠法が重複を求めるものならば、地方自治を最も効率的かつ効果的に行う基礎自治体として、法が求める計画というのはどうあるべきと考えるのか伺います。また、先般の総選挙における与党公約の議論は来年の通常国会において本格的に行われるものですが、流動的な要因に対する見解を伺います。また、市民に対しても丁寧な説明が求められますが、今後の対応を伺います。

次に、かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンについて伺います。今回の第2期

推進ビジョンでは、平成30年から平成33年までの4年間を一つの取り組み期間として整理統合し、前半2年をチームで実践する取り組み期間、後半2年を未来につなげる期間としています。来年度からの2年間は川崎にかかわる多様な主体が一丸となってパラムーブメントを推進する取り組みを実践すると示されていますが、多様な主体とは具体的に何を指すのか、また、市民が主体的に取り組むものとも示されていますが、ややもすると市民への押しつけと捉えられないか、また、市民のパラムーブメントへの理解についてもあわせて伺います。推進ビジョンで示されているレガシーについてです。ビジョンではレガシーの一つとして、多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまちと示されていますが、子どもたちに対しどのように多様性を尊重する社会の実現に向けて働きかけをしていくのか伺います。

とりわけ、義務教育課程における取り組みが大変重要であります。そこで、教育委員会との連携と教員研修などの取り組みについて伺います。

関連して、政府はパラリンピックに向けた機運を全国に波及させる取り組みとして共生社会ホストタウン制度を創設しました。本市は英国オリンピック代表チームのホストタウンとして既に登録されており、この制度はまさに本市の推進ビジョンの趣旨と合致しています。今後、本市がパラムーブメントを推進していくためにもこの制度を最大限活用すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版案について伺います。まず、障害者の就労支援は自立に向けた自信を高める重要な課題です。しかし、就労移行支援事業所の事業所数の減少と、精神障害者を中心に安定した体調管理に課題のある方や中等度以上の知的障害者が増加した背景もあり、本年度の福祉施設からの一般就労者数の目標について達成が困難な状況にあります。障害児者数がふえ、障害の内容も多様化している中、第4次ノーマライゼーションプランの就労支援の検証と今後の課題について伺います。また、災害対応についてですが、一般的な避難所では生活に支障を来す障害者などの要援護者への配慮として二次避難所が設けられます。しかし、現状では二次避難所の候補地では要援護者に必要な備蓄がないことから、二次避難所の開設後にはおのおのが直接備品を持参しなければなりません。二次避難所の候補地において備蓄が進まない現在の課題と、障害者の避難時における現状認識と今後の対応を伺います。また、この5月には健康福祉局を中心とした避難訓練を実施されましたが、その教訓を踏まえた改善内容を伺います。東京オリンピック・パラリンピックに向けて進む全庁的な取り組みは、障害福祉の充実に資するものと考えます。このたびの改定版案とパラムーブメント推進ビジョンの取り組み期間に差異がありますが、両者の連動、連携について伺います。

次に、第7期計画——かわさきいきいき長寿プランの策定について伺います。第6期計画の取り組み結果として、地域のネットワークづくり、利用者本位のサービスの提供などが報告されておりますが、地域包括支援センターの認知度は一般高齢者の39.4%にとどまり、特別養護老人ホームには入居待ちが依然発生しています。計画策定が先走り、課題解決を見ないままプランが進行している状況であると思われませんが、見解を伺います。全体像を追うことも重要ですが、確実な課題解決事例を挙げていくことが先決であると考えますが、あわせて伺います。また、地域包括ケアシステムの周知率の低さが課題として挙がっておりますが、システムを担う地域拠点の整備、人員の確保、ケア内容の充実と、地域

包括ケアシステム推進ビジョンの達成が見えてきません。制度周知が先か、推進活動の実践から周知を図るか、明確な対応が必要であると思いますが、地域包括ケアシステムの将来的な展望について見解を伺います。

次に、今後の看護師養成確保対策について伺います。平成26年厚生労働省資料によると、全国の看護職員の就業者数は、算定期間の平成16年から平成25年にかけて純増、それに対し、離職率は約11%で横ばい、就業者数の増加を鑑みると離職者数は増加しています。まず、本市医療機関などに就業する看護師の人員確保状況を伺います。あわせて、離職率を伺います。本対策においては、復職率、職場環境の改善には触れず、将来の担い手確保策のみが示されました。その経緯を伺います。定着率向上や職場復帰も十分に地域包括ケアシステムなどの看護師としての担い手の充足策になり得ると考えますが、見解を伺います。また、看護短期大学を4年制化し、平成34年の開学に向けて取り組みを進めるとありますが、そのスケジュールにおいて短期大学から4年制大学への移行後、数年の期間には看護師国家試験受験者が減少する状況も考えられますが、見解を伺います。

次に、119番通報における外国人対応について伺います。昭和50年以後、川崎市に暮らす外国人市民の出身地や在留資格は大きく変化し、平成の時代に入ると、渡日したニューカマーと呼ばれる人々の割合が増加、本市に宿泊した外国人客数も平成24年が約6万人、平成28年は10万人を超えました。外国人が知らない土地である日本で、言語の問題や体調について少なからず不安を抱いている方もいると推測します。特に旅行中のけがや体調不良については、さらに心細くなるものと思われまます。近年における外国語による119番通報の件数、内容及びその対応について伺います。その場合、火災・救急現場で日本語を理解できない外国人への対応の現状について伺います。また、ここ5年間における火災・救急現場からの外国人搬送人数及び国籍について伺います。その場合、外国人に対する救急対応の充実の必要性について見解を伺います。今後、さらに外国人の方の救急需要が増加する可能性があります。本市におけるコミュニケーションツールについての考えを伺います。

次に、川崎市総合都市交通計画の改定案について伺います。先日のまちづくり委員会で報告があった市総合都市交通計画の改定案では、川崎縦貫鉄道計画の廃止を初め、身近な地域の公共交通ネットワークの充実や既存鉄道の輸送力増強などによる混雑緩和などに重点を置き、取り組みを進める方向性が示されました。まず、交通施策の議論で使われる鉄道不便地域という表現について伺います。鉄道不便地域というのは具体的にどの地域を指しているのか伺います。また、以前は交通不便地域という表現が交通政策では使われていたはずですが、表現が変わった理由を伺います。鉄道やバス、道路ネットワークの強化には、市域だけではなく、ほかの自治体を含めた広域的な取り組みが重要と考えます。本計画改定に当たっては、隣接する自治体からはどのような意見があったのか伺います。また、それらの視点をどう計画内に取り入れているのか伺います。川崎縦貫高速鉄道計画の廃止決定に伴い、過去、計画の推進に必要と判断され、先行取得してきた用地などを伺います。また、それらの取得にかかった費用についても伺います。先行取得用地については、今後、市民の利益に供する活用が求められますが、その用地を今後どのように活用していくのか伺います。本年6月に市総合都市交通計画の見直しの検討状況が示されて以降、鉄道不便地域などの身近な地域においては、路線バスネットワークの形成に重点を置きながら、小型バスの活用に向けた取り組みを進めると答弁がありましたが、その後の検討状況を伺い

ます。

次に、京急大師線連続立体交差事業について伺います。本事業は、京急川崎駅から小島新田駅間約5キロメートルのほぼ全線を地下化し、大師線の踏切を一度に除却し、交通渋滞の緩和及び踏切事故の解消などの環境改善を図ることを目的とした事業ですが、先日のまちづくり委員会で、2期区間である川崎大師駅から京急川崎駅間の事業は中止とするとの内容の報告がありました。中止となった2期区間において事業を進める上で必要と判断され、先行取得してきた土地、施設などをお示しください。あわせて、全ての土地、施設などでかかった先行取得金額とその内訳を伺います。都市計画の変更を前提に事業が進められているわけですが、国から投じられた補助金の扱いについては市としてどういった対応が必要となるのか伺います。先行取得した土地、施設などについては今後の活用が大きな課題です。市民にとって有益な使われ方となるよう、早期に検討を進めていくことが必須だと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、JR南武線について伺います。まず、JR南武線連続立体交差事業についてですが、JR南武線連続立体交差事業の構造工法が決定し、公表されました。残念ながら構造工法決定に時間を要したため、当初予定していた平成30年度の都市計画決定が困難な状況となりました。今後速やかにスケジュールの見直し、新たなスケジュールを決定していかなくてはなりません。工法については、まちづくり委員会で説明がありましたが、工事期間中についての影響は示されませんでした。電波障害、日照問題、プライバシーの問題、景観の問題、高齢化社会に直面するためにホームまでのアプローチの問題など仮線高架工法のデメリットはどのように整理されて工法の決定がされたのか伺います。あわせて、その対策についてもお示しください。また、およそ用地買収にかかる期間と工事にかかる期間についても伺います。また、工事で生じる経済損失額の試算についても伺います。

関連して、JR南武線及び横須賀線武蔵小杉駅混雑緩和について伺います。平成28年度国土交通省発表の鉄道混雑率は、横須賀線武蔵小杉―西大井間で最大191%、南武線武蔵中原―武蔵小杉間で最大188%と前年度対比で2%の改善はあったものの、依然として混雑ランキングの5位以内に入っており、武蔵小杉駅の混雑緩和は喫緊の課題であります。市長も相当危険な状態になっているとの認識を示され、試験的に本市職員によるオフピーク通勤を南武線で実施されました。オフピーク通勤対象職員数、実施した職員数、実施率、混雑緩和状況などの結果及びその検証と今後の取り組みについて伺います。混雑緩和策については、南武線の長編成化、ホームドアの設置、新改札口の設置などさまざまな要望が出ている中、混雑緩和、安全対策を一日でも早く講じていくことが求められますが、JR東日本の対応状況、本市との協議の進捗状況及び本市の取り組み姿勢について伺います。

次に、鷺沼駅前地区の再開発事業について伺います。前回の議会において、我が会派から再開発の推進に当たっては、地域の声を聞いていくことが必須であるとの意見を出したところです。市においても、地域の鷺沼町会を初めとする周辺町会の会長や商店会長などで構成された再開発推進協議会を通じて地域の意向を把握し、協議していきたい旨、方向性が示されました。その後、同協議会から鷺沼駅前再開発の機会を捉えた公共施設の移転を求める要望書が提出されたと伺いましたが、具体的にどのような要望であったのか伺います。また、それらの要望を踏まえ、我が会派としても区役所、市民館・図書館の鷺沼へ

の移転を真摯に検討すべきと考えますが、本市としてどのような対応を考えているのか伺います。前回議会では、平成31年度に都市計画手続を完了し、再開発組合設立認可を経て、平成33年度の工事着手を目指すスケジュール感で準備組合から伺っている旨答弁がありました。公共機能の移転の検討を踏まえた事業計画などの検討が必要なものと考えますが、再開発事業のスケジュールへの影響について伺います。

次に、柿生駅周辺地区再開発事業について伺います。昭和2年に小田急線が開通した際に設置された柿生駅は、昭和49年に小田急多摩線開通に伴い、分岐駅として新百合ヶ丘駅が設置されて以来、近隣駅と比較し、開発のおくれが顕著に見られます。乗用車の安全な通行、下水道の整備など、再整備については地元の方々も期待感が増しているところです。現状の進捗状況について伺います。

また、柿生駅を中心として、尻手黒川線、世田谷町田線の道路整備が進捗しているところです。道路整備プログラムに基づく整備の進捗状況を伺います。

新百合ヶ丘駅周辺地区が広域拠点として整備され、麻生区の核となっています。その分、週末、朝夕、雨天時の交通渋滞の解消は喫緊の課題であります。選挙の期日前投票に向かう乗用車で大渋滞が発生した点は記憶に新しいところです。他都市とのハブ機能を有した新百合ヶ丘駅と、目的駅として交通を分散させる近隣駅の整備は快適な交通環境を生むと思われませんが、見解を伺います。

次に、川崎市景観計画の改定について伺います。本市は平成6年に都市景観条例を策定、平成16年に国で制定された景観法に基づき平成19年に川崎市景観計画策定と、他都市に先駆けて本市の景観ビジョンを指し示してきました。今年度、10年が経過した川崎市景観計画はどのような方向性で計画の改正に取り組んでいかなければならないのか伺います。また、10年間の川崎市景観計画を実施してきた問題点や改善、再構築していかなければならない基準や取り組みについて伺います。川崎市景観計画は、緑の基本計画、農業振興計画、河川の維持管理計画など各計画と連携していくとありますが、マニュアルだけが先行してでき上がり、実際の運用面では機能しない計画となることが懸念されています。各計画が並列化されている中、埋もれがちな景観計画をどのように運用していけば実効性のある計画にすることができるのか伺います。第1期実施計画でも、景観という分野は定量的な表現ができないことが多いことから、なかなか目標値の設定が難しいことが推測されます。我が会派の視察先の金沢市では、7つの専門部会で構成された景観審議会にアドバイスを求めるきめ細やかな制度がありました。また最近では、景観専門のアドバイザーを置いて各計画との連携をとれる施策も注目を浴びています。アドバイザー制度の創設や専門家の意見を取り入れる仕組みづくりについて伺います。

また、本市においても、今後すぐれた景観をつくっていくためには市長のビジョンとリーダーシップが求められます。川崎市の景観形成について市長の見解を伺います。

次に、川崎市緑の基本計画の改定案の策定について伺います。落葉の季節を迎え、道路清掃に悩む近隣住民は少なくありません。また一方において、植樹後10年以上が経過する中で、根の隆起が招く歩道の補修を求める陳情も多く、当初は潤いのある景観を目指したはずの街路樹が逆の結果を招いています。生態系である樹木は年輪を重ねるごとに成長を遂げることから、伐採一つを見ても当初の判断が後に与える影響は大きく、緑政及び農業分野においては高い専門性が求められています。そこで、これまでの施策展開の総括と今

後の対応を伺います。次に、国において森林環境税の検討が進む一方、横浜市の横浜みどり税を初め、自治体が独自に財源を確保した上で緑地保全を進める取り組みも散見されています。また、麻生区においては、地元の森林を守るために、市民みずからトラスト運動を立ち上げ、これまで活動を続けてきた経緯がありますが、その基金活用を市に求めています。そこで、緑地保全のために本市が独自に財源を確保することに対する認識と、トラスト基金のような市民の善意を形に変える仕組みづくりを創設することは、制度上可能なのか伺います。また、この間、全公園の7割以上で管理運営協議会または公園緑地愛護会が設立されたものの、利用規制が多いことが課題として指摘されています。市長が新・マニフェストに掲げたわくわく感ある魅力的な公園の実現には既存の規制緩和が欠かせませんが、見解を伺います。

次に、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定について伺います。平成27年のパリ協定の合意、国は平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定、それを受け、本市では平成28年6月に川崎市気候変動適応策基本方針を策定しました。平成42年度の温室効果ガス排出量は対策の有無でどのように変化すると予測しているのか、具体的な数値を伺います。新・マニフェストでは、平成25年比19.2%の温室効果ガス総排出量の削減に取り組むとのことですが、本計画改定後の取り組みでどれくらい数値改善が見込めるのか、市長の新・マニフェストとの整合性についてもあわせて伺います。また、本計画改定において、30施策により平成42年までに30%以上の温室効果ガス削減を目指すとのことですが、今後の取り組み内容について伺います。

次に、川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定について伺います。本計画期間は平成28年度から平成37年度、第2期行動計画は平成30年度から平成33年度。第2期行動計画の策定に当たり、第1期行動計画の総括を伺います。第2期行動計画策定の背景とあわせて伺います。150万環境市民と事業者、行政が協働して、エコ暮らしのさらなる浸透を図ることで、目標及び指標の達成を目指すとあります。その取り組みの一つに、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装について分別が十分にされていない状況との記載があり、ミックスペーパーなどの分別促進が今回の肝要な点の一つかと考えます。具体的な取り組み内容を伺います。また、指標の達成に向けた取り組みに地域包括ケアシステムとの連携による取り組みの推進とあり、高齢者や障害者を対象に、玄関先などまでごみをとりに行くふれあい収集や日々のごみ収集を通じた見守りなど、区役所や地域との連携強化を図るとのことですが、ごみ収集の現状を鑑みますと、ごみ収集をする作業員の方はいつも大急ぎでごみを収集し、次のごみ集積所へと急いで向かうといった光景を目にします。作業員の負担を過度に増大させはしないか、人員配置、人件費の面も含めて具体的な解決策が必要だと考えますが、伺います。

新・マニフェストの中に、市民の力の結集で、1人当たりのごみ排出量を1日30グラム削減することで、政令市最少を目指しますとあります。本計画第2期行動計画案には、平成33年までに36グラム削減としており、マニフェストと差異があります。市長に見解を伺います。

次に、川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充についてであります。我が党は川崎港の限りない発展と充実を目指し、施策の提案とインフラ整備の必要性を訴えてきました。臨海部の物流結節点として重要な役割を担ってきた川崎港であります。コンテ

ナ物流を取り巻く環境の変化に伴い、迅速に対応する必要が生じていることも指摘してきました。このたび川崎港の運営に指定管理者制度を導入し、港湾施策の迅速な対応と利用者へのサービス向上を目指すとの提案がありました。指定管理者制度導入によって、従来の川崎港の運営と比較して最大の特徴、メリットを伺います。また、指定管理料の算出根拠についてもあわせて伺います。指定管理者制度の導入によって、ポートセールスの効果的活動とともに中長期的視点からの活動も期待できると考えますが、見解を伺います。また、港湾局の職務分担にも変更があると思いますが、職員の増減はどのようになるのか伺います。

次に、アスベスト対策について伺います。直近においては、本市の塩浜3丁目地区内土地造成工事の現場において非飛散性アスベスト含有の建材の混入と土壤汚染が見つかり、その処理方法と除去費用などについての報告がありました。アスベストの危険性やその健康被害については広く知られています。昭和45年以降、平成2年ごろまで年間約30万トンが輸入され、平成18年までに主に石綿含有建築材料として使用されました。国においては不適切な除去工事などが安易に行われる場合の粉じんによる室内汚染や環境汚染の発生が懸念される状況に鑑み、昭和63年に国から建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策についての通知がされ、平成29年5月30日付環境省通知により、吹きつけ工法で施工された石綿含有仕上げ塗材は法の規制対象との見解が示されています。そこで、本市として解体等工事に係るアスベスト対策について条例を制定し、届け出指導や現場への立入検査を実施いたしました。直近の数値を伺います。また、解体事業者向けの説明会の実施状況と本市アスベスト対策会議の取り組みについても伺います。

次に、一般競争入札による長沢浄水場用地貸し付けについて伺います。本市では、水道料金及び下水道使用料以外の収入確保を目的として行政財産の有効活用を推進するとされています。上下水道局用地である長沢浄水場用地についても例外ではなく、11月に一般競争入札が行われました。面積は9,900平方メートルで、貸付期間は10年間、貸付料は3億2,000万円で落札されました。一方、地価などの差がありますので単純比較は適切ではないかとは思いますが、平成30年1月より開園予定で、三菱ふそうトラック・バス株式会社に貸し付ける平間配水所用地は年間約1億1,200万円の貸付料です。長沢浄水場用地貸付料金の年間3,200万円という金額の妥当性について伺います。貸付条件の中に、借り受け人は学校法人とし、とありますが、なぜ条件を絞ったのか伺います。水質の安全対策についても伺います。

次に、議案第148号、生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定について伺います。市内最大の緑の宝庫であり、多くの貴重な文化施設を有している生田緑地は、これまで多くの市民に親しまれ、市民に潤いと豊かさを与えてくれる大切な市の財産であります。今回の指定管理者の指定は、生田緑地において横断的管理運営体制を構築し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図るとともに、民間の発想による新たな取り組みとノウハウを活用することで生田緑地全体の魅力向上を目指すことを目的とし導入され、これまで一定の成果を上げてきたものと認識をしています。一方で、今回の指定管理者選定結果に目を移すと、応募団体は2団体、審査結果は0.2点差で新しい事業者が選ばれる結果となりましたが、選定基準の一つである実績評価にはそもそもの配点がなかった理由を伺います。実績評価の反映方法について、

JVの構成団体が1社でもかわる場合、構成団体内の業務割合に関係なく、指定管理者としては新規扱いとなり、実績評価が反映されなくなりますが、その理由を伺います。この対応は全庁的に統一された指針として明示されているのか伺います。また、平成24年度に実施した前回と今回の評価点配分が異なる箇所があれば、その理由とあわせてお示してください。

最後に、議案第154号、平成29年度川崎市一般会計補正予算について伺います。子どもの貧困が社会問題となっている昨今、真に援助が必要な対象者への対応はあってしかるべきものであります。就学援助制度もその一つであります。そのうち新入学児童生徒学用品費については、入学前ではなく入学後の支給となっています。今般、平成29年4月1日付で国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が改正され、従来から国庫補助の対象者であった学齢児童または学齢生徒の保護者に加え、就学予定者の保護者も補助の対象となりました。このたびの国の動きを受けて、本市においても新中学1年生の保護者に対して入学前に新入学児童生徒学用品費を支給するというのですが、現状と今後の対応について伺います。

以上で質問を終わらせていただきますが、答弁によっては再質問させていただきます。

(拍手)

○議長 松原成文 老沼議員。

○13番 老沼 純 先ほど、質問を一部読み落とししましたので、再度質問させていただきます。乳幼児、児童生徒の保険の整備状況についてに関する保育施設などでの事故対応について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長 松原成文 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま自民党を代表されました老沼議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度予算編成についての御質問でございますが、本市では、市税収入が堅調に推移しながらも、消費税率の引き上げの延期などの減収要因が生じており、また、人口増加や少子高齢化などにより行政需要が増加していることから、引き続き厳しい財政状況となることが見込まれているところでございます。こうしたことから、平成30年度の予算編成に当たりましては、持続可能な行財政基盤の構築に向けて取り組みながら、第2期実施計画の施策・事業を着実に推進できるよう、主要施策の着実な推進や効率的・効果的な事務事業執行の推進などの7項目を予算編成上の留意点としたところでございます。また、策定中の第2期実施計画や行財政改革第2期プログラムとの整合を図る必要がございますので、サマーレビューなどの機会を通じて職員と率直に意見交換し、課題調整と幅広い検討を進めてきたところでございます。オータムレビューにおきましては、厳しい財政状況が見込まれる中でも安心のふるさとづくりと力強い産業都市づくりの調和を図りながら、かわさき10年戦略に位置づける事業など、全ての施策・事業において、多様化する課題への確に対応するための取り組みを着実に推進するとともに、業務改善などの行財政改革に主体的に取り組むよう各局に指示したところでございます。また、私自身がまちづくりの主役である市民の皆様が暮らし活動する現場を訪ねさせていただいておりますが、その現場に日々出向き、さまざまな課題に向き合っている職員一人一人の視点や考え方を直接感じ

ることは大変重要であると考えておりますので、今後につきましても対話と現場主義を基本に市政運営に当たってまいります。

危機管理体制についての御質問でございますが、災害時に市民の生命、財産を守るため、災害事象に応じた適切な対応を迅速に行うことは、防災行政における最重要課題であると認識しております。このため本市では、昨今の異常気象による集中豪雨や熊本地震への被災地支援等から得た課題等を踏まえ、各区複数回の総合防災訓練の実施や、業務継続計画の充実強化に向けた各局訓練の実施、医療救護に関する本部機能の設置に向けた取り組みなど緊急時の組織体制の強化に努めてきたところでございます。今後より一層取り組みの強化を図っていくためには、局区を横断し、全庁を挙げた取り組みを進めていく必要があることから、仮称危機管理監につきましては、危機管理施策を掌理し、各局区に対し指導、調整を図るとともに、それぞれの取り組みを有機的につなげ、安全・安心な市民の暮らしを支える行政としての役割を果たすことを目指すものでございます。

緊急輸送路沿道の耐震化についての御質問でございますが、首都圏において大規模地震発生 of 切迫性が指摘される中、今後4年間で特定建築物の耐震化率を95%以上とすることが求められており、特に災害時の避難・救急活動や物資輸送を行う緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進することは重要であると考えております。また、あわせて、市民の皆様の安全・安心を確保するためには、身近な道路等を含むまち全体の耐震化を図ることが重要でございますので、各種支援制度の活用に向けた普及啓発に取り組むなど、今後も引き続き耐震化を着実に進めてまいります。

待機児童対策についての御質問でございますが、市内では武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田駅周辺など、大規模集合住宅の開発が継続している地域を中心に、就学前児童数の増加が見込まれ、また、主要駅周辺を中心に依然として保育ニーズが拡大しておりますことから、今後も必要な地域に的確に保育受入枠を確保してまいりたいと存じます。次に、保育所整備に係る予算についてでございますが、今年度は一般財源ベースで約14億円を計上し、現時点で1,843人の受入枠を確保したところでございますが、今後も本市の保育需要に的確に対応するため、国の子育て安心プランに示された新たな支援策も積極的に活用し、適切な予算措置を講じてまいります。また、保育所用地の確保につきましては、今後とも公有地を初め利用可能な資産を積極的に活用するとともに、市内の保育事業者が確実に保育士を確保できるよう、全国の保育士養成施設との連携を強化するなど取り組みをさらに推進してまいります。

子どもや若者を応援するための基金についての御質問でございますが、初めに、競輪・競馬事業の収益の用途につきましては、住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てることとされており、近年、競馬・競輪事業からの繰入金が増加したことから、新たな基金への活用を考えたものでございます。次に、学校施設整備への影響についてでございますが、今後も義務教育施設整備事業を進めるための必要な予算につきましてはしっかりと確保してまいります。いずれにいたしましても、市民一人一人がお互いに支え合う互助のまちづくりを推進していく中で、基金の趣旨について幅広く周知し、賛同いただける企業や市民の皆様からの御寄附もお願いしながら、頑張っている子ども・若者のさらなる応援や、経済的な理由による機会格差をなくす取り組みの充実につなげてまいりたいと存じます。

市内総生産についての御質問でございますが、本市は高度な産業、研究開発機能の集積や、羽田空港との近接性など、我が国全体の経済成長を牽引する高いポテンシャルを有しており、こうした強みを生かした産業政策を進めていくことが大変重要であると考えております。また、こうした取り組みに加え、特定の経済活動に限定せず、幅広い業種に対するきめ細やかな活性化施策を講ずることで、市内経済全体の成長を促し、平成26年度の市内総生産約5兆4,000億円を6,000億円ふやし、市内総生産6兆円を達成することが、ひいては国が目指すGDP600兆円の実現につながるものと考えております。とりわけ力強い産業都市づくりの中心的な役割を担う川崎臨海部においては、新産業の創出及び基幹産業の高機能化等の戦略的な取り組みの推進により、産業と環境が高度に調和する地域として持続的な発展に取り組んでまいりたいと存じます。

「パーセントフォーアート」についての御質問でございますが、海外では公共建築物の建設費用の1%程度をまちなかや建物内の芸術作品などに活用する「パーセントフォーアート」の取り組みが行われております。本市におきましても、豊かさを深め、より成熟したまちとなるためには、こうした海外での取り組みを参考にしながら、これまで以上に日々の生活の中で芸術文化を感じることができるよう取り組みが必要であると考えております。新たな仕組みにつきましては、現在検討を始めたところでございますので、方向性が具体的になった段階でお示ししてまいります。

都市農業の振興についての御質問でございますが、都市における農地については、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性など多面的な機能を有しており、その役割が再評価されております。また、平成28年5月には都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地については宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換が図られています。こうした状況を踏まえ、本市におきましては生産緑地の面積要件の緩和を初めとする農地の確保、担い手の育成、農業経営支援の充実等の具体的な取り組みを進め、現在策定している川崎市総合計画第2期実施計画及びかわさき産業振興プラン第2期実行プログラムに基づき、農業経営支援を一層強化することにより、生産緑地を初めとする都市農地の保全を図り、次世代に引き継ぐ川崎の農業を実現してまいりたいと存じます。また、農業振興地域、市街化区域内農地等において、地元農業者や地元で活動する福祉団体や大学などの関係団体等と連携を図りながら、グリーン・ツーリズムや体験型農園の推進、農家レストラン等、新たな取り組みへの支援など、それぞれの地域特性を生かした農業振興策に取り組むことで農業従事者の活躍の場の拡大を図ってまいりたいと考えております。

川崎市の景観形成についての御質問でございますが、本市は景観法施行の10年以上前から川崎市都心アーバンデザイン基本計画の策定や都市景観条例の制定など、良好な景観形成に向け取り組みを進めてまいりました。景観は市民共有の財産であり、良好な景観形成は市民生活を豊かにするために大変重要な要素であると考えております。また、すぐれた都市計画は地域のブランド資源となり、シビックプライドの醸成にもつながる貴重なものであると認識しておりますので、今後はそういった観点も踏まえつつ、シティプロモーションや観光施策と連携した取り組みを進めることにより、引き続き川崎らしい景観形成に取り組んでまいります。

ごみ排出量についての御質問でございますが、私のマニフェストに掲げる1人当たりの

ごみ排出量を1日30グラム削減することにつきましては、家庭から出される普通ごみを初め、空き缶やペットボトルなどの資源物、事業者から出される事業系ごみなど、ごみ全体を対象とし、発生量の削減を目指すものでございます。一方、行動計画案に掲げる1人1日当たりの普通ごみ排出量を36グラム削減することにつきましては、ごみ全体のうち家庭系の普通ごみのみを対象とし、発生量の削減分として10グラムを見込むほか、普通ごみに混入している資源物の分別を徹底することで26グラムの削減を目指すものでございます。今後とも、ごみ排出量の削減に向けた地道な取り組みを積み重ねるなど、市民、事業者、行政が一体となり、力を合わせて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 教育長。

〔教育長 渡邊直美登壇〕

○教育長 渡邊直美 幼少期における教育についての御質問でございますが、本市におきましては、子どもの実態や子どもを取り巻く環境等、変化が激しい今日の社会情勢を踏まえて、平成27年3月に策定したかわさき教育プランに基づき、教育施策、教育活動等を推進しているところでございます。かわさき教育プランの策定に当たりましては、子どもは将来へ限りなく夢や希望を抱くものであり、その子どもを見守る大人は、子どもが子ども時代を幸せに過ごしてほしい、そして生涯にわたって幸せな人生であってほしいと願うものであるという思いでございました。変化の激しい今日の社会情勢の中におきましても、未来あるかけがえのない子どもたちには、誰もが夢や希望を抱いて充実した生きがいのある人生を歩めるようにすること、また、個々の多様性が尊重され、それぞれの強みを生かし、ともに支え高め合える社会を構築することが教育の使命であると考えております。一方、しつけは学習習慣、生活習慣、運動習慣など人間としてのあり方生き方の基盤となる人間形成を図る重要な教育であると考えております。しつけという言葉は裁縫のしつけ縫いと同義の言葉であると言われてますが、今日、一部の若者にしつけ縫いがなされずに型が崩れたり、あるいはしつけ糸をいつまでもつけている、すなわち、いつまでもひとり立ちできない状態が見られることが有識者等から指摘されるところでございまして、今日の教育の根本的な課題であると認識しております。人間としてのあり方生き方の基盤、基軸を築くためには、成人、社会人に至るまでの過程で発達の段階に応じて社会的資質や行動力、規範意識などを高められるよう、学校、家庭、地域が一丸となって指導援助することが極めて重要であると考えているところでございます。教育委員会といたしましては、現在策定中のかわさき教育プラン第2期実施計画の中で、キャリア在り方生き方教育の推進を重点に位置づけまして、全ての学校において保護者、地域の皆様と協働して計画的、系統的に推進し、子どもたちの健全な育成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 松原成文 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 金子正典登壇〕

○上下水道事業管理者 金子正典 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

長沢浄水場用地貸し付けについての御質問でございますが、初めに、貸付金額についてでございますが、平間配水所用地及び長沢浄水場用地の貸付金額は、いずれも貸付地に係る公表された固定資産税路線価に貸付面積を乗じ、また、地下に水道施設が埋設されている範囲を減額するなどして、川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱に基づき算出され

た予定価格以上の金額でございます。次に、貸付条件として借り受け人は学校法人とした理由についてでございますが、長沢浄水場は市内唯一の飲み水を製造している浄水場であることから、当該用地を利用するに当たり、不特定多数の者が出入りすることなく、利用者を限定的なものとし、責任体制の明確化を図ることを中心に検討したところでございます。これに加えて、複数の学校法人からグラウンドの確保について要望があったこと、周辺道路の交通状況などを総合的に検討した結果、学校法人のグラウンドとしての利用が有効活用策として最も適していると判断したことによるものでございます。次に、水質の安全対策についてでございますが、貸付用地と浄水場の境には、人が容易に出入りできないフェンスを設置するとともに、借り受け人に対しては防犯カメラや外周監視センサーの設置など防犯対策を義務づけ、また、潤滑油、工業油脂類、除草剤等の持ち込みや使用を禁止するなどして水質の安全に万全を期してまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 総務企画局長。

〔総務企画局長 加藤順一登壇〕

○総務企画局長 加藤順一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、総合計画の課題認識についての御質問でございますが、第2期実施計画素案では、将来を見据えて乗り越えなければならない課題など、継続した課題を改めて整理した上で、第1期実施計画の策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題にも的確に対応することとしておりまして、こうした課題について総論の計画策定に向けた基本認識の中で具体的にお示ししているものでございます。また、総論に掲載していないその他の課題につきましては、各施策の中で施策の主な課題としてあわせてお示しをしております。本市を取り巻く社会経済環境の目まぐるしい変化が続く中、実施計画の策定時点での社会や国の動きを的確に捉え、新たな課題設定を行うとともに、継続した課題解決の取り組み状況等を踏まえながら、計画策定の都度、その基本認識として位置づけております。次に、第2期実施計画策定以後に生じるさまざまな環境変化につきましては、現時点では想定できない課題に対しましても、これまでと同様に、毎年度の施策の進捗管理や主要課題調整、予算編成等の中で課題の把握と取り組みの方向性等について検討、確認を行いながら、よりよい施策の推進につなげてまいります。

次に、行財政改革についての御質問でございますが、初めに、指標等についてでございますが、改革の取り組みを着実に推進する上で、取り組みの効果を市民の皆様にはわかりやすくお示ししていくことは大変重要であると考えております。このたびの川崎市行財政改革第2期プログラム素案におきましては、市民サービスと市役所組織・職員の質の向上や効率的・効果的な行財政運営に向けたさまざまな取り組みをお示しさせていただいたところでございまして、指標につきましては、財源確保に関するものも含め、現行の行財政改革プログラムの63指標を上回る109の指標を設定するとともに、成果の測定に、より資するものとなるよう必要な見直しを行い、取り組み内容や目標の一層の明確化を図ったところでございます。また、効率的・効果的な行財政運営に向けた取り組みによる財政効果のうち、定量的な算定が可能なものについては、来年2月の公表を予定している収支フレーム改定案に着実に反映してまいりたいと考えております。あわせて、今後具体的に取り組みを推進し、毎年度の評価を行う中で、その実績、効果については指標等も活用したわかりやすい形で市民の皆様への周知を図ってまいります。次に、事業調整等についてござい

ますが、総合計画第1期実施計画における必要性や有効性、効率性の観点からの施策等の評価や、行財政改革プログラムにおける経営資源確保等の観点からの取り組み評価の結果、さらには、この間の社会経済状況の変化や今後の財政状況等を踏まえ、このたび第2期実施計画素案の中で、将来を見据えて乗り越えなければならない課題にいち早く対応していくため、推進していくべき施策・事業をお示しするとともに、その着実な推進に向け、経営資源の確保を行っていくための行財政改革第2期プログラム素案の取り組みをお示したところでございます。今後、財政状況を常に意識し、これら計画を推進していくとともに、施策等の今後の評価の結果も反映しながら、持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、多様な主体の参加と協働・連携の取り組みについてでございますが、多様化、増大化する市民ニーズに的確に対応し、地域に根差した課題解決を図るためには、行政、市民、町内会・自治会、企業などの多様な主体が適切な役割分担のもと、それぞれの強みを生かした参加と協働・連携によるまちづくりを推進する必要があります。そのため、それぞれの地域や取り組みの状況に応じ、行政としての役割を担い、その責任をしっかりと果たすとともに、地域を構成する各主体による自立的な取り組みが進展するよう、地域活動の担い手をふやす取り組みや地域コーディネート機能の強化に向けた職員の育成などを推進し、市民同士がつながり、ともに支え合う地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。次に、現場主義、対話主義についてでございますが、市民本位の行財政運営を進めていくためには、職員が積極的に現場に赴き、市民との対話を通じてニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行っていくことが求められていると認識しており、本市ではこれまで川崎市人材育成基本方針において、全ては市民のためにとという考えのもと、市民の視点に立って考え行動することを職員の行動指針として定め、階層別研修や市長、副市長との対話等の機会を通じて、職員一人一人が常に市民目線に立ち、みずからの職務を遂行するよう取り組んできたところでございます。今後におきましても、引き続き計画的な人材育成や職員の意識改革に取り組んでまいります。

次に、職員の処遇等についての御質問でございますが、多様化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な市民サービスを提供するためには、行政のプロフェッショナルとして生き生きと仕事に取り組み、未来に向けてチャレンジする職員を育成することが重要なことであると考えております。人事評価制度につきましては、これまでも適宜、制度見直しを行ってまいりましたが、今年度も意欲のある職員の取り組みを適正に評価へ反映することができるよう、身近な改善改革の取り組みに対する新たな加点を導入するなどの制度改革を行ったところでございます。今後につきましても、職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、人事評価制度の公正かつ効果的な運用に努めてまいります。また、人事異動につきましては、これまで職員が主体的に作成したキャリアプランをもとに、その意欲を最大限に引き出すため、職員の能力と実績を踏まえた人事異動を実施してまいりましたが、平成28年度から、高い専門性が求められる職務や職場における人事異動サイクルを変更するなど、適宜制度の見直しを図ってきたところでございます。今後も、職員個々の能力、適性が発揮できる機会の提供や人事配置の実施など、チャレンジする職員の育成に向けた取り組みを推進してまいります。また、専門職の採用につきましては、これまでも民間企業等職務経験者採用試験におきまして、民間企業などで培われた経験や専門知識

を生かして、本市職員として直ちに活躍できる人材を採用するなど、専門性の高い人材の確保を図ってきたところでございます。今後につきましても、関係局と協議しながら、さまざまな市民ニーズに的確に対応できる必要な人材の確保に努めてまいります。

次に、事業等の見直しについての御質問でございますが、行財政改革において必要な施策の着実な推進に向けた財源確保の取り組みは引き続き大変重要でございます。行財政改革第2期プログラム素案におきましても、効率的・効果的な行財政運営を基本理念の一つに位置づけているところでございます。この理念のもと、組織の最適化を図る中で効率化が可能な分野における委託化等による執行体制の見直し、市場の成熟している分野における民間部門のさらなる活用、AIやICTの活用による行政運営の効率化、新たな手法の活用も踏まえた財産の有効活用、職場における事務の可視化や業務分析等を通じた業務プロセス改革等による事務の効率化、総務事務執行体制の見直し、受益と負担の適正化や将来を見据えた持続可能性などの視点による市民サービス等の再構築などに着実に取り組むとともに、状況の変化には適時適切に対応していくことにより、効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

次に、帰宅困難者対策訓練についての御質問でございますが、本市の地震被害想定調査では、川崎市直下の地震が発生した場合は市内で約3万5,000人の帰宅困難者が発生すると予測されており、平成25年度から駅周辺の事業所や関係機関により組織している帰宅困難者等対策協議会が主催し、自助、共助を主眼とした帰宅困難者対策訓練を開始し、現在は市内主要駅にて実施しております。今年度につきましては、川崎駅、武蔵小杉駅、溝口駅の各駅周辺にて実動訓練と情報受伝達訓練を実施いたしました。川崎駅周辺の訓練におきましては、外語ビジネス専門学校の25名を含む80名の外国人の参加を受け、翻訳機等を活用した外国人来訪者の対応を実施するとともに、武蔵小杉駅周辺の訓練におきましては、オリンピック・パラリンピックへの対応を見据え、外国人と聴覚障害者10名が参加し、指差しマップ等を活用したところでございます。また、昨年度に引き続き、本市が独自に整備した簡易無線機等を活用した区本部、駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設や全市一斉の情報受伝達訓練もあわせて実施したところでございます。次に、計画の策定についてでございますが、平成25年度に川崎駅周辺地域において都市再生安全確保計画、平成27年度に武蔵小杉駅周辺地域においてエリア防災計画をそれぞれ策定しておりまして、現在、溝口駅周辺地域におきましてエリア防災計画を平成30年2月を目途に策定中でございます。今後につきましては、エリア防災計画の対象となる登戸駅周辺におきましても区画整理事業の進捗を踏まえながら計画の策定について検討するとともに、訓練につきましても引き続き実施する予定となっております。今後も、一斉帰宅抑制の周知、大地震等の発生時の帰宅困難者による混乱の抑制に向け、避難誘導や一時滞在施設開設訓練を実施するとともに、備蓄品の整備や徒歩帰宅者支援を進め、帰宅困難者対策の向上に向けて取り組んでまいります。

次に、感震ブレイカーについての御質問でございますが、国が公表した重点密集市街地である川崎区小田2・3丁目地区及び幸区幸町3丁目地区の約200世帯を対象に、本年1月に無償で感震ブレイカーを配付するモデル事業を実施し、2月には設置世帯へのアンケート、8月には設置に御協力いただいた町会へヒアリングを行ったところでございます。実施結果といたしましては、感震ブレイカーの必要性は感じるものの、みずから設置を希望

する世帯は少数であったことから、改めて住民意識の向上を図ることが必要であると認識したところでございます。今後につきましては、啓発に係るパンフレットの作成などを通じて市民に周知を図るなど、普及促進に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、臨海部防災対策計画についての御質問でございますが、本計画につきましては、我が国におきまして重要な産業拠点である臨海部に特化した防災計画として東日本大震災後の平成25年4月に策定し、平成28年3月に神奈川県石油コンビナート等防災計画が修正されたことに伴い、本年11月に改定したものでございます。主な改定の内容といたしましては、避難計画の具体化及び現地防災本部の見直しでございます。避難計画につきましては、特定事業所が保有する約2,400のタンク、プラント等を対象施設とし、前提となる災害事象の発生危険度と影響度に応じて4区分に分け、それぞれの避難を要する事態として、火災の延焼拡大、危険物の大量漏えい、タンク爆発等の大規模災害の3種類としたところでございます。具体的な避難方法としては、想定される影響範囲外へ避難する域外避難と施設内にとどまる屋内退避の2種類に分類しております。これらを踏まえ、石油コンビナート区域外への一般地域へ及ぶ災害、あるいは島ごとに区分したエリアの隣接エリアに及ぶ災害を対象に、避難対象地域、最大避難者数等を整理分類し、平常時及び地震で43件、大規模災害で7件の具体的な避難計画にまとめたものでございます。次に、現地防災本部の招集事業者の見直しにつきましては、これまで京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所3社を輪番制としていたものを、今回の改定では3社全てを招集事業者として明記したものでございます。次に、避難対象者等への周知についてでございますが、川崎区総合防災訓練、川崎臨海部防災協議会で周知を行ったところでございまして、引き続き川崎区自主防災組織リーダー等養成研修会、川崎臨海部再生リエゾン推進協議会等の市民や事業所の方々が参加するさまざまな会議にて説明するなど、あらゆる機会を活用して周知に努めてまいります。今後につきましては、平成30年3月に川崎臨海部防災協議会が実施する広域防災訓練等により、計画の実効性を高めてまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 財政局長。

〔財政局長 唐仁原 晃登壇〕

○財政局長 唐仁原 晃 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、都市インフラの有効活用についての御質問でございますが、市有財産の有効活用の取り組みにつきましては、これまで庁舎等の駐車場適正利用や庁舎等の余剰地や余剰床の貸し付けなど、多様な効果創出に向けた取り組みの拡大を進め、成果を上げてきたところでございます。さらなる有効活用の取り組みの推進を図るため、引き続き関係局と連携しながら、道路や駅周辺などの公共空間の有効活用に向けた取り組みの検討を進めてまいります。また、国に対しては、道路占用許可に係る基準の弾力化などについて、他都市と連携し共同提案を行っているところでございますが、引き続き他都市等とも連携を図りながら国に対し働きかけてまいります。

次に、収支フレーム素案についての御質問でございますが、本市では、国の経済見通しや市の人口推計の状況から、今後も市税収入は堅調に推移することが見込まれておりますが、障害者施策の推進や保育ニーズへの対応などにより、社会保障関連経費が引き続き増加することが見込まれております。また、消費税率の引き上げの延期や、ふるさと納税や法人市民税の国税化などの影響を大きく受けるとともに、小中学校の教職員の増や業務シ

システムの改修の集中などにより歳出の増加が見込まれますことから、的確かつ迅速な対応に向けまして、歳入確保や歳出削減による財源の確保を図りながらも、減債基金からの新規借り入れにより対応することとしたものでございます。次に、基礎的な投資的経費につきましては、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ることとしておりますことから、平成29年度予算の計上状況等を踏まえまして算定したところでございます。次に、収支フレームの策定につきましては、直近の予算をベースに、国の中長期の経済財政に関する試算や、本市の人口推計などの客観的なデータを活用し、実施計画や行財政改革プログラムとの整合を図りながら、事業の進捗状況、国の財政措置や制度変更の動向などを踏まえ、極力本市の財政の現状をお示しできるように算定しておりますが、財政状況は社会経済環境の変化や制度改正などの影響を大きく受けるものでございますので、今後につきましても、その的確な把握に努め、適宜対応してまいります。また、収支フレーム改定案をお示しする来年2月に向けましても、平成30年度予算編成作業を通じまして、国の予算編成や地方税財政制度の動向を反映するとともに、総合計画第2期実施計画や行財政改革第2期プログラムの策定作業と連携し、施策調整や事務事業の見直し、事務の効率化などの行財政改革の取り組みを着実に進め、可能なものから収支フレーム改定案に反映してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 松原成文 市民文化局長。

〔市民文化局長 鈴木賢二登壇〕

○市民文化局長 鈴木賢二 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、町内会・自治会についての御質問でございますが、人口構造等の変化による価値観やライフスタイルの多様化など町内会・自治会を取り巻く環境の変化に伴い、町内会が抱える事情も役員の固定化、高齢化や活動の担い手不足などさまざまなものとなってきております。こうした状況においても、町内会・自治会は幅広い分野で地域の課題解決に自主的に取り組むとともに、行政と地域をつなぐ大切な協働のパートナーとして地域コミュニティの中核を担っていただいているところでございます。今後も、町内会・自治会の地域における活動の活性化に向けて、引き続き適切な支援を行ってまいります。

次に、市民共創の地域づくりについての御質問でございますが、少子高齢化の進行による超高齢化社会など、これからの時代を見据えると、市民一人一人や、地域で活動する団体、企業など多様な主体による地域課題の解決に向けた取り組みの重要性が増すものと認識しており、このような活動がより一層活性化するためには、さまざまな地域づくりの活動が広がる施策が必要と考えております。具体的には、地域レベルでの顔の見える関係づくり、区域レベルでの地縁団体や市民活動団体などをつなぐ区における中間支援組織のあり方の検討、市域レベルでの全市的な支援組織や活動拠点の役割や機能のあり方の検討に加え、個別の取り組みとして、町内会・自治会の活性化支援などについて平成30年度末に予定している仮称今後のコミュニティ施策の基本的考え方策定の中で検討してまいりたいと存じます。市民共創の地域づくりにつきましては、この基本的考え方に基づき、市民やさまざまな主体と行政が一体となり、一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、区役所機能の強化についての御質問でございますが、区役所はこれまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取り組みを促す役割を果たしていくことが求められ

ているところでございます。また、近年の都市化の進展に伴い、地域や近隣住民とのつながりを感じにくく、関係が希薄化する状況の中で地域の課題を解決するためには、新しいコミュニティの形成を促進し、地域の課題を解決する新たな仕組みが必要と認識しております。こうした中で、市民の主体的な取り組みといたしましては、一人でも多くの市民の方々にみずからが住む地域に関心を持っていただき、地域活動への参加など、市民同士が支え合いながら地域課題の解決に向けて取り組んでいくことが重要だと考えております。次に、区役所の果たす役割といたしましては、区役所改革の基本方針に基づき、地域との丁寧な対話などにより把握した従来からの地域の取り組みや課題認識、市民の関心事をもとに、地域での顔の見える関係づくりを継続的に模索し、市民同士のつながりやコミュニティづくりの仕掛け、きっかけづくりに取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、かわさきパラムーブメントについての御質問でございますが、初めに、パラムーブメントを推進する取り組みの実践についてでございますが、本ビジョンにおける多様な主体につきましては、障害、年齢、人種、LGBTなどの違いを超えた全ての人々や、企業、NPO、市民活動団体などのあらゆる主体を想定しているところでございます。また、本ビジョンは社会計画としての性質を有するものでございますので、かわさきパラムーブメントを大きなうねりとしていくためにも、行政のみならず、市民の皆様が無理なく主体的に取り組むこと、例えば心のバリアフリーを体現する行動が自然にとれるようになっていくことなどが重要であると考えておりますので、引き続き理念浸透に向けて戦略的なプロモーションを推進してまいりたいと存じます。次に、レガシーについてでございますが、かわさきパラムーブメントは東京2020大会を契機として社会変革を起こし、レガシー形成を図っていくものでございます。一方で、社会変革には多方面にさまざまな影響を及ぼす可能性がございますことから、多様性を尊重する社会をつくる子どもたちを育むまちの実現に向けましては、教育委員会等と連携し、教職員や子ども、保護者、その他さまざまな関係者と対話を重ねることにより、子どもたちに対する働きかけ方を含めた具体的な取り組みについて合意形成を図り、実践してまいりたいと存じます。次に、共生社会ホストタウンについてでございますが、この制度は、ホストタウンの枠組みの中において、特にパラリンピアンとの交流をきっかけにした共生社会の実現に焦点を当てた取り組みを推進するものでございまして、心のバリアフリーまたはユニバーサルデザインのまちづくりの取り組みの継続的、加速的な実施と、東京2020大会の事後交流も含めた幅広い形での相手国・地域のパラリンピアンと市民との交流が要件とされております。このように、共生社会ホストタウンは、かわさきパラムーブメントを推進し、また、英国パラリンピック代表チームの事前キャンプ受け入れを予定しております本市の取り組みと合致するものでございますので、現在、応募に当たり準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長 松原成文 経済労働局長。

〔経済労働局長 原田津一登壇〕

○経済労働局長 原田津一 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、羽田連絡道路の開通に向けた観光施策についての御質問でございますが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される中、羽田連絡道路の開通により本市と羽田空港がこれまで以上に身近となることは、国内外の来訪者に本市の魅力を広く知っ

ていただくとともに、まちのにぎわいや市内経済の活性化につながることから、この好機を生かした観光施策を展開することが重要であると認識しております。羽田連絡道路の開通を見据えた取り組みといたしましては、羽田空港を訪れる多くの外国人旅行者などをターゲットに、多言語による情報発信やボランティアガイドの養成などに取り組み、工場夜景を初めとした本市の観光資源を発信してまいりたいと考えております。また、今年度、タクシー事業者が市民ミュージアムや藤子・F・不二雄ミュージアム、日本民家園等の観光スポットを周遊するコースの運行を始めたところでございます。今後は、このような取り組みを踏まえ、羽田空港から市内のさまざまな観光スポットへの誘客につなげてまいりたいと考えております。さらに、ますます増加が見込まれる外国人旅行者の誘客に向けましては、本年7月、庁内に設置した推進会議で検討を進めるとともに、10月に川崎市観光協会と川崎港振興協会が中心となり、市内の企業、団体で立ち上げた川崎インバウンド等誘客推進協議会と連携して、羽田連絡道路の開通など、川崎の特性やポテンシャルを生かした取り組みを進め、市内経済の活性化につなげてまいりたいと存じます。

次に、中小企業支援についての御質問でございますが、市内企業の多数を占める中小企業はこれまでの本市の発展に大きく貢献するとともに、今後の市内産業の成長を支える大変重要な存在でございます。一方、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しい状況が続いております。市内中小企業がこのような厳しい環境を乗り越えるとともに、イノベーションの創出を図るためには、中小企業の自主的な努力と経営課題に対応したきめ細やかな支援が必要であることから、昨年4月に中小企業活性化条例を施行し、中小企業活性化施策を推進してきたところでございます。また、総合計画第2期実施計画素案と連動し、平成30年度から平成33年度までの今後4年間の産業振興の方向性や具体的な取り組み内容を盛り込んだ、かわさき産業振興プラン第2期実行プログラムの策定作業を進めているところでございます。本プログラムは、起業・創業の支援や成長産業の育成振興、中小企業活性化等の政策の体系化を図るものでございます。さらに、都市農業や商業の振興に向けた農商工連携等のオープンイノベーションの推進、IoTやAIといった第4次産業革命の本格到来、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、魅力あるワークスタイルの実現に向けた働き方改革の推進等、今後の社会経済環境の変化などを新たな視点として取り入れ、戦略的な産業振興を図るものでございます。こうした取り組みの推進に当たりましては、庁内関係局との連携を図るとともに、国や県、川崎市産業振興財団、川崎商工会議所、金融機関等の関係機関と連携し、適切な役割分担と協力体制のもと、市内経済の活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、新たな産業の創出等についての御質問でございますが、イノベーションを新たな産業の創出につなげる取り組み事例といたしましては、殿町キングスカイフロントでは、東京工業大学が立地企業と連携し、国の地域イノベーション・エコシステム形成プログラムを活用し、ITと独自の創薬技術の融合による我が国初の新薬開発などに着手したところでございます。また、新川崎・創造のもり地区では、慶應義塾大学新川崎タウンキャンパス発のベンチャー企業による、力を感じる介護ロボット等に向けたICチップの開発、かわさき新産業創造センター入居ベンチャー企業のSCIVAX社が事業会社と連携して大面積ナノインプリント事業の量産化を目指すなど、イノベーションの成果が生み出され

ているところでございます。本市といたしましては、これらの成果が本市への研究機関、企業等の集積をさらに加速させるとともに、市内企業との連携を促進していくことにより市内産業の活性化につながるものと考えております。次に、ベンチャー企業の支援につきましては、平成28年度から有望なベンチャー企業等に対する個別集中的な支援事業を実施しているほか、かわさき新産業創造センターにおけるベンチャー企業等の起業・成長支援に係る取り組みについて、今後さらに機能強化を図っていくものでございます。また、オープンイノベーションの推進につきましては、キングスカイフロントや新川崎地区に立地する企業、大学、研究機関による交流連携の取り組みや、本市のオープンイノベーション拠点施設となるAIRBICの整備などを進めております。これら各種取り組みの効果といたしましては、立地機関同士の連携や市内中小企業と大学研究室の共同研究が進展しているほか、キングスカイフロント夏の科学イベントや新川崎・創造のもり地区における科学とあそぶ幸せな一日を毎年開催しており、いずれも1,000人を超える来場者が最先端の科学を体験するなど、市民に還元しているところでございます。今後につきましても、これらの取り組みを重点的に進めることにより、市内における新規雇用創出や産業活性化などを図ってまいりたいと存じます。

次に、生産緑地についての御質問でございますが、初めに、生産緑地の区域の規模に関する条件及び生産緑地地区指定基準についてでございますが、本年6月の生産緑地法改正により生産緑地の面積要件の見直しが行われ、市町村が条例を制定することにより、300平方メートルから500平方メートル未満の範囲で定めることが可能となったところでございます。また、生産緑地法改正にあわせて、国により都市計画運用指針の改正が行われております。生産緑地地区の区域の規模に関する条件及び生産緑地地区指定基準につきましては、関係部局と協議を行い、条例の骨子案及び指定基準の見直し案を取りまとめ、現在、パブリックコメント手続を実施しているところでございます。今後、年度内の条例制定及び指定基準の改正に向けてさらなる検討を行い、来年度、新たな面積要件等のもと、生産緑地地区の指定を行ってまいりたいと考えております。次に、生産緑地地区の再指定についてでございますが、国の都市計画運用指針によりますと、これまで農地を宅地化するなどの目的で農地法に基づく転用の届け出をした場合、生産緑地地区に再指定することはできませんでしたが、今回の改正により、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能であるという考え方が示されました。今後、市民の皆様の御意見等を踏まえまして、指定基準の改正を検討してまいりたいと考えております。次に、今年度の生産緑地地区の指定案件が面積の拡大のみで新たな箇所数の増加がなかったことの原因についてでございますが、法改正に伴う税制度の詳細が国から示されていないことや、農業者の高齢化、後継者不足等の理由から、新たな箇所数の増加はなかったものと捉えております。次に、生産緑地に係る物理的一体性についてでございますが、これまでの国の運用指針によると、おおむね6メートルを超える道水路で隔てられた農地につきましては、物理的な一体性を有していないため、1つの生産緑地地区に指定することはできませんでしたが、改正により、物理的な一体性を有していない場合であっても、一体として緑地機能を果たすことにより良好な都市環境の形成に資する場合、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能であるという考え方が示されました。今後、近隣他都市の状況や、市民及び農業者の皆様の御意見等を踏まえながら、

指定基準の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、生産緑地に関する具体的な対応についてでございますが、本市におきましては、生産緑地の保全整備事業として、温室等の農業用施設や農業機械等の共同利用に対し、川崎市農業生産緑地等振興事業により支援を実施しております。また、生産緑地の買い取りの申し出に対しては、現在、庁内検討会議において検討項目の一つとしており、農地として保全する方策、財源、費用対効果等について引き続き具体的な対応を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 松原成文 環境局長。

〔環境局長 大澤太郎登壇〕

○環境局長 大澤太郎 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地球温暖化対策推進基本計画改定についての御質問でございますが、温室効果ガス排出量についてでございますが、本市の排出量は国を上回る削減を達成してきておりまして、平成25年度は2,401万トンで、平成2年度比では13.9%の減となっております。こうした中、追加的な取り組みを行わない場合、平成42年度の排出量は人口の増加等により2,484万トンと推計しておりまして、平成2年度比では11%減と削減の幅が小さくなるものがございます。次に、温室効果ガス排出量の削減目標につきましては、国の地球温暖化対策計画と連携した取り組みによりまして、平成2年度比では約19%の削減効果を見込んでおり、将来推計の11%減と合わせ30%以上の削減を新たな目標として設定しております。新・マニフェストとの関係につきましては、この目標は平成25年度比では20%以上に相当しますことから、整合がとれているものと考えております。次に、目標達成のための主な取り組みにつきましては、地球温暖化対策等が産業振興、防災対策、健康維持等の多様な課題の解決に貢献するマルチベネフィットの視点を重視することを基本として、省エネ行動や低炭素型製品の選択を促すエコ暮らしの実践、災害時にも利用できる自立分散型電源としての再生可能エネルギーと蓄電池をあわせた導入促進、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅でございますZEHの導入促進などの取り組みを進めてまいります。また、産業部門におきましては、事業活動地球温暖化対策計画書制度に基づき適切な指導助言を行いながら自主的な削減を促すとともに、大幅な排出削減に取り組んだ事業者に対し表彰を行うなどの取り組みを進めてまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画についての御質問でございますが、初めに第1期行動計画の総括でございますが、エコ暮らしを通じたごみ発生抑制や資源物の分別排出の徹底などの取り組みを進めてまいりまして、第1期行動計画で掲げた目標である1人1日当たりの普通ごみ排出量及びごみ焼却量につきましては着実に減少しており、目標達成に向け順調に推移しております。一方、家庭系資源化率につきましては、近年ではペーパーレス化等の影響により減少傾向であり、資源化率の向上が課題となっているところでございます。次に、第2期行動計画策定の背景でございますが、本市では、基本計画策定時の想定を上回る人口増加が続いており、人口増加に伴うごみ焼却量への影響が考えられることから、これまで以上にごみの減量化、資源化の取り組みの推進が必要な状況となっております。また、超高齢社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴い、多様化する市民ニーズに対しても取り組む必要性が高まっているところでございます。こうした背景を踏まえまして、ミックスペーパー等の資源化率の向上や社会状況の変

化に対応した取り組みの推進などに重点を置き、第2期行動計画案を策定したところでございます。次に、ミックスペーパー等の分別の促進についてでございますが、市民の皆様により一層の分別排出への御協力をいただく上では、日ごろの普及広報に加え、市内転入者や若年層、外国人の方々などに対し、効果的な広報を行うことが重要と考えているところでございます。こうしたことから、市内転入者には廃棄物減量指導員や区役所などと連携した分別ルールの周知や、新たに不動産事業者と連携した取り組みを行うとともに、若年層に対してはごみ分別アプリの利用の促進や市内の大学と連携して作成した動画による広報、さらに外国人向けには絵文字を用いたわかりやすいリーフレットの作成など、必要な情報をよりわかりやすく提供していくことにより、分別排出の徹底に取り組んでまいります。次に、地域包括ケアシステムとの連携についてでございますが、現在、みずから一定の場所までごみを持ち出すことができない高齢者や障害者の方々に対して、玄関先等まで伺うふれあい収集を実施するとともに、その対象者のごみが排出されないなどの通常と異なる状況が見られた場合には安否を確認していただくため、申込時に伺っている親族等への緊急連絡を行う見守りを実施しているところでございます。今後の超高齢社会に向けましては、対象者も増加することが予想されるところでございますので、他都市の取り組み事例なども参考に、関係局区や地域の方々との連携を図りながら本市に適した効果的な対応方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、アスベスト対策についての御質問でございますが、初めに、アスベスト対策の指導等についてでございますが、本市では大気汚染防止法による吹きつけ石綿等の規制に加え、市条例により、戸建て住宅等でも使用されている石綿含有成形板を規制対象としております。平成28年度の届け出件数は974件で、解体工事における周辺住民への事前周知などの指導を行うとともに、届け出現場に対しては原則として全件立入検査を実施しております。また、届け出のない現場に対しても抜き打ちで立入検査を行っており、平成28年度の立入検査件数は1,024件となっております。次に、解体事業者向け説明会につきましては、アスベスト建材への対応等について周知するため毎年度開催しており、昨年度は168名の参加がございました。今年度につきましては、来年2月に労働基準監督署と連携し、石綿含有仕上げ塗材に係る規制や労働者の安全対策の周知を目的に開催する予定としております。次に、本市のアスベスト対策会議につきましては、庁内において市有施設のアスベストの現状把握と対策方針の周知等を主な目的として開催しており、今年度は石綿含有仕上げ塗材への対応について連携して取り組んできたところでございます。以上でございます。

○議長 松原成文 老沼議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 松原成文 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも54人」と報告〕

○議長 松原成文 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、自民党の代表質問に対する答弁を願います。健康福祉局長。

〔健康福祉局長 成田哲夫登壇〕

○健康福祉局長 成田哲夫 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、福祉施設からの一般就労者数についての御質問でございますが、就労移行支援事業所利用者の状況といたしましては、医療や生活相談との一層緊密な連携を図るなど、きめ細かな支援を必要とする体調管理に課題がある方や中等度以上の知的障害者が増加していることから、こうした障害特性のある方々を受け入れる企業に対しての支援手法が課題になるものと考えております。このような中、一定数の利用者を確保できずに廃止となる事業所もあり、平成27年度の市内の就労移行支援事業所数につきましては27カ所、平成28年度は26カ所でしたが、今年度は新たに4カ所の就労移行支援事業所が指定を受け、再び増加に転じ、一般就労に向けた取り組みを開始いたしました。さらに、障害者地域就労援助センターにおいて昨年度から1カ所当たり常勤1名、非常勤1名の支援員を増員し、福祉施設への利用者の紹介と就労支援を強化しているところであり、登録者数、新規就労者数とも昨年度を上回るペースで推移しているところでございます。障害者雇用の拡大に当たっては、こうした就労支援機関と企業がお互いに顔の見える関係を構築することが重要であることから、昨年度から障害者雇用促進ネットワーク会議を定期的で開催し、企業に対して障害特性や合理的配慮についての理解を深めていただくとともに、障害者雇用を積極的に推進するよう働きかけております。具体的な手法といたしましては、本市が独自に開発した合理的配慮をまとめたパターン・ランゲージや就労定着のための川崎就労定着プログラム「K-STEP」の利用を促すとともに、働く意欲や能力はあっても心身のコンディションから長時間の勤務が難しい方に対して、週当たり20時間未満の多様な働く場の確保を目的とした短時間雇用創出プロジェクトを進めております。引き続き、これらの取り組みを積極的に推進することで福祉施設から一般就労への移行者数の今年度の目標値の達成に向けて努力してまいります。

次に、二次避難所についての御質問でございますが、本市におきましては、東日本大震災を踏まえ、二次避難所マニュアルを平成25年度に策定しておりまして、現在、民間社会福祉施設等の御協力のもと、202カ所を二次避難所として位置づけ、高齢者や障害者、妊産婦など一般的な避難所では避難生活に支障を来す方を広く対象として、施設から提供していただくスペースを活用しながら、市の職員が運営を担う仕組みとしております。しかしながら、同マニュアルの検証を目的として本年5月に実施した健康福祉局防災訓練においては、二次避難所へ避難が必要な方の選考方法のほか、備蓄品のあり方、人員体制等について課題として把握したところでございまして、これまで実効性のある早期のマニュアル改訂に向けて議論を重ねてきたところでございます。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、火災、水難、建物倒壊などによる死亡者が全体の8割を超える一方で、過去と比較して耐震化が進み水難が発生しなかった熊本地震においては、避難生活の疲労や環境悪化、持病の悪化など、災害による関連死者が全体の約8割に上っている状況から、今後、本市に起こり得る震災においては、いわゆる災害関連死への対応を図ることが重要な論点であると考えているところでございます。こうしたことから、今後改訂予定のマニュアルの基本的な方向性といたしましては、発災直後には二次避難所の対象者を災害関連死の危

険性のある方に重点化するとともに、学校などの一次避難所においては、避難生活に配慮を要する方への支援のあり方、特に障害のある方については、その特性に応じた対応を図ることが必要と考えております。このほか、対象者を選別するための簡便な基準の作成、備蓄品を含めた運営手法の見直し、入所・通所、高齢者や障害者など施設種別に応じた二次避難所の役割の整理についてもあわせて作業を進めているところでございます。今後につきましても、学校現場や施設運営法人、地域の方々、関係部局との協議を行いながらマニュアル改訂作業を進めるとともに、各区において実施する避難所関連訓練においても配慮を必要とする方への避難スペースづくりなど、新たなマニュアルの方向性に沿った訓練の実施に向けて連携を図ってまいります。

次に、第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版についての御質問でございますが、本市におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりを目指す、かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンの策定を進めているところでございます。また、かわさきノーマライゼーションプランでは、障害のある人もない人もお互いを尊重しながら、ともに支え合う自立と共生の地域社会の実現を基本理念としてさまざまな施策を推進することとしております。さらに、心のバリアフリーとしてパラムーブメント第2期推進ビジョンに基づく取り組みの推進を位置づけているほか、障害者雇用、就労、スポーツ、芸術文化などパラムーブメントのレガシーを形成する具体的な取り組みを通じて、障害のある人もない人もともに育ち、ともに学び、ともに暮らし、ともに働くことが当たり前と感じられる地域社会を目指してまいります。

次に、第7期計画——かわさきいきいき長寿プランについての御質問でございますが、初めに、第7期計画の策定に際しては、第6期計画期間中の取り組み状況について、PDCAサイクルを活用し、当初目標や成果指標の達成度をはかり取り組み結果を確認するとともに、外部評価として介護保険運営協議会における協議報告を行い、施策の効果等について議論してまいりました。また、施策の改善に向けては、高齢者実態調査結果の分析を初め、関係者や市民の皆様から幅広く多くの御意見や御要望を伺った上で、課題を整理したところでございます。その結果、第6期計画から引き続きの課題であります高齢障害者への対応や介護サービス基盤の整備、単身高齢者・老老介護世帯等の増加への対応などに加え、社会情勢の変化や高齢者の多様なニーズを踏まえ、新たに医療介護人材の確保と定着や複合的な課題を抱える世帯の増加への対応、地域包括ケアシステムの理解浸透などを課題として位置づけたところでございます。次に、課題解決の具体的な事例についてでございますが、介護人材の確保と定着につきましては、これまでの取り組みに加え、外国人介護人材の活用への取り組みとして、介護福祉士の国家資格を有する方を対象とする新たな在留資格の創設や、外国人技能実習制度の中に介護職を認めるなど、法改正が平成28年度に行われたことから、技能実習制度等の趣旨や目的を踏まえ、福祉・介護現場への外国人労働者の受け入れを進め、本市として必要な支援策を行ってまいります。また、高齢障害者への対応につきましても、障害者入所施設やグループホームに入所している方の高齢化を踏まえ、高齢障害者のうち特別養護老人ホームでの支援がふさわしく、かつ移行を希望される方を受け入れるため、公有地を活用した特別養護老人ホームでの受け入れ体制を整備することや、医療依存度が高い高齢者への対応につきましても、特別養護老人ホ

ームを整備するに当たって、胃瘻や喀たん吸引などの医療的処置の必要な要介護高齢者を受け入れることなどを条件とした整備を進めるなど、第7期計画におきましてそれぞれの課題やニーズに応じた施策を位置づけたところでございます。

次に、地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、本市では誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めており、ポータルサイトの運営やリーフレットの配布、講演会等の開催により地域包括ケアシステムの普及啓発に取り組んでおります。この2年間で、地域包括ケアシステムの認知度につきましては、市民アンケートにおいては約48%で、地域福祉実態調査における地域福祉団体では約93%となっております。今後におきましては、より一層の認知度の向上に向け、特に50代以下の現役世代への普及啓発に努めるとともに、課題となっている市民全体の理解度の向上に取り組んでまいります。また、各区地域みまもり支援センターでは、地域包括支援センターなどの専門機関と連携を図りながら、生活課題を抱える住民に対する適切なケアの提供や地域資源の把握及び有効活用、地域の多様な主体をつなぐネットワークの構築など、個別支援の強化と地域力の向上に努めているところでございます。地域包括ケアシステムの構築に向けては、市民にわかりやすい効果的な普及啓発と地域みまもり支援センターによる関係機関・団体等との連携した地域支援の取り組みの両面からアプローチすることが必要であると考えております。今後におきましても、推進ビジョンの第2段階の最終年である2025年を見据えて、地域におけるさまざまな主体がそれぞれの役割に応じた具体的な行動が行えるようになることを目指し、地域包括ケアシステムの普及啓発及び地域づくりへの支援等に努めてまいります。

次に、看護師養成確保対策についての御質問でございますが、初めに、市内に就業する看護師の数につきましては、神奈川県が公表している看護職員の業務従事者届の集計結果において、平成28年12月現在、看護師9,678人、准看護師1,220人、合計1万898人でございます。また、離職率につきましては、平成28年度に神奈川県が実施した看護職員就業実態調査結果では市内の病院は15.3%となっており、看護師の離職率もおおむね同様であると想定しております。次に、本市が進めている看護師養成確保対策といたしましては、看護短期大学による新規養成のほか、定着促進と再就業支援といたしまして、院内保育所の運営支援や未就業看護師の復職支援等の事業を実施する川崎市ナースセンターへの運営支援を行っているところでございます。また、地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成確保していくためには、定着促進や再就業支援は重要な取り組みであると考えておりますので、現在策定を進めております仮称かわさき保健医療プランにおいて、既存の施策に加え、神奈川県医療勤務環境改善支援センターと連携した勤務環境改善を推進する取り組みの検討や、看護短期大学の4年制大学化を計画に位置づけることとしております。次に、看護師国家試験受験者についてでございますが、4年制大学は平成34年4月の開学を目指しているため、平成37年度末に国家試験を受験する最初の学生が卒業することになります。一方、看護短期大学の最後の卒業生は平成35年度末になることから、平成36年度は大学、短大ともに卒業生を輩出しないこととなります。4年制大学化に向けましては、こうした状況を含め、教員の確保など、さまざまな課題があると認識しておりますので、今後におきましては、国や県を初め関係機関や関係団体等と調整を図りながら、さまざまな観点から検討を進め、着実に取り組みを推進してまいりたいと存じます。以上でご

ございます。

○議長 松原成文 こども未来局長。

〔こども未来局長 邊見洋之登壇〕

○こども未来局長 邊見洋之 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、保育施設等での事故対応時の保険などについての御質問でございますが、公立保育園に在籍する園児の保育園管理下におけるけがなどの災害に対しましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療費や見舞金などの支給が行われております。平成27年度の災害共済給付状況につきましては、公立保育園59園において全体で医療費給付が43件、その内容につきましては、挫創、骨折及び脱臼等の負傷が42件、疾病が1件となっており、総額15万8,928円が給付されております。次に、重大事故に至った場合でございますが、保育園の管理下で発生したものと認められる場合については、医療費のほかに2,800万円を上限として死亡見舞金が、3,770万円を上限として障害見舞金が支給されることとなっております。次に、補償の範囲についてでございますが、死亡や後遺障害の場合などの重大事故においても、法令に基づく給付内容や給付水準により見舞金が支給されることとなっております。また、民間の認可保育所につきましては、開設時に公立保育園と同等の保険に加入することとしており、それに対して助成をしているところでございます。いずれにいたしましても、引き続き園児の安全確保を含め、安心・安全な保育サービスの提供に努めてまいります。

次に、子ども施策に関する各分野別計画の見直し、改定についての御質問でございますが、こども未来局が所管する3つの分野別計画につきましては、それぞれの根拠となる法律や本市条例の制定などを受け、その目的の実現に向けて具体的な取り組みを計画的に進めるため、適切な時期に策定してきたところでございます。各計画には、それぞれの視点から子ども施策に関連する事務事業や取り組みが位置づけられており、計画ごとに進捗状況の確認を毎年行うなど重複する作業が生じていることや、施策や事務事業の内容が把握しにくいなどの状況もあることから、まずは市民にわかりやすく、また事業の成果や実績を明確化し、効率的・効果的に進められる計画となるよう一体化を図るものでございます。また、子どもに関する他の分野別計画のさらなる一体化につきましては、計画の策定経過や目的を考慮しながら、見直し・改定時期に合わせて検討を行うとともに、組織体制のあり方につきましても適切な対応を図ってまいりたいと考えております。次に、計画における事務事業や取り組みを再掲する考え方についてでございますが、計画策定に当たりましては、国からの基本的な指針などにより計画に盛り込むことが必要な事項が示されているところであり、それに従い計画を策定していく中で、一部の事業で重複することがございます。また、法定計画につきましては、それぞれの市町村が地域の実情や特色に合わせた効果的な計画を策定することが重要であると考えております。次に、流動的な要因に対する見解についてでございますが、例えば政府が現在、制度設計を検討している幼児教育・保育無償化など計画策定後における国の法改正や制度改正などにつきましては、適宜関係局との調整を図り対応してまいりたいと存じます。また、その際につきましては、さまざまな機会を捉えて、議会や市民の皆様への丁寧な説明をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 松原成文 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 金子 督登壇〕

○まちづくり局長 金子 督 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、総合的な交通体系についての御質問でございますが、初めに、総合都市交通計画に基づく交通網や交通環境の整備等の取り組みについてでございますが、本市は地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っている一方、超高齢社会の進展は今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。こうした認識のもと、今後は新たな道路、駅前広場の整備等を契機とした路線バスサービスの充実など、身近な地域の交通を支える公共交通ネットワークの充実や既存鉄道の輸送力増強などによる混雑緩和、周辺都市と連携した鉄道ネットワークの形成などに重点を置き、取り組みを進めてまいりたいと考えております。次に、臨海部への交通ネットワークについてでございますが、羽田連絡道路や臨港道路東扇島水江町線の整備などによる道路ネットワーク機能の強化や、それらを活用した路線バスネットワークの充実、川崎アプローチ線の整備や東海道貨物支線貨客併用化などの鉄道ネットワークの機能強化を図ってまいります。次に、コミュニティ交通施策についてでございますが、引き続き地域の主体的な取り組みについて適切に支援を行うとともに、多様な主体との連携による取り組みの推進など、地域特性に応じて地域の足を確保するさまざまな手法の検討を行うこととしております。こうした取り組みについては、今年度末を目途に改定作業を進めている総合都市交通計画の重点政策として位置づけており、交通政策の目標の効果的な達成に向け、戦略的に取り組んでまいります。

次に、総合都市交通計画についての御質問でございますが、初めに、鉄道不便地域についてでございますが、川崎縦貫鉄道計画における考え方などにおいて用いている概念でございますが、鉄道駅から750メートル以上離れた地域を指すものでございます。次に、交通不便地域についてでございますが、平成11年に策定いたしました川崎新時代2010プラン新・中期計画の中に位置づけられた施策の検討において、鉄道駅から750メートル以上、バス停から300メートル以上離れた地域などを基本として、交通空白・不便地域を抽出した経過がございますが、地域における交通課題は地域の特性や生活スタイル、交通ニーズの多様化などさまざまな要素に起因することから、これらの地域課題を解決するために、現在はバス事業者と連携した路線バスサービスの充実や地域の方々のコミュニティ交通に関する主体的な取り組みに対して支援を行うなどの対応を図っているところでございます。次に、他の自治体を含めた鉄道や道路ネットワークなどの広域的な取り組みについてでございますが、総合都市交通計画改定に当たりましては、近隣自治体との連携が重要であると認識しておりますことから、首都圏レベルの広域的な交通計画との整合を図ってきたところでございます。次に、川崎縦貫鉄道計画のために先行取得した用地についてでございますが、車両基地用地として宮前区水沢地区において川崎市土地開発公社により取得したものがございまして、取得価格は約1億3,750万円でございます。その後、当該用地につきましては取得の目的が失われたことから、同公社にて売却処分したところでございます。次に、小型バスの活用についてでございますが、交通局の所有する小型バスをモデルとして検討したところ、車両の構造などから走行環境などの条件に合うルートを選定が難しいことが判明したため、今後につきましては、さまざまなタイプの小型バスを対象として地域交通の充実に向けた方策を幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、JR武蔵小杉駅混雑緩和についての御質問でございますが、初めに、オフピーク通勤についてでございますが、今回の実験的取り組みにつきましては、南武線の混雑緩和を目的として、市の働き方・仕事の進め方改革の取り組みと連携しながら、11月16日から11月30日までの平日10日間、南武線の最混雑区間である武蔵中原駅から武蔵小杉駅間を利用する市職員を対象に、時差勤務の試行により、ピーク時間帯である7時30分から8時30分を避けて通勤する取り組みを行ったところでございます。オフピーク通勤の対象職員数につきましては約1,600人でありまして、事前申請の段階では、対象者の約75%に当たる1,200人程度が実験に参加する見込みとなっております。また、1日当たりの参加予定数は600人から700人程度でありまして、計算上はピーク時間帯の混雑率が2%から3%程度低減する見込みでございます。今後、実際の勤務データをもとに参加者数を把握するとともに、アンケート調査も行いながら、JR東日本と協調して効果検証を行いまして、来年1月ごろにはその結果を取りまとめ、沿線企業を含めたオフピーク通勤の普及促進につなげてまいりたいと考えております。次に、混雑緩和策の取り組みについてでございますが、これまでホームドアや新たな改札口の設置等を同社に対し要望するとともに、さまざまな混雑緩和、安全対策について同社と協議を重ねてきたところでございます。こうした中、JR東日本から早期に対応可能な改善対策について順次実施していくとの意向が示され、1つは、南武線下りホームの安全対策として、隣接敷地との間の同社用地を活用したホームの一部拡幅、2点目として、横須賀線口改札前の通勤時間帯における徒列の改善対策といたしまして、新たな改札と上りエスカレーターを設置する工事に着手したことについて、本日プレスリリースされたと同っております。本市といたしましては、引き続き南武線のホームドアの早期設置をJR東日本に強く働きかけるとともに、横須賀線ホームの混雑緩和を図るため、大規模改修等の抜本対策についても協議を進めてまいります。

次に、鷺沼駅前地区再開発事業についての御質問でございますが、初めに、本市への要望についてでございますが、町内会長や商店会長等で構成される再開発推進協議会から11月16日に、区役所、市民館・図書館の機能を宮前区内のターミナル駅である鷺沼駅前に移転すること、及び宮前区内からこれまで以上に鷺沼駅にアクセスしやすくなるきめ細やかなバスネットワーク網の構築を趣旨とする要望書が提出されたところでございます。次に、要望に対する本市の対応についてでございますが、公共機能の鷺沼駅前への移転に関してさまざまな場面で要望をいただいていることから、鷺沼駅前地区再開発準備組合において既に進められております再開発事業の計画検討の中で議論が可能となりますよう、早急に公共機能の導入に関する考え方について整理してまいります。次に、再開発事業のスケジュールについてでございますが、準備組合が目指しております平成31年度の都市計画決定に向けた全体スケジュールに影響を及ぼさないよう協議調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、柿生駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、初めに、柿生駅南口の再開発事業につきましては、昨年7月に設立された準備組合のもと、平成30年度の都市計画手続着手に向けて、道路や駅前広場といった都市基盤施設の整備も含めて事業計画の検討を行っており、11月30日には周辺住民に対して準備組合主催の事業説明会を開催したと同っております。次に、新百合ヶ丘駅の隣接駅である柿生駅周辺における交通環境についてでございますが、広域拠点である新百合ヶ丘駅周辺との機能を分担し、都市計画

道路の整備事業との連携を図りながら、地区の特性に応じた駅前広場などの都市基盤施設を整備することで、地域住民にとって利用しやすい快適な交通環境が形成されるものと考えております。

次に、景観計画の改定についての御質問でございますが、初めに、改定の方向性についてでございますが、本市の景観行政は昭和50年代の川崎市都心アーバンデザイン事業による都市イメージの転換の取り組みから始まり、平成6年度には都市景観条例を制定し、条例に基づく景観誘導を行ってまいりました。平成16年度に景観法が制定されたことを受け、平成19年度に他都市に先駆け川崎市景観計画を策定し、法と条例の2層によるデザイン誘導を行い、一定の実績と成果を上げてまいりました。景観計画策定から約10年が経過しようとする中、来年度の改定に向け、現在、川崎市都市景観審議会において意見を伺いながら改定作業を進めているところでございます。計画の改定に当たりましては、景観計画策定以降の関連計画との整合を図るとともに、特にシティプロモーション、観光等、策定時には想定していなかった分野との連携を図ってまいります。また、路上イベント、オープンカフェといった公共空間のオープン化等の社会情勢や国の動向などに対応した見直しを行ってまいります。次に、10年間実施してきた問題点等についてでございますが、公共空間を活用した地域の活性化やにぎわい創出に寄与する新たな取り組みなど、現行計画基準では想定していなかった課題への対応や大規模工作物への対応等が課題として挙げられます。また、景観形成基準につきましては、特に屋外広告物について、ブランディングやにぎわい交流に資する側面を踏まえ、特に良質なデザインのものについては基準の弾力的な運用を行う仕組みづくりを検討してまいります。また、届け出要件を見直し、橋梁等の大規模工作物についても届け出対象とするとともに、より良好なデザイン誘導を行えるよう、定量的な基準に加え、定性的な基準の導入につきましても検討してまいります。次に、関連する各分野別計画との連携などについてでございますが、景観計画の改定に加え、各計画の検討段階から相互に連携を図っております。また、本市では他都市に先駆けて公共施設のデザイン基準である公共空間景観形成ガイドラインを策定しておりますが、今後は景観計画の実効性をさらに高められるよう庁内外の意識啓発に努めてまいります。次に、アドバイザー制度の創設等についてでございますが、景観審議会の委員からも、良質なデザインを誘導するためには専門家の意見を取り入れる仕組みづくりが不可欠との御意見をいただいておりますので、他都市の事例等も参考にしながら、新たな仕組みづくりを目指してまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 藤倉茂起登壇〕

○建設緑政局長 藤倉茂起 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、京急大師線連続立体交差事業についての御質問でございますが、京急川崎駅から川崎大師駅までの2期区間におけるこれまでに投資した内容につきましては、調査設計に係る費用、区分地上権と土地の取得費用、工事費などであり、取得した土地等は区分地上権が6件、土地が1件、地下構造物が1カ所でございます。次に、これまでに支出した事業費は総額約89億円となっており、このうちの約15億円が国からの補助金でございます。内訳といたしましては、用地・補償関係が約66億円、工事費が約12億円、調査設計費等が約11億円でございます。次に、国からの補助金の取り扱いについてでございますが、事業

再評価の対応方針を決定するに当たり、事業の実現見通し、社会経済状況の変化、代替案立案の可能性、費用便益比などの観点から検討を進め、小島新田駅から川崎大師駅間を事業継続、京急川崎駅から川崎大師駅間を中止としたところであり、この対応方針については、学識経験者を委員とする川崎市公共事業評価審査委員会において審議され、妥当との具申をいただいたところでございます。本市といたしましては、これまでの他都市の事例からも補助金の返還は生じないものと考えておりますが、今後、国との協議の上、適切に対応してまいります。次に、今後の活用策についてでございますが、取得済みの土地等は市民にとって有益となるよう活用の方向性を検討してまいります。

次に、JR南武線連続立体交差事業についての御質問でございますが、初めに、仮線高架工法に決定した経緯についてでございますが、平成26年度から3種類の構造工法について、デメリットを含めた比較検討を行い、周辺環境に対する影響や経済性などにすぐれた構造工法として、有識者や市民の方々の意見を踏まえ、仮線高架工法を選定したところでございます。次に、整備に当たっての対策についてでございますが、騒音、振動の低減を目的としたロングレールの採用や、駅や道路のバリアフリーへの対応などが考えられますが、具体的な対策につきましては今後検討してまいります。次に、用地買収や工事にかかる期間についてでございますが、現在、用地買収に5年程度、工事に10年程度を見込んでおりますが、今後精査してまいります。次に、工事で生じる経済損失額につきましては算出しておりませんが、工事期間中はさまざまな方に御迷惑や御不便をおかけすることが想定されますので、工事中の周辺への影響を最小限に抑えるための対策や早期完成に向けた取り組みを検討してまいります。

次に、柿生駅周辺の道路整備の進捗状況についての御質問でございますが、尻手黒川線につきましては、世田谷町田線の片平2丁目交差点から県道上麻生蓮光寺と接続する仲町橋付近までの延長約680メートルで、用地取得率は約90%でございます。現在、トンネル構造の検討を進めているところでございます。世田谷町田線上麻生1期工区につきましては、片平2丁目交差点付近から柿生駅北口バス停付近までの延長約340メートルで用地取得が完了したことから、来年度より麻生川をまたぐ柿生橋のかけかえを実施する予定でございます。これら2路線は、道路整備プログラムに基づき、平成37年度までの完成に向けて取り組んでいるところでございます。また、世田谷町田線上麻生2期工区でございますが、柿生駅北口バス停付近から町田市境までの延長約410メートルで、世田谷町田線に接続する市道の通行機能を確保するために、都市計画道路の一部を線形変更する手続を行ってございまして、平成29年度中の都市計画変更に向け、関係機関と協議調整を進めているところでございます。今後も、柿生駅周辺の幹線道路につきましては、関係地権者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、効率的・効果的な整備に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、緑の基本計画の改定案の策定についての御質問でございますが、初めに、現行計画における街路樹等の整備状況につきましては、平成18年度末からの10年間で植栽延長は8キロメートル増加し約229キロメートル、グリーンベルトの植栽面積は6,200平方メートル増加し約16万平方メートルでございます。維持管理につきましては、定期的な剪定や刈り込みに努めておりますが、植栽から経年化が進んだ樹木については、大径木化や老木化により倒木や根上がりなどによる歩行者等への通行障害などさまざまな課題が生じている状況がございます。今後についてでございますが、街路樹は潤いのある景観を創出すると

ともに、緑のネットワークの形成や二酸化炭素の吸収による環境負荷軽減などの重要な役割を担っていることから、引き続き適切な剪定、除草などの管理を行うとともに、樹木医による診断や地域の実情を踏まえ、必要に応じて更新等を実施してまいりたいと考えております。次に、財源の確保についてでございますが、トラスト基金のような仕組みの創設につきましては、緑地保全において有益であると考えますが、原資の確保や他の基金制度との連携調整が必要なことから、寄附制度や国において創設が予定されております森林環境税の動向を踏まえ、調査研究してまいりたいと存じます。次に、魅力的な公園づくりにつきましては、公園は市民の協働による維持管理などの取り組みとともに、公園や地域の特性を生かしてその魅力を高め、にぎわいを創出していくことが重要と考えております。公園の利用は地域の貴重な空間としてさまざまな利用形態がありますことから、多様な主体と連携しながら、子育て環境の充実や健康増進活動など、地域ニーズに対応した柔軟な利活用を促進してまいりたいと存じます。

次に、生田緑地の指定管理者の指定についての御質問でございますが、生田緑地は平成25年4月から指定管理者による緑地や文化施設の横断的な管理運営を行っており、緑地全体の魅力向上に向けた取り組みを進めてきたところでございます。現在の指定管理期間は平成30年3月末で終了するため、選定評価委員会での審議を経て指定管理予定者を決定し、このたび提案させていただいているものでございます。次期指定管理者の選定に際しての実績評価につきましては、現在の指定管理者と同じ名称の共同企業体からの応募があったものの、代表企業が異なっており、現在の構成企業のうち1社が含まれていないことから、同一の団体とみなされないと判断したものでございます。次に、指定管理者選定に当たっての共同企業体の代表企業や構成企業の変更に対する取り扱いにつきましては、指定管理期間中に共同企業体の構成等に変更があった場合には、改めて議会の議決をいただき、指定することとしておりますので、今回の選定に当たっては、新規の共同企業体としているものでございます。なお、指定管理者の変更に係る取り扱いにつきましては、庁内においてその考え方が示されているところでございます。次に、前回と今回の評価点配分が異なる箇所につきましては、マネジメント会議の運営や多様な主体との連携が重要であるため、他の事業者や地域、市民等との連携・協働等への考え方などの項目の配点を見直したものでございます。以上でございます。

○議長 松原成文 港湾局長。

〔港湾局長 酒井浩二登壇〕

○港湾局長 酒井浩二 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

コンテナターミナルの指定管理者制度についての御質問でございますが、コンテナターミナルの運営について段階的な民営化を図るため、港湾運営会社を活用した指定管理者制度を導入してまいりました。このような中、平成28年度には10万TEUを超える取扱量を達成する一方で、コンテナ物流を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、指定管理者が自立的なターミナル経営を行うことができるよう、利用料金納付金制の導入や、指定管理の対象となる公の施設の拡大に取り組むことといたしました。これまでのターミナル運営に比較しての特徴とメリットについてでございますが、利用料金納付金制の導入は、国際コンテナ戦略港湾施策を推進し、川崎港の競争力強化及び港湾利用コスト低減を図ることを目指しており、指定管理者みずからが民間ならではの特性を生かして、コンテナ取扱量

を増加させていく動機づけにもなるものでございます。コンテナ取扱量の増加により指定管理者の経営基盤を強化するとともに、ターミナルの利用者サービスを向上させることが可能となるものであり、市の歳入増加にもつながります。

次に、指定管理料の算定についてでございますが、利用料金納付金制の導入により、指定管理者はターミナル施設の利用許可を受けた港湾運送事業者から利用料金を徴収することとなります。その収入から指定管理業務に要する費用を支出し、ある一定の金額について固定納付金として市に納付するとともに、貨物増加に伴って生じた金額にあらかじめ定めた割合を乗じた額を市に変動納付金として納付する制度設計としております。指定管理業務に要する費用につきましては、管理運営やポートセールスにかかわる人件費及び管理運営に必要な物件費等により算出してまいります。次に、効果的なポートセールス活動や中長期的な視点からの活動についてでございますが、今回の制度拡充により、指定管理者の営業組織体制を強化してまいります。プロパー人材の育成に配慮するとともに、港湾運送や海運などの港湾物流に関する専門人材の活用等も考慮した人員体制を提案してもらいます。さらに、横浜川崎国際港湾株式会社との共同事業体により、港湾運営会社との連携も強化してまいりますので、中長期的には川崎港における港湾物流の振興に向けて、より民間活力の充実強化にも寄与できると考えております。次に、港湾局の職務分担と職員の増減についてでございますが、今後におきましては、市と民間が両輪となる組織体制の構築により、中長期的な視点に立って、市側の人員増を抑制し、民間側に人材配置することにより、効果的な組織体制が確立できるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 鈴木 毅登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 鈴木 毅 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

臨海部ビジョンについての御質問でございますが、初めに、関係者の考え方についてでございますが、川崎臨海部は、製造業を初め、ライフサイエンス、エネルギー、物流、食品などさまざまな企業、研究機関等が集積するとともに、川崎港やエネルギー関連施設など多様な産業拠点であることから、こうした企業、団体で働く就業者の方々を初め、臨海部の近隣にお住まいの方々、周辺の自治体、そして川崎臨海部を地域資源として捉え、川崎市民や臨海部を訪れるさまざまな方々などを幅広く関係者として考えているところでございます。次に、市民意見聴取についてでございますが、これまで市ホームページに臨海部ビジョンのページを作成し、意見募集のフォームを設け、随時御意見をいただくとともに、本年5月には中間とりまとめを公表し、6月には産業振興会館におきまして、30年後の川崎臨海部を考えると題したシンポジウムを開催し、参加者に対しアンケートを行ったところでございます。こうした機会を通じまして、臨海部への交通アクセスの改善やスポーツ施設の整備、臨海部の取り組みに関する一層の広報の充実など、御意見をいただいたところでございます。また、このたびの素案をもとに12月1日より市民意見募集を行うとともに、市内の商業施設などに出向き、ビジョンの説明を行い、御意見をいただく機会を設けてまいります。

次に、自治体としてのあり方等についてでございますが、川崎臨海部はこれまで民間の活力により成長を続けてきた歴史がありますことから、30年後の将来像の実現に向けて、

立地企業を初めとする多様な主体と行政が力を合わせて取り組んでいくことが大切であると考えております。こうしたことから、関係者と共有する将来像を設定するとともに、その実現に向けて取り組むプロジェクトにおいて、それぞれの役割を位置づけているところがございます。本市といたしましては、行政としての役割を着実に果たしてまいりたいと考えております。次に、リーディングプロジェクトについてでございますが、プロジェクトは立地企業を初めとするさまざまな関係者と力を合わせて取り組む必要があることから、行政を中心に取り組むこと、企業・行政の協働により取り組むこと、企業を中心に取り組むことに整理しているところがございます。今後、取り組みごとに事業の具体化に向けて関係者と検討協議を進めてまいりますが、このうち行政にかかわるものにつきましては、分野別計画などと十分に調整を図り、反映することによりお示ししてまいります。次に、各プロジェクトの実現に向けた体制及び検証についてでございますが、行政にかかわるものについては、各局と臨海部国際戦略本部との連携により事業を進めながら、全庁的な推進体制により進行管理を行ってまいります。また、企業にかかわるものについては、臨海部の立地企業により構成されるNPO法人産業・環境創造リエゾンセンターと臨海部国際戦略本部との連携による進行管理を行うとともに、プロジェクト全体につきましては、臨海部にかかわる産学公民の連携推進組織である川崎臨海部再生リエゾン推進協議会等を活用しながら事業の進行管理や検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民と臨海部のかかわりについてでございますが、臨海部は本市の力強い産業都市づくりを支える重要なエリアでございますが、製造業を中心とした工業地帯であることから、臨海部を市民が訪れる機会が少なく、立地企業との接点が少ないため、十分に市民に認識されていないなどの御意見をいただいたところがございます。こうしたことから、このたびの素案では、開かれた臨海部づくりを基本戦略として位置づけているところがございます。市民と企業の接点をできるだけ多く設けるとともに、特に次世代を担う子どもに対する臨海部の認知度、理解度の向上に向けて、すぐれた先端技術や環境技術を有する企業が集積している特徴や多摩川などの自然環境を生かし、学習機会の場を企業との協働により創出し、市民に積極的に参加していただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じて、臨海部に対する認知度や理解度の向上を図り、市民や就業者の誇りとなる地域を目指してまいりたいと考えております。次に、エネルギーの供給についてでございますが、川崎臨海部は首都圏の一般家庭の消費電力を賄うエネルギー拠点としての役割を担っております。このような特性を踏まえ、低炭素社会実現に向けて水素を初めとする次世代エネルギーの普及に取り組んでいくこととしております。こうした次世代エネルギーにつきましては、水素発電や水素ステーションの水素供給などを通じて市民の方々へ供給されてまいります。次に、交通機能の強化についてでございますが、基本戦略に臨海部の発展を支える交通機能の強化として掲げており、臨海部の関係者とその実現を目指すものでございます。その実現に向けましては、新たな基幹的交通軸の整備など、さまざまな施策・事業の推進が必要でありますことから、本市が主体的に交通事業者を初めとするさまざまな事業者と協議調整を進め、臨海部の持続的な発展を支え、価値を向上させる交通機能の強化に取り組んでいくものでございます。以上でございます。

○議長 松原成文 消防局長。

〔消防局長 田中経康登壇〕

○消防局長 田中経康 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

119番通報における外国人対応についての御質問でございますが、初めに、外国語による119番通報の件数につきましては、統計をとり始めた平成27年4月から本年11月末までに27件で、通報内容は全て救急要請であり、年々増加が認められております。また、これらの対応につきましては、平成27年4月から外国人による119番通報に24時間365日対応するため、電話による通訳センターを介した3者間同時通訳を導入し、英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応しているところでございます。次に、火災・救急現場において日本語がわからない外国人への対応につきましては、119番通報時の対応と同様に携帯電話を介した通訳サービスを利用するとともに、救急車に積載しております文字やイラストによる17言語に対応可能な外国人対応マニュアルを活用しているところでございます。次に、過去5年間における外国人の搬送人数及び国籍についてでございますが、搬送人数につきましては、平成24年中は373人、平成25年中は384人、平成26年中は422人、平成27年中は520人、平成28年中は601人の合計2,300人となっており、年々増加しているところでございます。また、傷病者の国籍につきましては、確認されているものとして24カ国あり、主な国籍といたしましては、中華人民共和国が732人、フィリピン共和国が394人、大韓民国が337人、ブラジル連邦共和国が64人、インドが61人、アメリカ合衆国が54人、その他の国籍が18カ国で226人となっております。

次に、外国人に対する救急対応の充実についてでございますが、年々増加している外国人への対応に加え、今後予定されている2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、さらなる外国人旅行者等の増加が見込まれることから、外国人に対する救急対応を充実させることは重要なことと認識しているところでございます。次に、外国人の方とのコミュニケーションツールにつきましては、通訳サービスや外国人対応マニュアルを引き続き活用するほか、今後につきましては、総務省消防庁が推奨している多言語音声翻訳アプリケーションソフト「救急ボイストラ」など、新たなコミュニケーションツールについて研究してまいりたいと考えております。また、現在、神奈川県消防学校では、初任教育課程において英会話教育、救急科専科教育において、英語、中国語、スペイン語の3言語の教育を実施しており、さらには消防職員に対する総合的な多言語教育の実施について要望し、検討されることとなっております。今後も引き続き、新たな技術の導入に向けた研究や関係団体との連携を通じて、消防職員の外国人の方とのコミュニケーション能力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 松原成文 教育次長。

〔教育次長 西 義行登壇〕

○教育次長 西 義行 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、児童生徒の問題行動等の状況調査結果についての御質問でございますが、初めに、本市調査結果につきましては、小中学校において暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数ともに増加しております。暴力行為の発生件数の増加に対しましては、件数の多い学校の状況や繰り返し暴力行為を行う児童生徒の生活環境等の背景を把握し、早い段階から指導、支援を粘り強く行い、関係機関とも連携して減少に努めてまい

りたいと考えております。いじめの認知件数の増加につきましては、文部科学省が認知件数の多い学校について、いじめを初期の段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っていると肯定的に評価するなど、こうした国のいじめの認知に関する考え方が定着し、教職員がきめ細かく児童生徒の様子を見守っていることによるものと考えております。今後も、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に学校が組織的に取り組むよう周知徹底してまいります。不登校児童生徒数の増加につきましては、その要因は多種多様であることから、学校だけで抱えることなく、関係機関との連携協力を図ることが必要となります。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進するとともに、日ごろから児童生徒一人一人に寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取り組みを推進してまいります。次に、教職員の負担につきましては、児童生徒の問題行動等に対し、早い段階から管理職のリーダーシップのもと、学校全体でチームとして対応するとともに、必要に応じて学校が家庭と関係機関をつなぎながら、組織的に児童生徒や保護者を支援できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、キャリア在り方生き方教育につきましては、平成28年度から全市立学校で実施しており、各学校が特色を生かし、学校教育目標、児童生徒の実態、地域、保護者の願いに応じて重点目標を決め、教育活動を見直し、改善を図っているところでございます。キャリア在り方生き方教育の推進に当たりましては、自分をつくる、みんな一緒に生きている、私たちのまち川崎の3つの視点で、学ぶこと、働くこと、生きることのとうとさを実感し、学ぶ意欲を持った人材、共生・協働の精神を持ち、共生社会を実現していく人材、心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着を持ち、将来の担い手となる人材の育成を目指しております。地域との交流や体験を通じて地域について理解を深めたり、自己と社会とのつながりを考えたりすることで、将来ともに支え合う地域社会の一員としての自覚を高め、主体的に生きる力を育ててまいります。

次に、学校給食についての御質問でございますが、初めに、中学校給食実施に伴う時程への影響につきましては、本年9月の南部学校給食センターの稼働後、職員が配送対象校を訪問し、給食の実施状況について確認を行っているところでございます。学校からは、準備の早いクラスは役割分担がしっかりできていることや、生徒が自主的に配膳や配食の方法について話し合い工夫していること、また、給食が始まったことにより、当日の時程に影響が出たことはない旨報告を受けております。今後も学校訪問を順次実施するとともに、効果的な取り組みにつきましては、校長会等を通じて情報提供してまいりたいと考えております。次に、今月1日から本格実施した中部・北部学校給食センター配送対象校における給食の実施状況についてでございますが、この日を迎えるに当たり、学校の給食関係職員を対象とした説明会等を開催し、先行実施している学校の取り組みなどについて周知してまいりました。また、各学校においても配膳シミュレーションを実施し、11月下旬には本番さながらの試行給食を2回行うなど準備を重ねてまいりました。今後も引き続き、学校と連携し、温かくておいしい健康給食をより円滑に提供できるよう、給食運営に取り組んでまいります。

次に、学校給食センターにおける大規模修繕の実施時期につきましては、国土交通省が

監修する建築物のライフサイクルコストやメーカーの推奨する耐用年数等を考慮し設定しているものでございます。施設の維持管理に当たりましては、予防保全の考え方にに基づき、適時適切にメンテナンスを行ってまいります。しかしながら、20年後には多くの建築部材や設備等が更新時期を迎えるため大規模修繕を行うものでございまして、30年間にわたって学校給食センターを安定的に稼働させるためには不可欠なものでございます。大規模修繕の主な内容といたしましては、屋根、外壁等の建築部材の塗装や、空調、給排水衛生設備等の更新を行うものでございます。概算費用につきましては、中部学校給食センターは約7億6,000万円、北部学校給食センターは約7億4,000万円を想定しているものでございます。次に、30年後以降の学校給食センターの対応につきましては、将来の施設の劣化状況や社会情勢の変化等を踏まえ、施設のあり方等について今後検討してまいります。

次に、小学校給食費の改定につきましては、食材価格の高騰への対応等について、これまで国産品の使用など食材の安全を確保しながら、葉物野菜が高い時期には根菜類を活用するなど、献立の工夫をすることで必要な栄養価を確保してまいりました。しかしながら、このような工夫にも限界が生じてきており、使用できる食材の品目の減少や果物やゼリーなどの提供回数の減少など、さまざまな制約が生じるようになってきております。今後につきましても、食材価格の動向を踏まえ、子どもたちにとって魅力ある献立内容となるよう工夫を重ねてまいります。小学校給食費の改定に当たりましては、他の政令指定都市19市の改定の経緯や給食費の額等をヒアリングし、参考としたところでございます。今回の改定後には、小中一貫した9年間の健康給食の推進を目指し、とにかくおいしい、自然と健康になる、みんなが大好きをコンセプトとして、年間1食平均で15品目以上の食材を使用すること、旬の果物やデザートを提供回数の増加、米飯給食の回数の増加など、献立内容の充実を図ってまいります。次に、消費税率引き上げ時の対応につきましては、その影響額や食材価格の動向等を注視しつつ、改定について検討してまいります。

次に、学校での事故対応時の保険等についての御質問でございますが、市立学校に在籍する児童生徒等の学校の管理下におけるけが等の災害に対しましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療費や見舞金等が給付されております。平成27年度の災害共済給付状況につきましては、市立学校全体で医療費給付が7,687件、その内容につきましては、骨折、捻挫、挫傷・打撲等の負傷が7,213件、疾病が474件となっており、総額9,016万2,049円が給付されております。また、見舞金等につきましては5件、その内容は、目、上肢、下肢の障害等となっており、総額601万円が給付されております。あわせて、本市の独自の制度として川崎市立学校事故災害見舞金として5件、35万円を支給しております。次に、重大事故に至った場合でございますが、学校管理下で発生したものと認められる場合について、医療費のほかに2,800万円を上限として死亡見舞金が、3,770万円を上限として障害見舞金が日本スポーツ振興センターの災害共済給付から給付されることとなっており、これらの災害共済給付は学校等の責任の有無にかかわらず対象となるものでございます。次に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付による補償の範囲についてでございますが、日本スポーツ振興センター法などの法令により、その給付内容や給付水準が定められており、死亡や後遺障害の場合などの重大事故においても見舞金が給付されております。

次に、かわさきパラムーブメントにおける教員研修についての御質問でございますが、

教員研修といたしまして年2回実施しているかわさき共生*共育プログラム担当者研修会や、年3回実施しているキャリア在り方生き方教育担当者会、年4回実施している人権尊重教育推進担当者研修会などの機会を捉え、かわさきパラムーブメントによって目指すものと理念を踏まえ、子どもたちに身につけさせたい人権意識や助け合い支え合う精神の醸成、思いやりのある態度の育成などを研修内容として充実させてまいります。

次に、就学援助制度についての御質問でございますが、本市の新入学児童生徒学用品費の現状につきましては、入学後の4月に就学援助申請を受け付け、認定された児童生徒の保護者に対しまして、学校を通じて7月に支給しているところでございます。今年度は11月30日現在で、新小学校1年生1,060名に対して1人当たり4万600円を、新中学校1年生1,145名に対して1人当たり4万7,400円を支給いたしました。本年4月に国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が改正されたことを受けて、本市の就学援助制度においても、新入学児童生徒学用品費の入学前支給について検討してまいりました。その結果、今後の対応といたしましては、新たに中学校1年生となる児童の保護者に対しましては、現在既に就学援助の認定を受けている小学校6年生が対象となることから、現状の事務の流れを大きく変更することなく実施することが可能となりますので、平成30年度の入学者から入学前の3月に支給してまいりたいと考えております。また、新たに小学校1年生となる就学予定者の保護者に対しましては、未就学児の段階でその保護者に周知し、申請を受け付け、認定を行い、支給する必要がございますので、新たな事務手続の仕組みを構築した上で、平成31年度の入学者から入学前の3月に支給してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 松原成文 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 水越久栄登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 水越久栄 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市長選挙の年代別投票率及び今後の若年層に対する主権者教育の取り組みについての御質問でございますが、今回の川崎市長選挙の投票率は、衆議院議員総選挙と同日に執行された結果、全体では前回の投票率を20ポイント近く上回り、52.30%でございました。また、川崎市長選挙で初めて投票に参加した18歳は52.75%、19歳は41.22%でございました。年代別の投票率については、高い順に60代が67.14%、50代が60.31%、70歳以上が59.49%、これに18歳の52.75%が次いで、その次に40代が52.70%、30代が43.45%、これに19歳の41.22%が次いで、20代が33.07%と一番低い結果となりました。全年代の中で18歳が比較的高く、19歳も20代よりは高いという傾向は昨年参議院選挙と同じであり、また今回の衆議院選挙の全国の速報値とも同じ傾向でございました。しかしながら、今回の選挙の18歳の投票率は昨年の参議院選挙よりも約7ポイント低く、昨年の選挙時に18歳だった19歳の投票率については、昨年の18歳の投票率60.91%から20ポイント近く下落したことになります。昨年の参議院選挙は18歳選挙権初の国政選挙であったため、報道等で18歳という言葉がクローズアップされ、選挙啓発のキーワードにもなったことにより、選挙権を得た10代が意欲的に投票参加をしました。今回の選挙においてもこの傾向を維持継続すべく、市内の小学校、中学校、高校、大学合わせて207校の校門などに選挙をお知らせする横断幕、のぼり旗、ポスターを掲出し、選挙の時期に合わせて啓発紙を配布するなど、

学生や生徒さんたちにも選挙が身近に感じられ、話題となるような啓発を行いました。残念ながら昨年ほどの盛り上がりは見られなかったところがございます。また、19歳の投票率につきましては、授業等により政治や選挙に接しやすかった高校から大学等に進学し、または社会人になるなど環境が大きく変化したことや、2回目の選挙となった今回は投票参加意欲が少なからず減退したことも要因の一つと思われます。今後の取り組みについてでございますが、有権者が投票参加意欲を持続するためには、みずからが主権者という意識を持って社会に参画し行動する主権者意識の醸成が重要であると考えます。そのためには、選挙の執行がない時期にも選挙権を得る前の年代から意識づけを行うことが重要であり、出前講座や中学校生徒会役員選挙協力事業、各年代に合わせた啓発紙の配布など、常時啓発を着実に推進することにより、ふだんから当たり前のように政治や選挙が話題になり、議論されるような環境づくりが必要ではないかと考えます。昨年の18歳選挙権導入以降、主権者教育の推進はますますその重要性を増しているものと考えますので、今後も教育委員会を初め関係局区と連携し、どのような啓発事業が有効かを検討しながら、継続的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、期日前投票時間の延長についての御質問でございますが、今回の川崎市長選挙等に際しましては、法定の朝8時30分から夜8時まで、土日祝日を含め11時間30分開設しております現状の期日前投票の投票時間では投票が難しい方々に配慮し、その投票時間を延長することにより投票を促すことで投票率の向上につなげることができないかなど、本市の状況における投票時間の延長の効果を検証するため、幸区、高津区及び麻生区の区役所期日前投票所におきまして期日前投票期間の最終週の平日の5日間、試行的に期日前投票の終了時刻を1時間繰り下げたところがございます。今回の期日前投票の利用者は、投票時間の延長を設定した期間において全市で11万人を超える状況でございましたが、期日前投票の延長時間中に来場された方の数は、試行しました3区の区役所期日前投票所を合わせて941人でした。また、利用者に対して行いましたアンケートの結果によれば、取り組みについて一定の評価をいただいたところがございますが、投票率の向上という面では、投票時間の延長を試行しました区と法定時間どおりの区の投票率に明らかな違いなどは認められず、また、延長時間中に投票された方について見ますと、平成28年執行の参議院選挙では、当日投票所や期日前投票所の法定時間内に投票された方が今回の選挙ではこの延長時間中に来場されたとの回答が比較的多く、新たな投票者の掘り起こしなどの効果が直ちに確認できるものではございませんでした。期日前投票時間の延長の本格実施や、本格実施した場合において投票時間を延長する期日前投票所につきましては、この取り組みが投票率の向上に寄与する新たな投票者の掘り起こしにつながる効果的なものであるか、また、投票管理者など地域の方々や職員の長時間勤務など働き方改革の面からの検討も含め、有権者の利便性に配慮しながら区選挙管理委員会とともに検討してまいりたいと存じます。

次に、期日前投票所の混雑緩和と増設についての御質問でございますが、投票日当日主義の例外である期日前投票については、選挙当日に仕事や用事があるなど、投票日に投票所に行くことができない事由に該当すると見込まれる場合に利用することができる制度であり、平成28年の法改正において天災または悪天候により投票所に到達することが困難である場合がこの事由に追加されたところがございます。このたびの選挙では、選挙当日に

台風が接近するという天気予報などもあり、期日前投票期間の最終日やその前日を中心に、この悪天候を理由とした期日前投票について全市で約2万人の方に御利用をいただきました。選挙管理委員会といたしましては、来場された選挙人の皆様の受け付けを円滑かつ安全に行うため、受け付け体制の拡充を行うとともに、人員を配置して整理誘導に努め、また、期日前投票期間最終日の受け付け終了時刻前の受け付け待ちの列への対応として、整理券を配付するなどの対応を行ったところではございますが、対応の限度を超えた選挙人の皆様に御来場いただきましたことにより、期日前投票所や施設の駐車場、周辺道路などが大変混雑する結果となったものと認識しております。今後の対応策といたしましては、再び選挙期日が台風などの悪天候に見舞われる可能性があることや、近年の期日前投票の利用者の増加傾向などを鑑みまして、既存の期日前投票所につきましては受け付け体制のさらなる拡充を図るとともに、悪天候時などには車で期日前投票に来場される方がふえることから、御来場いただく際には可能な限り公共交通機関を御利用いただくよう御案内し、また、期日前投票期間中において比較的すいていると予想される日時の周知を図るなどして混雑の緩和に努めてまいりたいと存じます。また、期日前投票所の増設につきましても、投票環境の向上とともに、混雑の緩和にも有効な方策の一つであると考えられますので、急な選挙にも対応できる安定的な場所の確保やセキュリティ性の高いネットワーク環境の整備、選挙の適正な管理執行に資する人員体制の構築などの課題もございますが、引き続き関係局及び区選挙管理委員会とともに検討してまいりたいと存じます。

次に、開票事務の遅延とその再発防止策についての御質問でございますが、衆議院比例代表選挙の開票作業を行ってございました多摩区開票所におきまして、投票速報により確定した投票者数を超える票数が確認されたことから、直ちに開票所において票数の再点検、あわせて投票速報における投票者数の確認作業を行ったことにより、当初予定してございました開票の終了予定時刻を大幅に超えた結果となったものでございます。確認作業につきましても、投票所の未使用の投票用紙や投票録などを点検するとともに、開票所において確認された票の全数を再度点検するなど、あらかじめ選挙管理委員会が定めた方法により慎重に行ったところ、一部の票束において集計の誤りが発見され、直ちに集計した数値を修正したところでございますが、結果といたしまして全ての原因の解明には至らず、投票者数を超えた票数が確認される状況について解消されなかったところでございます。選挙管理委員会では、平成28年執行の参議院議員通常選挙の開票作業を行ってございました幸区開票所において同様の事例が生じたことから、市区選挙管理委員会において川崎市選挙事務改善計画を定め、eラーニング研修などにより職員の選挙事務への理解を深めるとともに、開票実務研修を開催し、各区における開票事務の標準化を図ることなどにより同様の事例の再発の防止に努めてまいりました。また、万一、開票で確認された票数が投票者数を上回るような事例が生じた場合などにおける点検手順について開票事務の手引きに明記し、職員に徹底することで速やかに再度の点検作業を行えるよう重ねて準備をしてきたところでございます。今回、同様の事例が再び生じ、選挙結果を速やかに有権者の皆様にお知らせすることができなかつたことを真摯に受けとめ、いま一度各種研修や担当者会議などを通じ、投票事務、開票事務において間違いが生じやすいポイントや正しい手順などを確認、徹底するとともに、職員の選挙事務への意識の醸成を含めまして、事務の適正化につながる取り組みを継続して行うことにより、事例の再発の防止に努めてまいりたいと存

じます。

次に、投票所における受け付けシステムについての御質問でございますが、従来、紙の選挙人名簿により行っておりました投票所における選挙人の受け付け事務につきまして、今回の選挙から受け付けシステムを導入し、パソコンを用いる方法に改めたものでございます。その効果といたしましては、選挙人が持参される投票所入場整理券に印字されたバーコードをシステムで読み取ることにより選挙人名簿との対照を行い、瞬時に選挙人を正確に特定することで受け付け時間を短縮するとともに、よりの確な受け付け事務の実現に資するものでございます。このシステムの導入による効果は十分に発揮されたものと考えておりますが、受け付け方法を改めたことに伴い受付窓口を縮小したことや、台風の接近に伴い、午前中の時間帯に選挙人の来場が集中したことなどもあり、投票所によっては受け付けをお待ちいただく列が生じた事例もございますことから、再度、投票所の規模に応じた受付窓口の数等について検討を行うことなどにより、選挙人の皆様の受け付けをより円滑に行えるよう改善してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 松原成文 老沼議員。

○13番 老沼 純 それぞれ御答弁ありがとうございました。再質問の前に意見要望を申し上げます。

市長の新・マニフェストについて要望いたします。各項目の答弁は方針案にとどまり、推測の域を出ません。仮称危機管理監は、常設か、災害発生時の設置なのか、具体的な所掌業務は何か、また、仮称子ども・若者応援基金への拠出額、基金の活用内容、市内総生産6兆円達成への川崎市らしい手法やロードマップなど展望が見えません。具体的な施策・事業内容、それに対する予算額、達成手法など明確なものとなることを要望します。

次に、今回の衆議院議員総選挙では、公示日直前に政党の離合集散により新たな政党が誕生するなど、有権者の皆様の投票用紙への記載にもさまざまな混乱や影響が出たと思われます。開票立会人やその他各方面からも、政党名に民主という文言が含まれる政党が3党ある中で、民主との記載は立憲民主党の有効票とされたことに多くの異論が出ているとのことでもあります。この件に関しては国で方針が示されたとのことですが、有権者の貴重な一票ですので、次回の選挙までに速やかな見直しを求めるよう強く要望いたします。また、期日前投票所について、人口増が続く本市の投票率向上やよりよい投票環境の整備として増設するよう強く要望いたします。また、昨年の中選挙区議員通常選挙に加えて、今回の衆議院議員総選挙においても大幅に開票終了時刻が遅延しましたが、今後このような事態を起こさないためにも、本市が有する選挙管理アドバイザーのポジションは大変有意義であり、知的財産でもある現選挙管理アドバイザーからも、しっかりと助言指導を受け、対応するように要望いたします。

次に、柿生駅周辺地区のまちづくりについて要望いたします。御答弁にありました準備組合主催の事業説明会においては、北口、南口の回遊性の向上、踏切事故の撲滅など、当該再整備事業区域を超える柿生駅周辺地域全体としての質問が数多く上がっておりました。市としましても、柿生駅周辺地区まちづくりビジョンにて将来の全体像を一日も早く策定し、準備組合が掲げる柿生プライドの実現を推進するよう要望いたします。

それでは、再質問させていただきます。初めに、収支フレームについて伺います。障害者施策の推進や保育ニーズへの対応などにより、社会保障関連経費が引き続き増加するこ

とはこれまでも言われ続けておりますが、将来人口推計や年代別割合などとの整合性はどのように図っているのか、社会保障関連経費について収支フレームが増減する要因について伺います。公共施設の維持補修や長寿命化などの基礎的な投資的経費については、平成28年3月策定収支フレームより年間30億円から40億円の減となっておりますが、一定枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図るとのことですが、どのような手法により40億円の減を生み出すのか伺います。御答弁では、収支フレームは極力本市の財政の現状をお示しできるよう算定しておりますが、財政状況は、社会経済環境の変化や制度改正などの影響を大きく受けるとのことです。収支フレームは財政の現状を示しているものであり、今後の収支見込みは社会経済環境の変化により大きく変動するのは当たり前と見られますが、収支フレームの意義、役割、活用方法について伺います。また、収支フレームにおける社会経済環境の変化というリスクへの対応について伺います。

将来に負担を残さない財政運営を行うための収支フレームについて市長に伺います。

次に、重点密集市街地対策について再度伺います。モデル事業を通じたヒアリングの結果は設置希望世帯が少数であったとのことですが、しかし、なかなか建てかえ等が進まない重点密集市街地では、震災時の二次火災等の発生を抑制するためにも、当面は感震ブレーカーの設置が不可欠と存じます。みずから設置を希望する世帯が少ないならば、なおさらに他都市のような補助事業化してでも導入すべきと考えますが、伺います。

次に、待機児童の解消について再度伺います。平成29年10月1日現在の保育所等利用申請・待機状況についてですが、国の新しい保育所等利用待機児童数調査要領に基づき集計された結果、374人、前年100人と比較して274人も増加しています。来年4月で待機児童ゼロが可能なのかどうか、どう対応していくのか、取り組みについてこども未来局長に伺います。

次に、長沢浄水場用地貸し付けについて再度質問いたします。先ほど地下に水道施設が埋設されている範囲を減額と御答弁いただきましたが、減額した金額と減額の根拠について伺います。また、一般競争入札とはいえ、入札者、落札者が市外の1学校法人のみでした。貸付条件には借り受け人は学校法人とあり、理由として、答弁には不特定多数の者が出入りすることなく、利用者を限定的なものとしてとりましたが、この条件でなぜ学校法人なのか、その経緯について伺います。また、答弁に複数の学校法人からグラウンドの確保について要望があったとのことですが、要望を言うならば、以前より市民から、グラウンドを新たにつくってほしいとの要望が各方面から寄せられておりますが、市民の声が反映されず、市外の学校法人の声のみ反映された理由について伺います。

○議長 松原成文 市長。

○市長 福田紀彦 収支フレームについての御質問でございますが、本市では、一般財源総額の大きな増加が見込まれない中で、社会保障関連経費などの財政需要が増加しておりまして、今後も厳しい財政状況が続くものと見込んでおります。こうした中においても、将来にわたって必要な施策を着実に推進するとともに、将来世代に過度な負担を強いることがない持続可能な行財政基盤を構築していく必要がございますので、今後の財政運営の基本的な考え方にに基づき、収支フレームを財政運営の指針として位置づけ、中長期的な視点を持ちながら、緊張感を持って行財政運営を行ってまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者 金子正典 長沢浄水場用地貸し付けについての御質問でございますが、初めに、地下埋設物による貸付料の減額金額につきましては、川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱第2条第3項に規定する、地下埋設物等により地上部の使用の制限を受ける場合として路線価に100分の50を乗じて算出しており、年間1,076万596円でございます。次に、借り受け人を学校法人に定めた経緯等についてでございますが、長沢浄水場用地につきましては、再構築計画に基づく施設更新後、将来の更新予定地を当分の間、有償で貸し付けることにより経営基盤の強化を図ることとしたものでございます。利用条件を検討するに当たりましては、長沢浄水場は市内唯一の飲み水を製造している浄水場であり、飲み水の安全性の確保を最優先に考え、不特定多数ではなく、利用者を限定的なものにすること、当該用地は将来の更新用地であり、また、地下に工業用水道施設が埋設されているため、建築物の設置が制限されること、市内に校舎やグラウンドを所有し、あるいは市内の土地をグラウンドとして利用している複数の学校法人から要望を受けたことなど、これらの要件を総合的に検討した結果、学校法人へグラウンドとして貸し付けることが最適であると判断したところでございます。なお、上下水道局では、長沢浄水場と同じ多摩区にある生田浄水場用地内に、市民が無料で利用できる広場を設置する方向で検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長 松原成文 総務企画局長。

○総務企画局長 加藤順一 感震ブレーカーについての御質問でございますが、感震ブレーカーにつきましては、大規模地震時の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した際に発生する通電火災の出火抑制に対して有効な手段でございます。一方で、家屋内の全ての電気供給が遮断されるため、夜間時の避難用照明の確保が必要であることや、地震検知後、数分の遮断猶予が設定されているタイプにつきましては、初期の出火防止効果は限定的となるなどの課題がございます。本市といたしましては、重点密集市街地対策につきまして、関係局区であるまちづくり局、消防局、川崎区、幸区と協議を行い、出火予防、初期消火、耐火性能向上などに感震ブレーカーを含めた総合的な防火対策として、より効果的に市街地全体の不燃化を図られるよう検討を進めているところでございます。今後につきましても、市民の皆様の防火に対する意識の向上に引き続き取り組む中で、感震ブレーカーの効果について御理解いただけるよう丁寧に説明を行ってまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 財政局長。

○財政局長 唐仁原 晃 収支フレームについての御質問でございますが、初めに、社会保障関連経費につきましては、平成29年度予算をベースに、直近の将来人口推計等を基礎データとして算定しており、高齢者人口の増加などによる高齢者福祉及び障害者福祉の増加、就学前児童数の増加や利用申請率の上昇などによる待機児童対策の増加を見込んでいます。また、基礎的な投資的経費についてでございますが、今後も施設の機能や安全性を担保するための維持補修費の確保を図ってまいります。総合計画第2期実施計画や行財政改革第2期プログラムの策定作業と連携し、進捗状況や緊急性を勘案した施策調整や事務事業の見直しなどの行財政改革の取り組みを着実に進め、毎年度の予算に的確に反映してまいりたいと考えております。次に、収支フレームは、持続可能な行

財政基盤の構築に向けた本市の財政運営の指針として位置づけておりまして、毎年度の予算編成では、これに沿った財政運営となるよう調整を図っております。また、収支フレームは、国の経済見通しや本市の人口推計を活用し、現行制度を前提条件として算定しておりますことから、社会経済環境の変化や制度改正の影響を受ける場合がございますが、毎年度の予算編成等におきましても、必要な施策・事業の着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築の両立が図られるよう、中長期的な財政状況を見通しながら対応していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長 松原成文 こども未来局長。

○こども未来局長 邊見洋之 平成30年4月の待機児童解消に向けた取り組みについての御質問でございますが、保育所等の入所保留者の多い中原区や高津区で重点的に整備を進め、現時点で去年の同時期よりも約100人多い1,843人分の受入枠を確保しているところでございますが、引き続き、既存保育所におけるさらなる受け入れの調整や川崎認定保育園の新規認定など、多様な手法により、一人でも多くの保育受入枠を確保してまいります。さらに、区役所において利用者の意向を丁寧に確認しながら、ニーズに寄り添ったきめ細やかな相談支援を引き続き実施することで、新しい調査要領に適切に対応し、待機児童の解消を目指してまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 老沼議員。

○13番 老沼 純 御答弁ありがとうございました。

それでは、再々質問をさせていただきます。重点密集市街地対策における感震ブレーカーの扱いについて再度伺います。再質問の答弁では、周知すら難しい感震ブレーカーについてのデメリットを説明していくとのことですが、それで感震ブレーカーの設置がどのように進むのでしょうか。また、解消には何世代もかかり得る重点密集市街地における現実的、即効性からの感震ブレーカーの導入提案ですが、関係局で進める総合的な防火対策とはどのようなスケジュールで、何年後に何%、どんな防火対策が進むのか伺います。先行導入している都市では、募集すれば補助分の感震ブレーカーはすぐに補助定数まで申請が上がることも伺っていますが、本市で進める場合と他都市で進める場合で感震ブレーカー設置に違いがあるとは思えませんが、見解を伺います。

○議長 松原成文 総務企画局長。

○総務企画局長 加藤順一 感震ブレーカーについての御質問でございますが、感震ブレーカーにつきましては、通電火災の出火抑制等に対して有効な手段でございますので、市民の皆様には設置の有効性を丁寧に説明してまいります。また、重点密集市街地における防火対策につきましては、老朽建築物の除去についての補助や、地域住民の防災意識の醸成に向けた啓発など、ハードとソフトの両面の取り組みを推進しているところでございまして、今後も地域住民との協働による防災まちづくりを推進してまいります。なお、感震ブレーカーの設置につきましては、国が目標とする重点密集市街地における平成36年度25%の普及率に合わせて取り組んでまいります。次に、補助制度についてでございますが、制度を導入している他都市におきましては、補助対象や補助金額、対象地域などさまざまな制度設計をしておりますが、そうした他都市の状況を踏まえつつ、本市におきましても、補助制度のあり方について引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長 松原成文 老沼議員。

○13番 老沼 純 御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 松原成文 7番、春孝明議員。

〔春 孝明登壇、拍手〕

○7番 春 孝明 私は、公明党川崎市議会議員団を代表して、平成29年第4回定例会に提案されました市政への考え方、諸議案並びに市政一般について質問いたします。

今月4日から第69回人権週間がスタートしました。本年は、「みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心～」との重点目標が掲げられました。いじめや体罰、児童虐待やインターネット上の誹謗中傷などの人権問題とともに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な行動の根絶に向け、一層の啓発活動の推進が求められます。特に北朝鮮による拉致は深刻な人権問題であり、一日も早い解決を願うとともに、12月10日の人権デーに向けて拉致問題を身近に感じていただける活動の強化を求めるものであります。本年4月、本市の人口は150万人を突破しました。若い世代を中心に住みたいまちとして注目される都市へと成長しています。その一方、2025年問題を初めとした超高齢社会に対応するまちづくりには、市民とともに乗り越えなければならない多くの課題が山積しています。行政の取り組みに対し、これまで以上に市民の理解と協力が得られるよう、丁寧な市政運営を求めます。

さて、先週末に行われたJ1リーグ戦最終節において、川崎フロンターレが長年の悲願であった初優勝を果たし、初タイトルを獲得しました。市民の皆様方とともに心から喜び合いたいと思います。川崎フロンターレは地域密着クラブとして、地域に根差した活動を通し、人と人とを結び、コミュニティの輪を広げる全国模範のプロサッカーチームとして成長し続けています。我が党は結党以来、大衆とともにを原点に、地域に根を張り、市民の声を政治に届け、政策に反映させてきました。課題の解決のため、これからも現場第一主義を貫き、諸課題に取り組んでいくことを表明し、以下、質問をさせていただきます。

初めに、市長に2期目の市政運営について伺います。市長は、2期目のスタートに当たり、市政への考え方と川崎市総合計画第2期実施計画素案を示されました。本市が今後直面するさまざまな課題は人口問題に大きく影響を受けることを示されています。特に生産年齢人口の減少を迎える2025年までの7年間は、本市にとって超高齢社会を本格的に迎える非常に重要な期間でもあり、地域包括ケアシステムの構築は最重要課題です。施策の実現に向けた実行力が問われることとなりますが、改めて市長の決意を伺います。安心のふるさとづくりを進める上では、子育て支援の充実と高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりをバランスよく進めていくことが求められます。市長の見解と今後の取り組みを伺います。力強い産業都市づくりでは、臨海部を初めとした先端産業振興や新産業への取り組みを市内経済発展に波及させていくことが重要です。市長の見解と今後の取り組みについて伺います。また、2024年に川崎市は誕生から100年を迎えます。そのとき、川崎が持続可能な社会をリードする存在として、世界から注目される価値を持つ都市となっていることを目指してまいりますと表明されました。持続可能な社会をリードする存在として、世界から注目される価値を持つ都市とは具体的にどのような都市をイメージされているのか、市長に伺います。

次に、今後の財政運営について伺います。本市の将来人口推計によれば、少子高齢化が

さらに進み、平成42年には158万人となり、人口のピークを迎えますが、その後、人口減少に転じ、これまで人口増加によってふえていた市税収入も減少していく見通しとなっています。人口減少時代を見据えた財政運営が必要であり、さらに、超高齢社会にも耐え得る新たな税収を生み出す産業政策が必要です。市長は、先端産業振興や海外協力などの戦略的アプローチと、地元の中小企業へのきめ細かな支援の両面から、未来を先取りした産業振興を展開してまいりたいと述べています。市長の見解と今後の具体的な取り組みを伺います。平成28年度決算では市税が3,053億6,000万円となり、4年連続の増収となりましたが、義務的経費の増加に伴い、財政構造の弾力性をあらゆる経常収支比率は硬直化が進んでいます。今後、さらに義務的経費の比率が高くなることを見込まれる中、財政構造の硬直化を防ぎ、必要な新規事業などを行える取り組みが必要です。事業の優先順位も含め、市長に見解と取り組みを伺います。

行政サービスの質を高めるためには、行財政改革の一層の推進が欠かせません。社会の中にAIやICTが普及していく中、これまで以上に最新技術を活用した行政事務の効率化とともに、民間に意欲を持ってまちづくりに参加していただくことが求められます。市長の見解と今後の取り組みを伺います。

また、これまでの収支フレームでは、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られる見込みが平成33年度でしたが、今回の素案によると平成36年度となっています。おくれた原因と今後の対応について伺います。あわせて、平成37年度以降、減債基金借入金の返済を20億円仮計上していますが、早期の解消が必要です。借入れへの依存脱却に向けての取り組みを伺います。

次に、防災・減災対策について伺います。仮称危機管理監の設置についてです。市長は、セキュリティはまちの最高の価値として、仮称危機管理監を設置するなど、危機管理体制や備蓄計画を強化するとしています。仮称危機管理監の具体的機能と本市における設置効果、人選の方法について市長に伺います。また、危機管理アドバイザーとの整合性についても伺います。

豪雨時の逃げおくれ対策についてです。近年、短時間に大量の雨が降り、河川の氾濫や洪水、土砂災害など大規模な自然災害が発生しています。このため、自力での避難が難しい高齢者や障害者等が利用する施設に対し、逃げおくれをなくす対策として、避難確保計画作成や避難訓練の実施を義務づけるなどの改正水防法と改正土砂災害防止法がさきの国会で成立しました。本市は避難確保計画作成への支援や確認、避難訓練実施の支援等が求められますが、具体的な取り組みと対象施設の計画作成完了までのスケジュールを伺います。また、避難訓練を実施するには、近隣の方々や消防署など関係機関との協力が必要不可欠です。具体的な支援内容も伺います。あわせて、本市の洪水浸水想定区域にある対象地下施設の避難確保・浸水防止計画の作成状況も伺います。川崎市臨海部防災対策計画の改定についてです。平成27年度の神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正に伴い改定されました。主な改定内容として、避難計画の具体化と川崎地区現地防災本部の招集事業所の見直しが挙げられていますが、この改定によって防災力がどのように強化されるのか、取り組みを伺います。また、市民にとって臨海部の石油コンビナート地区の防災対策は大きな関心事です。避難実施のタイミングなど地域住民への連携と正確な情報提供について伺います。

次に、安全・安心のまちづくりについて伺います。市長は、警察や自主防犯組織等の関係機関との連携を一層強化し、政令市で最も低い人口比犯罪件数を継続させるとしていません。確かに本市の平成27年の人口1,000人当たりの刑法犯認知件数は6.4件と、政令市では横浜市と並んで最も少ない数字を示し、同年から過去2年間も3位、1位を示しています。市長はこのように犯罪件数が低く抑えられている要因をどのように分析され、今後継続されていくのか伺います。

防犯カメラの設置についてです。近年、防犯カメラは犯罪捜査で迅速な犯人逮捕への決め手となることはもとより、犯罪抑止効果も期待されています。平成28年度から設置補助制度も導入されましたが、現在までの取り組み状況と安全・安心のまちづくりの視点から、今後どのように設置拡大を図っていくのか伺います。

また、以前から提案していますが、児童生徒の安全を確保するため通学路に設置していくことも重要です。区域の町内会・自治会や商店街等とも連携し、設置を推進すべきですが、市長に取り組みについて伺います。

仮称かわさき安全・安心ネットワーク事業についてです。スマホを介して犯罪・不審者目撃情報等を市民へ配信するとしていますが、川崎らしい特徴と運用開始時期について伺います。

再犯防止対策についてです。昨年12月、再犯の防止等の推進に関する法律、いわゆる再犯防止推進法が制定、施行されました。国は推進法に基づき2月に検討会が発足、9月に再犯防止推進計画案が策定され、パブリックコメントを経て、今月閣議決定が行われる予定となっています。犯罪件数は平成14年度をピークに、現在では3分の1まで減少していますが、先月公表された平成29年版犯罪白書によると、再犯者率は48.7%と過去最悪を記録しています。再犯防止推進計画案では、重点課題として、就労・住居の確保等など7項目を挙げ、その一つに地方公共団体との連携強化等があり、具体的施策として再犯防止担当部署の明確化が求められています。取り組みが多岐にわたることから全庁的な対応が必要となりますが、市長に見解を伺います。

また、川崎版再犯防止推進計画の策定も求められています。計画は早期に策定し、実施することが犯罪の少ないまち継続への大きな流れとなります。取り組みを伺います。あわせて、再犯防止のため、自立までの一元化した寄り添い型の相談窓口設置など支援体制が必要です。取り組みを伺います。

次に、まちづくり施策について伺います。ホームドアの設置についてです。本市は、J R南武線武蔵小杉駅を最重点箇所としてJ R東日本株式会社と協議していますが、早期設置に向けてさらに強く働きかけるべきです。主要駅への設置に向けた進捗状況と今後の取り組みを伺います。J R南武線の長編成化についてです。混雑区間である武蔵中原駅から武蔵小杉駅間において、依然として全国ワースト5位の混雑率となっています。その緩和は喫緊の課題です。我が党も現在6両編成を長編成化することについて早期実現を求めています。今後の見通しについて伺います。利用者の利便性向上についてです。本年ダイヤ改正により日中時間帯に川崎駅一立川駅間で、平日は毎時2本、土日祝日は毎時3本、快速運転が開始され、時間短縮が図られています。さらなる利便性向上の観点から、朝夕通勤時間帯の快速運転の導入についての見通しを伺います。J R南武線混雑緩和についてです。多様な働き方の推進による快適な通勤環境への取り組みは重要です。11月16日からの

2週間で市職員のオフピーク通勤を実施したとのこと。取り組み内容と想定される効果について伺います。

横浜市営地下鉄3号線の延伸についてです。横浜市営地下鉄ブルーラインのあざみ野駅から新百合ヶ丘駅までの延伸については、来年度末の事業化に向けて進められています。本市にとってメリットの大きい計画となるよう期待しておりますが、横浜市との協議における基本計画や鉄道利用者の需要の見通し、運行計画、事業採算性等の進捗状況と今後の見通しについて伺います。また、現在ボーリングによる地盤調査やルートの検討を行っていますが、現状と今後の取り組みを伺います。さらに、新線に伴う新百合ヶ丘駅周辺のまちづくりなど、本市域に係るまちづくりについて検討状況を伺います。

空き家対策についてです。高齢者や障害のある方など、自力での住宅確保が困難な状況にある方が増加し、住生活基本法の基本理念の一つである居住の安定の確保に向けた対策の強化が一段と強く望まれる中、10月25日に改正住宅セーフティネット法が施行されました。この制度も居住支援協議会が窓口となって支援を行いますが、主な改正内容とその対応について伺います。この制度の登録条件の一つに高齢者らの入居を拒まないこととありますが、賃貸人、家主への登録推進に向けた取り組みを伺います。国は登録住宅の登録戸数の目標を2020年度末までに17万5,000戸と掲げていますが、本市は周知や目標の設定などどのように取り組むのか伺います。

鷺沼駅前地区再開発についてです。町内会・自治会、商店会等により発足した鷺沼駅周辺再開発推進協議会から、まさに地域の意向として区役所、市民館・図書館の鷺沼への移転を求める要望書が提出されました。我が党としても、これまで都市機能の集積として区役所や行政窓口など公的機能の設置が必要であることを指摘してまいりましたが、市長の率直な見解を伺います。

移転する場合は、今後どのような検討とスケジュールが想定されるのか、見解と取り組みを伺います。この要望の内容は、地権者である鷺沼駅前地区再開発準備組合に伝わっているのか、準備組合との調整の状況を含めて伺います。また、交通アクセスについては、再開発事業により改善が期待されますが、きめ細かなバス交通ネットワークの構築が求められています。聖マリアンナ医科大学病院等への交通アクセス拡充やターミナル施設の整備について見解と対応を伺います。

三菱ふそうトラック・バス株式会社川崎工場第二敷地についてです。三菱ふそうトラック・バス株式会社は、中原区にある川崎工場の第二敷地を大和ハウス工業株式会社に売却しました。敷地面積は約10万平方メートルの広大な敷地です。過去、本件に対し、都市計画マスタープランに沿った土地利用を誘導していくと答弁していますが、現状の事業者との情報交換の状況を伺います。また、大規模な土地利用転換についても一定の見解を述べられております。本市が計画をリードし、大和ハウス工業株式会社に対し、早急な活用計画について公表するよう求めるべきと考えますが、見解と取り組みを伺います。

川崎駅東口周辺のまちづくりについてです。川崎ルフロンの主要テナント「丸井川崎店」が明年1月末で閉店することになりました。さいか屋に引き続き、川崎駅東口の大規模商業施設がなくなり、地元にとってにぎわいの喪失や商業の落ち込みが懸念されます。今後どのようににぎわいを取り戻していくのか、後継テナント誘致の見通しを含め、取り組みを伺います。また、さいか屋跡地の動向についても伺います。

次に、公共空間の活用について伺います。市長は、道路におけるイベントやオープンカフェで、既存の公共空間をにぎわい空間に変えますと述べています。国は都市再生特別措置法の改正の中で道路占用の弾力的な運用の見直しを進めていますが、今後の取り組みを市長に伺います。

次に、子育て支援について伺います。市長は、保育所整備について、引き続き待機児童の解消に向け、新たに7,000人以上の認可保育所での受入枠を確保と示しました。どのように定員増を図るのか、具体的な取り組みを伺います。小児医療費助成制度についてです。もしものときの経済的、精神的なセーフティネットとして、入院医療費の所得制限を廃止しますとして、現行ゼロ歳を中学3年生までにとしています。実施スケジュールを伺います。

また、貧困の連鎖をとめるための学習支援とひとり親家庭の総合的な支援を行いますと示しています。拡充策と実施スケジュールについて伺います。子どもの貧困対策についてです。11月に示された子どもの貧困対策の基本的な考え方では、ひとり親家庭への支援として、保護者の就労等の支援を充実するとしています。どのように支援を充実するのか伺います。里親についてです。厚生労働省はこの夏、社会的養護が必要な原則18歳未満の子どもについて、里親への委託率を、3歳未満は5年以内に75%へ、3歳以上就学前は7年以内に75%へ、就学後は10年以内に50%へ高めるという新しい目標を示しました。本市のそれぞれの現状と今後の取り組みを伺います。里親に関心を持つ市民の裾野を広げるため、ふるさと里親という夏休みなどに3日程度の里親体験をする事業について参加者増加を図るべきと思います。見解を伺います。里親への委託率が46.9%と日本一高い静岡市では、里親募集や研修という支援業務をNPO法人に委託するとともに、里親登録者のほぼ全員が市の里親会に入って交流会を開くなど、委託後の心理的サポートに力を入れています。本市も同様の取り組みを検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、教育施策について伺います。学校トイレの洋式化についてです。市長は、学校トイレの洋式化をスピードアップするとして、過去4年間で改修した箇所を2倍を整備するとしています。全校改修の完了時期の見通しについて伺います。

仮称子ども・若者応援基金についてです。市長は、競輪・競馬事業での収益金を仮称子ども・若者応援基金として創設し拠出、厳しい立場にある子ども・若者の支援やひきこもり対策等に充当するとされています。現状で不足する施策に充てられると考えられますが、想定している内容と基金の規模について伺います。

わくわくプラザについてです。市長は、わくわくプラザについて、学校の夏休み時期など長期休校中の開設時間を延長するとしています。早期実施が望まれますが、マンパワーの確保などの課題もあります。今後の取り組みを伺います。

平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果についてです。公表された調査結果では、暴力行為、いじめ、長期欠席の実態が明らかになりました。まず、暴力行為については小中学校ともに増加しており、今後、児童生徒の生活環境等の背景を分析することです。特に保護者との連携強化は欠かせません。現状と今後の取り組みを伺います。いじめについては、認知件数が平成27年度の661件から504件増加し、1,165件と大幅に増加しました。どれだけ早期に対応できたかが重要です。現状と今後の取り組みを伺います。今年度から新たに調査されたいじめの解消率は84.6%ですが、解

消率向上への課題について伺います。また、いじめは、一時的に解消されたように見えても、長期的に注意深く見守っていくことが必要です。校長を含む学校内での情報共有はむしろ、小学校と中学校との情報共有も必要と考えます。あわせて、校長と教育委員会との早期の情報共有と支援体制の強化が求められます。特に情報共有は、小さい事案でも共有できる体制が求められます。現状と今後の取り組みを伺います。

長期欠席については、小中学校ともに、長期欠席児童数、不登校児童数が増加しました。小学校における不登校児童数は1,000人当たりの出現数が5.2人、中学校では38.2人です。調査結果をどのように受けとめ、対策を強化していくのか伺います。また、不登校児童生徒が不登校期間でも学習に取り組める対策も必要です。現状と今後の取り組みを伺います。

次に、人権施策について伺います。本市はヘイトスピーチ対策として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインを策定いたしました。パブリックコメントには、過去例を見ない922通、2,053件もの御意見をいただいたことは、いかにこの課題が市民にとって関心の高い問題であるかを物語っていると考えます。今後、このガイドラインの趣旨、実効性を高め、ヘイトスピーチ撲滅に努めるべきです。市長に決意を伺います。

また、今後の具体的な取り組みを伺います。法律では、地方公共団体の責務として相談体制の整備をうたっていますが、本市の取り組みについて伺います。

また、教育の取り組みが非常に重要です。現状でも人権教育を実施していますが、本市在住の外国籍児童生徒との交流の場の確保など、本市の特徴を生かした交流プログラムが必要と考えます。教育長の見解を伺います。

これらの施策を進め、いじめ問題を初めとする人権擁護施策を一層実効あるものとするには仮称人権擁護条例の制定が必要ですが、取り組み状況を伺います。

また、制定に向けた市長の決意を伺います。

次に、文化芸術振興策について伺います。「パーセント・フォー・アート」についてです。市長は、公共建築物の建設費用の1%程度を芸術や文化、技能の振興に支出する「パーセント・フォー・アート」を提唱されています。今後どのように進めていくのか、市長に伺います。この部分の答弁は結構です。

次に、コミュニティ施策について伺います。市長は、各区に、町内会・自治会等の地縁団体やNPO等の活動団体をつなぐ中間支援組織の仕組みを市民との協働でつくるとされています。都市化の進行によりコミュニティの質も変容する中、町内会・自治会の抱える課題もさまざまです。個別状況に応じた適切な活性化支援策が求められますが、見解と取り組みを伺います。中間支援組織強化の必要性については、市民主導型の中間支援組織が機能するような環境整備や区における中間支援組織の強化に課題があると考えますが、見解と取り組みを伺います。一方で、若者や現役世代などを中心にSNSなどを活用した社会的な活動が広がりを見せています。見解と今後の取り組みを伺います。

次に、地域包括ケアシステムについて伺います。市長は、市政への考え方で地域包括ケアシステムの構築に全力を挙げると示されました。構築までのスケジュールを伺います。地域包括ケアシステムの構築には、包括的相談支援体制の充実や専門機能の連携強化等、それぞれの取り組みを具体的に連携させるコーディネート強化が重要です。現状と今後の取り組みを伺います。医療と介護の連携、住まいとの連携、生活支援と福祉との連携な

どのさまざまな連携やネットワークづくりには、ICTを活用した取り組みの推進も効果的と考えます。今後の取り組みを伺います。

次に、高齢者施策について伺います。特別養護老人ホームの入所運用の改善、申し込みの一元化についてです。市長は、特別養護老人ホームの整備やサービスへのマッチングも強化してまいりますと明言されました。今後の取り組みについて伺います。特別養護老人ホームの入所を希望しても、すぐには入所できない現状の中、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護等々、多種ある地域密着型サービスの利用申し込みには細やかなマッチング案内等が求められます。現状と今後の取り組みを伺います。関連して、みどりについてです。特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどによるみどりを実施している施設数と課題、今後の取り組みを伺います。

老人いこいの家及びこども文化センターを活用した世代間交流推進の取り組みについてです。平成27年度から連携モデル事業を実施しています。取り組みの効果と課題について伺います。地域性や合築施設と個別施設の特性を生かし、さらに利用者の声を伺いながら取り組みや各施設の好事例を他の地域に紹介するなど、仕掛けづくりも大切です。今後の取り組みを伺います。また、老人いこいの家とこども文化センターの指定管理者間における連携や、さらには区を超えた指定管理者間のノウハウや情報交換の場も今後のよりよい事業拡充に必要と考えます。開館時間の変更や改装などによるスペースの有効活用も必要です。今後の取り組みを伺います。

団地の高齢化対策についてです。予算議会でも指摘しましたが、市営住宅の高齢化が進み、見守り事業が大きな課題となっています。高齢化率の高い団地にはLSA——生活援助員の配置を提案してきましたが、見解と取り組みについて伺います。

また、第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画では、我が党が提案した若者世帯向け定期借家制度導入を計画していますが、これまでの取り組み状況と、市長が掲げる高齢化した地域や団地などに若い世代の流入や定住を促すための誘導策について見解と取り組みを伺います。

次に、健康寿命延伸についてです。健康ポイント制度導入についてです。先日、市議団にて、とやま健康ラボの取り組みを視察しました。社会全体で健康寿命延伸への機運醸成を図るため、推進会議を経営団体、医療保険者、医療・地域団体、行政などの関係者で設置していました。取り組みの具体的な内容は、企業や飲食店、栄養士会等と連携した食生活改善事業や働き盛りの健康づくりチャレンジ企業支援事業、ウェアラブル活動量計を活用した運動習慣定着支援モデル事業と題し、中小企業の働き盛りの世代を対象にしたプロジェクトを展開中で、大好評の様子でした。さらには、ホテル等の宿泊施設と連携し健康合宿を企画し、生活習慣病の重症化予防につなげていました。本市でも工夫した健康寿命の延伸に向けた健康ポイント制度を導入すべきです。今後の取り組みを伺います。

次に、障害者支援についてです。就労支援についてです。本市には、南部、中部、北部の3地区に障害者地域就労援助センターがあり、障害のある方の働くを支援しています。このセンターでは、就職前や就職活動に関する相談と就職後の相談に対応するとともに、企業での職場実習や就労体験の場を提供しているとのこと。現状と課題、今後の取り組みについて伺います。また、障害があっても働く意欲を実現できる社会を目指し、3つの地区ごとに障害者就労支援ネットワーク事業を展開していますが、現状と今後の具体的

取り組みを伺います。

あわせて、障害福祉施設から一般就労移行者数を25%増以上にとありますが、市長に数値目標達成のための取り組みを伺います。

障害者優先調達についてです。国では平成25年4月から障害者優先調達推進法が施行され、本市でもこれに基づき、毎年度、川崎市障害者優先調達推進方針を定め、障害者就労施設等の受注機会の確保、民間企業における雇用拡大を図っています。しかし、施設側からは大変苦勞している声も届いています。現状と推移を伺います。

また、障害者優先調達件数を2倍増としています。今後の取り組みについて市長に伺います。

かわさきパラムーブメントについてです。障害者の団体などからは障害者専用のスポーツ施設等の新設を求める声が多く寄せられています。しかしながら、市長は、障害のあるにかかわらず、スポーツや文化芸術を通して、一緒に利用できる施設や機会をふやしますとしています。改めて、市長に見解と対応を伺います。

また、ことし竣工したカルッツかわさきに障害者の意見をどのように反映したのか伺います。

今後、公共施設の改修、改築の際、障害者へのきめ細かい配慮が求められますが、見解と対応を伺います。

次に、景気・中小企業対策について伺います。第4次産業革命の進展により、現在のビジネスモデルや社会のあり方、市民のライフスタイルが大きく変化することが想定されます。本市の情報通信産業の集積やものづくり技術等の強みを有効に結びつけることにより、中小企業の活性化が期待されます。積極的に推進すべきと考えますが、見解と取り組みを伺います。また、AIやIoTなどの先端技術を活用したモデル事業の創出を推進することが必要です。見解と取り組みを伺います。

起業支援についてです。川崎市創業支援事業では、創業を模索する起業家、経営者等を対象にセミナーの開催など、後押しをする多くの施策が講じられていますが、さらなる支援が求められます。現状と今後の対策について伺います。

市長は、開業率を政令市12番目からトップスリーへと上昇させるとのことです。現状と今後どのように取り組むのか、市長に伺います。

次に、観光開発についてです。本市には臨海部における工場夜景や生田緑地、藤子・F・不二雄ミュージアムなど、特徴ある施設等の観光資源があります。市内の回遊性向上に課題があり、旅行会社などとの連携が重要ですが、対応と取り組みを伺います。広報についてです。全国的にメジャーとなったカワサキハロウィンなどと同様に、あらゆる媒体、特にSNSなど、より身近な情報発信を行うべきです。取り組みを伺います。

次に、シビックプライドについて伺います。本市は、シビックプライド醸成のため、音楽のまち・かわさき、映像のまちなどの取り組みを進めています。今後どのような取り組みを進めるのか、具体的に伺います。

次に、環境施策について伺います。地球温暖化対策についてです。ドイツでCOP23が開催され、世界を挙げて地球温暖化の防止に向けて協議されましたが、さまざまな課題があるようです。COP21では197カ国・地域が参加してパリ協定が採択されるなど、画期的な結果と思いますが、市長の見解を伺います。

日本ではパリ協定を受けて26%の目標を掲げておりますが、本市の目標と取り組みを伺います。この点は他会派とのやりとりで理解しましたので、答弁は結構です。温室効果ガスは産業系で7割を占めており、この対策が重要であることから、地球温暖化対策推進条例が制定され、平成22年度から施行されております。地球温暖化対策推進基本計画では期間や対策の目標、施策の基本的方向を定めるとしてしておりますが、産業部門への対応について伺います。この点は他会派とのやりとりで理解しましたので、答弁は結構です。

一般廃棄物についてです。一般廃棄物処理基本計画の第1期行動計画期間が本年度で終わりますが、プラスチック製容器包装等の全市展開を実施するなど分別収集の拡充をしてきました。成果について伺います。第1期行動計画を推進して明らかになった課題を第2期行動計画にどのように反映するのか伺います。第2期行動計画についてですが、社会状況の変化への対応として、食品ロス対策や超高齢化社会への対応が重要と思いますが、その取り組みについて伺います。特にふれあい収集の強化や日々のごみ収集を通じ、見守り推進など地域包括ケアシステムとの連携を図ることや、災害時の対策など安心のまちづくりの推進を期待しますが、見解を伺います。地球温暖化対策に見られるように社会が大きく変化しており、ごみの減量化や資源化への市民の意識が高まっております。市長は、ごみの減量については、川崎市民の協力を得て、1人当たりのごみの排出量を1日30グラム削減して政令市最少を目指しておりますが、その方策といつまでに達成するのか伺います。

次に、臨海部施策について伺います。市長は、臨海部を世界で最先端の研究開発と産業を創出するエリアとするため、必要な規制緩和と再編を誘導しますと述べられています。我が党はかねてから、建物空地の活用と税源培養、最先端医療の発信などを訴えてまいりましたが、市長が目指す規制緩和と再編とは具体的にどのような施策なのか伺います。川崎臨海部の30年後の目指すべき将来像、理想像を実現するための9つの基本戦略とそれに基づく具体的な13のリーディングプロジェクトから成る臨海部ビジョン素案が策定されました。率直な見解を伺います。

プロジェクトのうち、新産業拠点形成では、南渡田周辺地区を臨海部全体の機能転換を牽引する新産業創出拠点と位置づけています。具体的内容ともものづくり、雇用、税源培養等の観点から取り組みを伺います。キングスカイフロントは、特区に指定されたことで拠点形成が進みました。国では6月に未来投資戦略2017を閣議決定し、第4次産業革命を推進し、Society5.0を世界に先駆けて実現するとしています。拠点形成を進める上で本市にとってまたとないチャンスですが、国、県の支援体制について見通しを伺います。また、キングスカイフロントとの連携が重要となりますが、見解を伺います。水素エネルギー利用推進では、水素を活用した地域形成を掲げています。何度も議会で取り上げていますが、地球温暖化防止の対応策として水素発電はエネルギーを得る革新的な方法です。現在までの取り組みと稼働開始時期を伺います。また、水素サプライチェーンや広域水素ネットワーク構築についても伺います。世界に誇れる人材育成では、臨海部全域をキャンパスに見立てた教育機能を導入とあります。企業の枠を超えた技能継承や教育システムが求められますが、取り組みについて伺います。緑地創出では、市民が親しみ憩える良質な緑地や親水空間をつくるため最適な仕組みを検討し導入するとありますが、具体的な取り組みを伺います。交通機能強化では、以前より川崎駅へ直結する川崎アプローチ線などの実現を求めてきましたが、鉄軌道系の具体化、次世代モビリティ等の活用などが挙げられています。

今後の取り組みを伺います。臨海部ビジョンは来年3月に策定、公表され、各プロジェクトの取り組みが始まります。各目標の進捗状況はどのように把握し進めていくのか、進捗管理の方法について伺います。

次に、交通施策について伺います。バス路線についてです。市長は交通施策について、バス路線の見直しと新しいタイプのコミュニティ交通の検討を掲げられました。高齢化に伴い、身近なバス路線の要望もふえています。市長2期目は実現に向けて具体的にどのように進めるのか、市長に伺います。

交差点の渋滞時間の削減について5カ所以上を選定としています。具体的な交差点の選定基準、方法はどのように展開するのか伺います。

6月議会質問で、国の自転車活用推進法の施行を受け、全庁的な取り組みを促しました。このたび自転車利用基本方針案が公表されましたが、今日までの自転車通行環境整備実施計画との整合性と今後ソフト・ハード面ともにどのように取り組むのか伺います。自転車活用推進法では14の項目を挙げていますが、川崎市自転車利用基本方針案にはどのように反映されているのか伺います。また、今まで提言し、その実現を強く求めてきた全市の自転車ネットワークの取り組みについても伺います。

次に、投票率向上について伺います。近年の傾向として、期日前投票がふえてきています。これまでも駅や商業施設、大学等、人が多く利用する施設への投票所の拡充を求めてきました。今回の選挙では、区役所投票所で1時間以上も待たされたケースが相次ぎました。速やかな対応が必要です。見解と改善への取り組みを伺います。また、選挙権は、国民の権利としてできる限り多くの方が投票できるようにすべきです。投票意思があるにもかかわらず、高齢や身体的事情から投票に行けない方々もおりますが、現在の郵便等投票の条件では、介護要件の場合、要介護5となっています。実際には要介護3程度に条件緩和する必要があります。見解と取り組みを伺います。

不在者投票についてです。病院入院中や施設入所中の方々は不在者投票を申請することができますが、実施日への周知不足や退院時期等で投票ができなくなるケースがあります。病院等への選挙対応マニュアルを徹底し、棄権防止をすべきです。見解を伺います。あわせて、不在者投票実施箇所を市のホームページに提示すべきです。見解と対応を伺います。

開票の効率化についてです。今回の開票作業でも午前5時過ぎまでかかった開票所もありました。開票作業の効率化のため、文字読み取り機を導入している自治体がありますが、導入に向けた見解と対応を伺います。関連して、今回の選挙でも投票用紙の配付ミスや記載台でのミス等さまざまな事故が報道されております。事故防止への取り組みを伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問いたします。(拍手)

○議長 松原成文 春議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 松原成文 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時39分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも49人」と報告〕

○副議長 後藤晶一 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思えます。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 後藤晶一 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 後藤晶一 それでは引き続き、公明党の代表質問に対する答弁を願います。市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま公明党を代表されました春議員の御質問にお答えいたします。

市政運営についての御質問でございますが、2期目の市政運営に当たりましては、超高齢社会の到来が予想されている平成32年や、その先、平成37年からの生産年齢人口の減少等も見据える中で、寛容と互助の精神を持ちながら、市民の安心の基盤をより強固なものとしていくことが重要であると認識しております。中でも最重要課題の一つである地域包括ケアシステムの構築に向けまして、推進ビジョンの第1段階である土台づくりとして、地域みまもり支援センターの設置やポータルサイトの開設、市民説明会などを積極的に行ってまいりました。これにより地域包括ケアシステムの市民の認知度が約5割、地域福祉団体においては9割以上と向上したことを初め、地域のつながりが徐々に広がりを見せるなど、一定の成果があったものと実感しております。来年度からはシステム構築の第2段階を迎えます。より多くの方々がシステムの必要性を理解し、我が事として捉え、行動につながるための取り組みを推進し、現在、そして未来の川崎市のために、全世代にわたって安心して暮らしていくことができる地域社会を市民とともに築き上げてまいりたいと考えております。次に、安心のふるさとづくりといたしましては、こうした地域包括ケアシステムの取り組みを進めるとともに、保育所整備の推進や入院医療費助成の所得制限廃止、地域の寺子屋等の地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりの充実を図るなど、さまざまな世代が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。また、安心のふるさとづくりを安定的に支えるための力強い産業都市づくりとして、これまで本市が築いてきたポテンシャルを生かして、臨海部における付加価値の高い先端産業の拠点形成や水素エネルギーの利用促進、中小企業へのきめ細やかな支援など、成長のエンジンとなる地域経済の活性化につながる取り組みを充実させてまいります。こうした成長と成熟のバランスのとれた持続可能なまちづくりを進めることで、誰もが生活に安心を実感できるまちづくりに力を注いでまいります。また、持続可能な社会の構築に向けた、人口減少、災害対策や環境問題など地域の課題は世界の多くの都市にとっても共通の問題であると認識しております。これまで本市は、多くの困難に遭遇する中でも、果敢にチャレンジし解決に結びつけるとともに、課題をチャンスに変え、発展してまいりました。これからも多くの都市が直面している課題に対して本市に集積する技術力を生かし、豊富な人材と連携しながら前向きにチ

チャレンジを続けることで、持続可能な社会の構築をリードする都市となるよう取り組みを進めてまいります。

今後の行財政運営についての御質問でございますが、本市では、市税収入は堅調に推移しているものの、ひとり暮らし高齢者の増加などによる医療・介護需要への対応、自立した地域生活に向けたきめ細やかな障害者施策の推進、共働き世帯の増加などに伴う保育ニーズへの対応、防災・減災対策、都市機能の充実等により、財政需要が増加しております。一方で、消費税率の引き上げの延期、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収、法人市民税の国税化などにより、直面する行政課題に対応するための地方税財政制度上の措置が決して十分とは言えず、厳しい財政状況の一因となっております。持続可能な行財政基盤の構築に向けましては歳入歳出両面での取り組みが必要でございますので、本市に集積する先端技術などのポテンシャルを生かした取り組みや、中小企業や商店街を応援する取り組みなど税源涵養にもつながるまちづくりを進めるとともに、行財政改革を着実に進めながら、かわさき10年戦略に位置づける事業など、安心のふるさとづくりと力強い産業都市づくりをバランスよく進める必要があると考えております。

行財政改革についての御質問でございますが、AIやICT等の最新技術の活用は、業務プロセス改革、情報の質的改革、働き方改革など、人、物等の限りある資源を最大限に活用した質の高い行政サービスを提供していくためには欠かせないものと考えております。また、企業や団体など、民間事業者との協働・連携による互いの強みや本市のポテンシャルを生かしながら進めるまちづくりは、新たなにぎわいや都市の魅力の創出などにもつながるものと考えております。今後も市民の暮らしをしっかりと支えるための行財政改革に取り組むなど、市民満足度の高い行財政運営を行ってまいります。

仮称危機管理監についての御質問でございますが、本市の防災対策をより一層強化するため、仮称危機管理監につきましては、危機管理施策を掌理し、各局区に対し指導調整を図るとともに、それぞれの取り組みを有機的につなげ、安全・安心な市民の暮らしを支える行政としての役割を果たすことを目指すものでございまして、その役割を十分に果たせる人物を登用してまいります。なお、本市危機管理アドバイザーについては、災害救助現場における豊富な経験に基づき、災害時においては専門的な立場からの助言をいただくとともに、平常時においても、的確な助言を行うための調査研究及び職員の危機管理対処能力の向上に資する助言指導等を行っていただいております。

安全・安心のまちづくりについての御質問でございますが、本市における刑法犯認知件数につきましては、平成14年の3万102件をピークに、平成28年には3分の1以下となる9,177件まで減少いたしました。要因といたしましては、町内会や自治会等を中心とした地域における自主防犯活動を初め、青少年の非行防止に向けた活動、保護司による犯罪予防に向けた活動、警察と連携した地域防犯力の向上に向けた取り組みなど、市内のさまざまな主体が連携しながら取り組んできたことにより、市民一人一人の防犯意識が醸成され、犯罪を起こしにくいまちづくりが進められてきた成果であると考えているところでございます。今後につきましても、これらの活動を支援していくとともに、新たにアプリを活用した防犯情報の配信などを展開していくことにより、地域防犯力の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

通学路への防犯カメラ設置についての御質問でございますが、今年度の設置補助の募集

に際しましては、設置場所を決める際に管轄の警察署のほか、近隣小学校のPTAなどと協議した上で設置場所を選定するよう、各団体に通知したところでございます。今後につきましても、地域における子どもたちの見守り活動など、地域全体で児童生徒の安全を確保し、子どもたちが安心して生活できる環境を形成していくために、防犯カメラの設置補助を含め、地域の自発的な活動を支援してまいります。

再犯防止対策についての御質問でございますが、再犯の防止等の推進に関する法律では、犯罪をした者等への社会における就労の支援、非行少年等に対する支援、就業機会の確保、住居の確保、関係機関における体制の整備、国民の理解などを推進することとし、地方公共団体にも、国との役割分担のもと、地域の状況に応じて施策を講ずることとされております。再犯の防止等に対する施策を推進することは大変重要なことと認識しており、本市におきましては、現在、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、社会を明るくする運動に取り組んでいるところでございます。今後におきましては、国が定める再犯防止推進計画を注視しながら、健康福祉局を所管とし、関係する部署が一体となって再犯防止に向け、福祉的支援や就労、住まい等、多岐にわたる施策を進めてまいります。

鷺沼駅前地区再開発事業についての御質問でございますが、このたび鷺沼駅周辺の地元の町内会長や商店会長等で構成される再開発推進協議会から区役所、市民館・図書館の鷺沼駅前への移転の要望をいただくなど、さまざまな場面で要望をいただいております。こうした地域の声は真摯に受けとめるべきものと認識しております。今後、宮前区の核としてふさわしい再開発となるよう、公共機能の導入に関する考え方について整理してまいりたいと考えております。

公共空間の活用についての御質問でございますが、本市におきましては、これまでも民間事業者や近隣自治体等と連携しながら、道路空間などを活用した取り組みを進めているところでございます。公共空間の利活用につきましても、ビジネスチャンスにもつながるものでございますので、今後も社会ニーズに的確に応えながら、地域や民間の創意工夫によるイベントやオープンカフェを支援するなど、地域の活性化やにぎわい創出等に努めてまいりたいと存じます。

人権施策についての御質問でございますが、初めに、ヘイトスピーチ対策についてでございますが、いわゆるヘイトスピーチは、違いを豊かさとして認め合いながら、多文化共生のまちづくりを推進してきた本市の姿勢と相入れないものと考えておりますことから、本市といたしましては、今後も一人一人の人権を大切にする施策を推進してまいりたいと考えております。次に、条例化についてでございますが、条例の制定に当たりましては、あらゆる差別を本市から根絶することを目指すものであるべきと考えており、今後丁寧に検討してまいりたいと存じます。

障害福祉施設から一般就労への移行についての御質問でございますが、本市におきましては、障害があっても働く意欲を実現できる自立と共生の社会を目指し、福祉施設から一般就労への移行に取り組んでいるところでございます。主な取り組みといたしまして、就労体験の場の拡大やハローワークを初め、福祉、教育、企業等の各分野との連携による障害者就労支援ネットワーク事業の推進及び障害者地域就労援助センターの職員体制の強化による就職や定着支援を行っております。また、企業や当事者のために川崎就労定着プログラム「K-S T E P」及び障害者雇用における合理的配慮をまとめたパターン・ランゲ

ージを本市独自に開発し、普及を進めてまいりました。さらには、東京大学先端科学技術研究センター、ピープルデザイン研究所との連携により、法定雇用率の対象とならない週当たり20時間未満の就労を提案する短時間雇用創出プロジェクトを他の自治体に先駆けて開始したところでございます。今後につきましても、障害者とその人らしく働ける環境づくりに向けて、市民、企業、事業者など、あらゆる主体の皆様との協働のもと、さらなる障害者雇用・就労の促進に積極的に取り組んでまいります。

障害者優先調達についての御質問でございますが、本市におきましては、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、障害のある方々の自立の促進に資することを目的として、毎年度、障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等の受注機会の拡大に取り組んでいるところでございます。今後とも、障害者就労施設等への優先調達における共同受注窓口である川崎市障害者施設しごとセンターとの連携の強化や市内での創意工夫により、さらなる受注機会の拡大に努めていくことで、障害のある方々が付加価値の高い製品、サービスを提供する担い手として働き、就労を通じて経済的に自立できる環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

かわさきパラムーブメントについての御質問でございますが、障害のある方が身近な場所で日常的にスポーツ・文化芸術に親しみ、健康的で生き生きと暮らすことができることは大変重要なことであると認識しており、また、お互いが認め合い、理解し合う、インクルーシブなまちづくりを進めることも重要であると考えております。今後とも障害のあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすい施設の環境整備を進めるとともに、市内の関係団体と連携して、地域の中で一緒に活動ができるような機会の創出に向けて取り組んでまいります。

起業支援についての御質問でございますが、初めに、開業率につきましては、対象等が異なる複数の統計調査がございます。そのうち、国の全事業所を対象とした平成26年度経済センサス基礎調査では7.41%で、政令指定都市中12位となっております。本市といたしましては、起業、創業を促進し、開業率の向上につながる環境づくりを進めることは、経済の持続的発展や雇用創出などの観点から大変重要な取り組みと考えており、これまでも川崎市産業振興財団、川崎商工会議所、金融機関を初めとする民間企業等と連携し、さまざまな取り組みを展開してきたところでございます。全国的に起業希望者が減少する中、本市においては若年層の起業希望者が増加している状況を踏まえるとともに、最先端のものづくり企業の集積、殿町キングスカイフロントや新川崎・創造のもりといった研究開発拠点の形成などの本市の強みを生かして、今後とも産業振興財団及び商工会議所などの支援機関との連携を一層強化し、研究開発型のベンチャー企業を初めとする起業、成長の支援を行うなど、より多くの起業家を生み出す取り組みを進め、力強い産業都市づくりを実現してまいりたいと存じます。

地球温暖化対策についての御質問でございますが、パリ協定は、歴史上初めて全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等にかかわる新たな国際的枠組みでございまして、アメリカ、中国、インド、EUなどが批准し、採択から約1年という異例の速さで発効に至っており、この11月に開催されたCOP23でもパリ協定の実施に向けたルールづくりが進められたところでございます。先般、アメリカが協定からの離脱を表明いたしました。地球温暖化対策の重要性には変わりがなく、私といたしましても、こうした国際動向を踏ま

えながら、市民、事業者の方々と連携し、全市的に地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

臨海部施策についての御質問でございますが、川崎臨海部は、これまで環境問題や産業の空洞化などさまざまな課題の解決に向けて、立地企業を初め、多くの関係者が力を合わせ、産業構造の転換を図りながら発展し、今日では、我が国有数のものづくり機能と、これを支える世界最先端の研究開発機能が集積する産業拠点を形成しております。これからも力強い産業都市の中心として、科学技術やこれを生かしたイノベーションの取り組みにより、少子高齢化や環境・エネルギー問題に立ち向かい、こうした社会的課題の解決や我が国の未来を支える産業の創出につなげ、成長を牽引する役割を果たしていくことが大切であると考えております。そのためには、イノベーションの成果が社会に実装され、新たな価値の創出につながることを重要でありますことから、国の成長戦略と連携した規制、制度の見直しや土地利用の転換を捉え、第4次産業革命の技術革新を取り入れた産業分野の融合、再編などに取り組んでまいりたいと考えております。また、臨海部ビジョンにつきましては、今後、これまで以上の速度でグローバル化や社会変革の進展が想定される中、30年後の将来におきましても臨海部が発展し続けるためには、長期的な視点で臨海部にかかわるさまざまな主体が共有する目標を設定し、その実現に向けてそれぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えております。臨海部ビジョンの策定に当たりましては、企業、有識者、周辺自治体、市民などさまざまな関係者から意見を伺うとともに、全庁的な検討体制を整え、幅広い施策にわたり整合を図るプロセス重視の方針で検討を進め、このたびの素案では、川崎臨海部の目指す将来像やその実現に向けた戦略、さまざまな主体とともに取り組むリーディングプロジェクトなど、首都圏のみならず、我が国の成長を牽引し、世界的な課題の解決に貢献するイノベーション拠点づくりに向けた長期ビジョンを総合的にまとめることができたと考えております。今後につきましては、このたび公表いたしました素案に基づき、引き続き関係者と協議を重ね、基本戦略に基づく具体的なプロジェクトの着実な推進に向けて取り組んでまいります。

交通施策についての御質問でございますが、地域公共交通につきましては、超高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域特性や市民ニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えております。こうした認識のもと、バス路線については、社会実験制度の活用や新たな道路、駅前広場の整備等を契機として、さらなる路線バスサービスの充実や機能強化を図ってまいりたいと考えております。また、コミュニティ交通については、引き続き、タクシーを活用した運行実験を行うなど、持続可能な運行に向け、住民主体の取り組みについて適切に支援を行うとともに、地域の各種施設等、多様な主体との連携による取り組みの推進など、地域特性に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 教育長。

〔教育長 渡邊直美登壇〕

○教育長 渡邊直美 市内在住の外国籍児童生徒との交流プログラムについての御質問でございますが、本市では、帰国・外国人児童生徒の受け入れを積極的に進めており、児童生徒同士が学校生活の中で、それぞれの文化を誇りに思い、互いの文化を尊重し、理解し合う多文化共生教育を推進しているところでございます。また、異文化理解を深めるため

のプログラムとして民族文化講師ふれあい事業を多くの学校で実施しており、近年は、韓国・朝鮮、フィリピン、中国、ベトナム、フランス、カナダ等の文化を紹介するなど交流を行っております。今後も外国籍児童生徒等との交流を通してさまざまな物の見方や考え方を学び、自分自身を高め、他者とともに生きる国際感覚豊かな児童生徒の育成を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 総務企画局長。

〔総務企画局長 加藤順一登壇〕

○総務企画局長 加藤順一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

豪雨対策についての御質問でございますが、初めに、水防法及び土砂災害防止法の改正への対応についてでございますが、従来は災害時要援護者施設において努力義務とされておりました避難確保計画の作成や避難訓練の実施につきまして、このたびの法改正により義務化されたところでございます。義務化の内容につきましては、本年3月に国土交通省、県、気象台とともに開催いたしました要援護者利用施設の管理者向け説明会におきまして周知を図ったところでございます。また、避難確保計画の作成につきましては、各施設において容易に取り組めるよう避難確保計画作成のてびき及びひな形を作成し依頼したところでございまして、今年度中に対象施設に対して法律上の義務の周知を文書により改めて実施する予定でございます。来年度以降につきましても、計画作成や訓練の実施が確認できない施設に対しまして継続的な働きかけを行い、適切な対応に努めてまいります。次に、避難における関係機関等との協力についてでございますが、施設の規模、施設利用者の人数や状況、対応に当たる職員数などに応じた施設ごとの避難対策が重要となることから、避難確保計画上で関係機関等との連携が必要とされている施設につきましては、具体的な支援内容を含め、連携の円滑化に向けた検討を関係局区とともに実施してまいります。次に、洪水浸水想定区域内の地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成状況についてでございますが、本市内の対象施設12施設中11施設で既に作成されております。残る1施設におきましても早期の計画策定に向けて取り組んでいると伺っているところでございます。

次に、臨海部防災対策計画についての御質問でございますが、本計画につきましては、東日本大震災後の平成25年4月に策定し、神奈川県石油コンビナート等防災計画が修正されたことに伴い、本年11月に改定したものでございます。防災力の強化の取り組みにつきましては、避難計画を具体化したことにより、石油コンビナート施設の単独事故や地震、津波に加え、コンビナート災害が発生する複合災害が起こった際に、住民や従業員の方々に対して、迅速に避難勧告・指示（緊急）を発令することが可能となると考えているところでございますので、それらを想定した避難訓練の実施等により計画の実効性を高めてまいります。また、川崎地区現地防災本部の招集事業所の見直しにつきましても、京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所3社を輪番制としていたものを、3社全てを指定することにより招集が容易になり、災害対応の迅速化等が図られるものと考えているところでございます。また、地域住民への連携と正確な情報提供につきましては、災害発生後、自主防災組織等に設置している防災行政無線や臨海部事業所が周辺住民向けに設置している屋外スピーカー等により災害情報を伝達するとともに、緊急速報メール、同報系防災行政無線、広報車などのあらゆる手段を用いて正確な情報を提供し、混乱の防止や迅速な災

害対応等に努めてまいります。

次に、シビックプライドの醸成についての御質問でございますが、本市ではこれまで、音楽のまちや映像のまちの取り組みを進めるとともに、平成28年7月に策定したブランドメッセージを活用し、シビックプライドの醸成に努めてまいりました。今年度は150万人都市記念事業として、約4,000人の笑顔の写真をつないだビッグフラッグの作成や、川崎に思いをめぐらす機会としていただくことを目的に川崎地下街アゼリアで花展を開催するなど、さまざまな事業を通じて川崎に愛着を感じていただく取り組みを実施しております。現在、シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画ガイドラインを策定中でありまして、今後も、行政のみならず、民間事業者や各種団体の皆様と連携し、ブランドメッセージを浸透させることにより、東京2020オリンピック・パラリンピックや平成36年の市制100周年に向け、本市の魅力と将来の方向性を統一的に発信するとともに、シビックプライドの向上に向けて取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 財政局長。

〔財政局長 唐仁原 晃登壇〕

○財政局長 唐仁原 晃 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、収支フレームについての御質問でございますが、今回の収支フレーム素案におきましては収支均衡の時期が平成36年度となっておりますが、その要因につきましては、歳入面ではふるさと納税や法人市民税の国税化の影響が想定を上回ったこと、歳出面では障害者福祉や待機児童対策の増、小中学校教職員の増などでございます。持続可能な行財政基盤の構築に向けましては、財産の有効活用や市税等の債権確保など歳入面での取り組みとともに、施策の調整や事務事業の見直し、事務の効率化など歳出面からの取り組みを着実に進める必要があると考えております。また、減債基金からの借り入れにつきましても、収支フレーム素案におきまして平成37年度以降に20億円の返済額を仮計上しておりますが、毎年度の予算編成や決算の中で可能な限り借入額の圧縮と返済額の増額に努めてまいりたいと考えております。

次に、川崎市障害者優先調達推進方針についての御質問でございますが、本市における障害者優先調達につきましては、障害者優先調達推進法に基づき、方針を毎年度策定するとともに、年度終了後に調達実績を市ホームページに公表しているところでございます。過去3カ年の調達実績といたしましては、平成26年度が62件、約2,600万円、平成27年度が67件、約1,900万円、平成28年度が78件、約2,400万円となっており、障害者の自立の促進に資するという本方針の目的に即して一定の効果があらわれているものと考えております。なお、平成27年度につきましては、業務委託における指定管理制度への移行などの影響により発注金額が減少しておりますが、指定管理者につきましても、所管局を通じて優先調達に努めるよう引き続き働きかけてまいります。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 市民文化局長。

〔市民文化局長 鈴木賢二登壇〕

○市民文化局長 鈴木賢二 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、防犯カメラ設置補助についての御質問でございますが、本市におきましては、平成28年度に町内会・自治会等の防犯活動団体が設置する防犯カメラについて、神奈川県と協調した補助制度を制定し、26台の補助を交付したところでございます。また、今年度

につきましては、平成28年度の申請状況等を踏まえ、補助の交付予定台数を拡充し、60台の補助を交付することを予定しております。防犯カメラにつきましては犯罪発生を抑止等について効果が期待されることから、今後につきましても、地域の状況や機運を勘案しながら県と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、かわさき安全・安心ネットワーク事業についての御質問でございますが、本事業は、地域で発生した犯罪発生情報等を市民等に向け配信するためのスマートフォンアプリを構築するものでございまして、本市独自の特徴といたしましては、警察だけではなく、行政や学校機関が入手した不審者情報等も配信するものでございます。主な機能といたしましては、利用者があらかじめ登録した地域で犯罪が発生した際にプッシュ通知で情報を知らせてくれるほか、地図機能と連動し、マップ上で発生地域を確認できるなど、スマートフォンアプリならではの機能を搭載する予定でございます。また、防犯ブザーの機能などもあわせ持ち、ブザーが鳴らされた際には保護者等のメールアドレスに場所を通知するなど、利用者の安全確保に向けた機能も搭載いたします。次に、アプリの運用の開始時期についてでございますが、平成30年3月からの運用に向け、現在、開発を進めているところでございます。

次に、人権施策についての御質問でございますが、初めに「公の施設」利用許可に関するガイドラインに係る今後の具体的な取り組みについては、既にガイドライン策定について庁内に通知を行い、周知を図ったところでございます。また、施設関係者等に対しましては、具体的な運用等についてより丁寧な説明を行うなど、今後とも周知に努めてまいります。次に、相談体制の整備についてでございますが、ヘイトスピーチ解消法第5条では相談体制の整備について定めており、国には義務を、地方公共団体には努力義務を課しております。本市では、各区役所において実施している人権相談において、国と連携した取り組みを行っているところでございます。次に、条例化についてでございますが、川崎市人権施策推進協議会からの提言では、人権全般も見据えた幅広い条例が必要とされておりますことから、人種、性別、障害、性的マイノリティなど関係する法令、条例などの基礎的な調査を行っているところでございます。なお、本市には関係する条例や施策等が多数ございますことから、その整合性等について整理を行ってまいります。

次に、コミュニティ施策についての御質問でございますが、初めに、町内会・自治会についてでございますが、人口構造等の変化による価値観やライフスタイルの多様化などの環境の変化に伴い、町内会・自治会の皆様には、さまざまな課題を抱えながらも、地域課題の解決に主体的に取り組んでいると認識しておりますので、その実情に即した支援を行うことが必要と考えております。次に、中間支援組織の強化の必要性についてでございますが、少子高齢化の進行による超高齢社会など、これからの時代を見据えると、市民一人一人や地域で活動する団体、企業など多様な主体による地域課題の解決に向けた取り組みの重要性が増すものと認識しております。このような活動がより一層活性化するためには、市域レベルでの取り組みに加え、より地域に身近な区における中間支援組織が地縁団体や市民活動団体をつなぐなどのきめ細かなコーディネートが必要であると考えております。また、近年、SNSなどにより誰でも気軽につながることが可能になり、活動内容のシェアや共感の輪が広がっていることから、活動の水平展開に加えて、さらなるつながりや活動を生むといった好循環が見られるなど、新たな社会的活動の機運が高まっていると感じ

ているところでございます。このような活動は必ずしも行政が行っているものではありませんが、これからの多様な主体による地域づくりには欠かせないものであると認識しております。こうしたコミュニティ施策につきましては、地域特性を生かしながら、市民との未来志向の熟議を通じて、仮称今後のコミュニティ施策の基本的考え方の策定を進める中で市民の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、カルツかわさきについての御質問でございますが、仮称市民アリーナ基本計画の作成過程において、基本計画検討委員会の委員として公益財団法人川崎市身体障害者協会に参加していただき、ユニバーサルデザインへの配慮等を基本計画や業務要求水準書に反映いたしました。また、施設建設中においても、同協会を初め関係者などと協議をさせていただき、点字ブロックの配置や音声誘導装置の仕様等について御意見をいただき、対応したところでございます。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 経済労働局長。

〔経済労働局長 原田津一登壇〕

○経済労働局長 原田津一 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、本市の強みを生かした中小企業の活性化についての御質問でございますが、I o T、ビッグデータ、A I、ロボット等の技術革新に代表される第4次産業革命の進展は、産業構造や就業構造を劇的に変えるものと予測されております。本市におきましては、日本経済を支える高付加価値型のものづくり企業と情報通信産業の集積が強みであることから、こうした強みを有効に結びつけ、中小企業の活性化を図ることは大変重要であると考えております。こうしたことから、国の地方創生推進交付金を活用し、平成28年度からI C T産業連携促進事業を実施しているところでございます。当事業では、川崎市産業振興財団の4名のI C Tコーディネーターにより製造業等の市内中小企業の課題抽出を行い、I C Tを活用した課題解決に向けた支援や年4回のI o T関連セミナー、情報通信業と製造業によるものづくり×I C T連携フォーラムの開催、市内中小企業を核としたI o Tビジネス参入に向けたプラットフォームであるかわさきI o Tビジネス共創ラボの設立などを実施しているところでございます。こうした取り組みにより、市内中小企業が急激な産業構造の変化に的確な対応ができるよう、産業振興財団や中小企業団体等とも連携を図りながら、総合的な支援を進めてまいりたいと存じます。次に、A IやI o Tなどの先端技術を活用したモデル事業の創出についてでございますが、今年度におきましては、市内中小企業によるI C T活用による先進的な事例を創出することを目的に、新たなビジネス・サービス創出の分野及び生産性向上、働き方改革の分野におけるモデル事業を実施しているところでございます。具体的には、拡張現実——A Rなどを活用したものづくり技術の伝承に向けた事業や、脳の血流量の変化から健康状態を把握することができる勤怠管理システムの構築に向けた事業を行っているところでございます。今後とも、高付加価値型のものづくり企業と情報通信産業が集積する本市の強みを生かし、第4次産業革命をリードする先進的なモデル事業の創出を推進してまいりたいと存じます。

次に、起業支援についての御質問でございますが、本市では川崎市創業支援事業計画に基づき、川崎市産業振興財団や川崎商工会議所、金融機関等の市内創業支援機関14団体と連携して、起業や成長支援において、それぞれの対象者の成長段階やニーズに応じた相談やセミナーの開催、資金面の支援など、各主体が持つ強みを生かした支援施策を実施して

きたところでございます。今後の対応といたしましては、関係機関相互での課題等の情報共有を図り、事業間の連携を一層強化するとともに、起業希望者や起業家のニーズを的確に捉えることにより、効果的な取り組みを推進してまいりたいと存じます。また、本市では現在、新川崎・創造のもりにおいて産学交流・研究開発施設「AIRBIC」の整備を進めておりますことから、平成30年度の供用開始に向けてベンチャー企業等の起業・成長支援をより一層強化充実させてまいりたいと考えております。

次に、観光施策についての御質問でございますが、初めに、市内の回遊性向上に向けた取り組みといたしましては、川崎市観光協会や旅行会社等が連携し、市内の観光資源をめぐる産業観光ツアーが開催されているほか、旅行会社が主催する工場夜景バスツアーや工場夜景屋形船クルーズが定期的に運行されているところでございます。また、今年度、タクシー事業者が市民ミュージアムや藤子・F・不二雄ミュージアム、日本民家園等の市内観光地を周遊するコースを運行する取り組みを始めたところでございます。本市におきましては、現在、市内で活動する観光分野の有識者や旅行事業者、鉄道事業者、飲食店等の方々をメンバーとしたワーキンググループにおいて、市内をめぐる観光モデルコースを検討しているところでございます。このモデルコースを旅行会社へ提案するとともに、来年2月に川崎駅北口通路に開業予定の観光案内所などを活用し、本市を訪れる方々へも幅広く紹介してまいりたいと考えております。次に、情報発信につきましては、ホームページやガイドブック等の活用のほか、川崎市観光協会においてツイッターやフェイスブック等のSNSによる情報発信を行っているところでございます。また、外国人観光客向けましては、インドネシアやタイ、台湾などの海外において強い影響力を持つ情報発信者を招聘した市内ツアーを実施し、SNSやウェブメディア等を活用して情報発信を行っているところでございます。今後は、訪日旅行前の外国人に向けたSNSによる情報発信を年間を通じて実施してまいりたいと考えております。さらに、ビッグデータを活用し、市内を訪れた外国人の動態調査・分析を行っておりまして、国内外からの観光客の増加を見据え、この調査結果を活用して、SNS等による効果的な情報発信を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 環境局長。

〔環境局長 大澤太郎登壇〕

○環境局長 大澤太郎 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画などについての御質問でございますが、初めに、これまでの取り組みの成果についてでございますが、この間、エコ暮らしを通じたごみの発生抑制の取り組みや資源物の分別収集の拡大等の取り組みにより、着実にごみの減量化・資源化が進展しているところでございまして、第1期行動計画で掲げた目標である1人1日当たりの普通ごみ排出量とごみ焼却量につきましては着実に減少してきており、目標達成に向け順調に推移しているところでございます。次に、課題とその対応についてでございますが、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装は、普通ごみに混入が見受けられるなど分別が十分にされていない状況であり、取り組みの進んだ他都市と比べ分別率が低く、分別の徹底に向けた取り組みの推進が必要となっております。また、本市では基本計画策定時の想定を上回る人口増加が続いており、人口増加に伴うごみ焼却量への影響が考えられることから、第2期行動計画では、これまで以上にごみの減量化・資源化の取

り組みを推進していく必要があるところがございます。次に、第2期行動計画についてでございますが、食品ロス対策につきましては、御家庭に向けては、3切り運動、使い切り、食べ切り、水切りの普及啓発を進めるとともに、事業系の食品廃棄物に対しましては、外食産業と連携した取り組みの充実を図ってまいります。超高齢社会への対応につきましては、みずから一定の場所までごみを持ち出すことができない高齢者や障害者の方々に対して玄関先などまで伺うふれあい収集を実施するとともに、その対象者のごみが排出されないなど通常と異なる状況が見られた場合には、安否を確認していただくため、申込時に伺っている親族等へ緊急連絡を行う見守りを実施しているところがございます。超高齢社会の到来を見据えた地域包括ケアシステムとの連携や大規模災害への対応について平時から対策を推進することは、ますます重要性が高まっていると認識しておりますので、廃棄物分野で担うべき役割について整理しながら、関係局区や地域の方々との連携を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進の一端を担ってまいりたいと考えております。次に、1人当たりのごみ排出量の削減についてでございますが、第2期行動計画では計画期間を平成30年度から平成33年度までの4年間と定め、計画期間内では、家庭系普通ごみの削減、資源化率の向上、事業系も含めた焼却ごみの削減の目標を掲げており、計画で位置づけた施策を推進し計画目標を達成することで、ごみ排出量全体で30グラムの削減が図られるものと考えております。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 成田哲夫登壇〕

○健康福祉局長 成田哲夫 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、再犯防止対策についての御質問でございますが、本市における地方再犯防止推進計画の策定につきましては、現在、国において再犯防止推進計画を策定中であり、その中で、地方公共団体との連携強化等のための取り組みも示されるところでございますので、その動向を注視することが必要と考えております。また、計画策定に当たっては、神奈川県や横浜保護観察所、川崎市保護司会協議会等と情報共有を図りながら、犯罪をした者等の再犯に関する現状認識と課題等の把握に努め、相談窓口の設置の有無や課題への対応等について検討してまいります。

次に、地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、地域包括ケアシステム推進ビジョンにおきましては、今年度末までを第1段階とし、ポータルサイトの開設やさまざまな手法による普及啓発、各区に地域みまもり支援センターを設置したほか、保健医療福祉などの関連個別計画改定における推進ビジョンの理念の反映など土台づくりに取り組んできたところでございます。明年4月からの第2段階につきましては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域における将来あるべき姿の合意形成や、それを実現するためのシステムの必要性及び推進ビジョンの考え方を地域全体で共有することで、行政を初め、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民などの各主体がそれぞれの役割に応じた具体的な行動が行えるよう目指してまいります。それ以降につきましても、時代や社会状況の変化に応じて誰もが住みなれた地域やみずから望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向け、常に進化する地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。次に、包括的な相談支援体制についてでございますが、地域においては介護と育児など複合的な課題を抱えている世帯がふえているこ

とから、専門機関相互の連携が求められているところでございます。地域みまもり支援センターでは、保健師を初めとした専門職や専門機関との連携により、生活課題を抱える住民への包括的な支援に努めているところでございます。今後につきましても、相談先の迷うケース等につきましても、地域みまもり支援センターが積極的に相談を受け、相談内容に応じて相談窓口や調整役となり、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の専門機関との円滑な連携を図ってまいります。次に、ICTの活用についてでございますが、在宅医療の充実、医療と介護の連携の推進を図るため、関係団体で構成する川崎市在宅療養推進協議会においてICTを活用した取り組みの検討を始めたところでございますので、引き続き多職種間における効果的・効率的な情報の共有に向け、モデル事業等の実施を含め、協議会において検討を進めてまいります。

次に、特別養護老人ホームの入居申し込み等についての御質問でございますが、初めに、本市の入居申し込みの取り扱いにつきましては、川崎市特別養護老人ホーム入退居指針に基づき、透明性、公平性を確保しながら運用しているところでございます。申込方法につきましては、これまで、特別養護老人ホームの施設長を初め、介護支援専門員や川崎市老人福祉施設事業協会等の関係者と意見交換を行うとともに、この間、既に申し込みを一元化し、窓口を担っている横浜市福祉事業経営者会にヒアリング等を実施しながら、申込受付窓口の設置や応対者の体制整備、個人情報に配慮したネットワークシステムの環境整備など、さまざまな課題を整理したところでございます。また、あわせて、入居を希望する医療依存度の高い要介護高齢者と特別養護老人ホームとのマッチング強化の仕組みにつきましても、現在、検討を進めているところでございます。今後につきましては、こうした課題等を勘案し、適切な申込方法のあり方について、引き続き川崎市老人福祉施設事業協会等関係者との情報交換を実施しながら、できるだけ早期の構築に向け取り組んでまいりたいと存じます。次に、地域密着型サービスについてでございますが、高齢者実態調査の結果からは、多くの高齢者の方々が、介護が必要になった場合でも家族に負担をかけずに自宅で暮らしたいと望まれていることから、在宅生活を支えていくためのサービスとして、地域密着型サービスの拡充は大変重要であると考えております。また、地域密着型サービスの利用促進策といたしましては、定期巡回における地域連携型サービスの導入や、介護いきいきフェアなどのさまざまなイベントを活用したサービスの普及啓発に積極的に取り組んできたところでございます。さらに、今年度は、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や事業者の参入促進のためのセミナーを開催するなど、事業所のソフト面の支援にも取り組んでいるところでございます。今後におきましては、さらなる普及啓発とともにソフト面の支援の強化を図りながら、関係団体との連携をより密にし、在宅生活を支えていくためのサービスが地域に根づいていくよう、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。次に、みとりについての御質問でございますが、平成28年度に看取り介護加算を算定した施設数は、特別養護老人ホームが35施設、認知症高齢者グループホームが16施設、介護つき有料老人ホームが32施設でございました。みとり介護の実施には、家族の理解を初め、施設における常勤の看護師の配置及び職員研修の実施等が求められるほか、嘱託医や協力医療機関の体制などが課題となっております。特別養護老人ホームにおきましては、こうした課題に対し、川崎市医師会や老人福祉施設事業協会から御意見を伺っているところでございますので、今後、課題への対応について検討を進め

てまいりたいと存じます。

次に、老人いこいの家及びこども文化センターにおける連携モデル事業についての御質問でございますが、当該事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向け、既存施設である老人いこいの家とこども文化センターを活用し、多世代交流を通じて互いに声をかけ合い、気軽に相談できる関係づくりを目指して平成27年度に2カ所の合築施設で開始し、平成28年度は6カ所、今年度は単館施設も含めた13カ所で実施しているところでございます。取り組みの効果につきましては、参加した高齢者、子どもの双方から、楽しかった、また参加したいなど、おおむね好評であり、また、指定管理者等へのヒアリングでは、地域の中での見守り、支える仕組みづくりに有効であることを認識したところでございます。一方で、老人いこいの家利用者からは、多世代交流は歓迎するものの、時間帯や場所を区切るなどの配慮をしてほしいといった要望や、高齢者の居場所の確保に留意するよう、外部有識者から御意見をいただいていることから、既存利用者に配慮し、慎重に取り組むを進めていく必要があると考えております。今後につきましては、実施箇所数の拡大に努めるとともに、指定管理者間で連携モデル事業の報告書をもとに、好事例やノウハウを共有するとともに、利用者アンケートなどを引き続き活用しながら、地域性を生かした取り組みにつなげるなど、連携モデル事業の充実を図ってまいります。また、老人いこいの家とこども文化センターが地域のコミュニティ拠点として多世代交流がより一層図られるよう、外部有識者の御意見も伺いながら、平成31年度からの次期指定管理期間を見据え、関係局が連携して必要な機能や効果的な運営手法の構築に向けた検討を進めてまいります。

次に、高齢化率の高い市営住宅等の見守りについての御質問でございますが、高齢化が進展する中、互助の担い手が不足している市営住宅等における有効な見守り対策につきましては課題の一つとして認識をしております。現在策定を進めている第7期計画——かわさきいきいき長寿プランにおきまして、市営住宅を含む高齢化の進んだ団地等の見守り体制の仕組みの構築に取り組むこととしたところでございます。そうした中、シルバー人材センターから、既存の事業を活用し、自治会等と連携した見守りの取り組みについて提案をいただいたところでございますので、今後、まちづくり局や地域みまもり支援センター及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、具体化に向け協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康ポイントについての御質問でございますが、市民の総合的な健康づくりの基本計画である第2期かわさき健康づくり21が策定後中間年の5年目を迎え、今年度はその中間評価を行う年となることから、現在計画後半に向けた取り組みの方向性について取りまとめを行ったところでございます。今後、急速に進展すると予測されている高齢化に備え、がん検診や特定健診などの受診や運動、食事など市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことがさらに必要となってまいります。今後におきましては、健康づくりに取り組むきっかけづくりとそれを支える環境整備を推進するため、他自治体の健康づくりの取り組みの効果や課題なども参考にしながら、産業界などと連携した運動や食事に関する啓発や健康無関心層に対して問題意識を喚起し、行動変容につなげるため、インセンティブを提供する健康ポイントなど、若い世代も含めた市民が参加しやすい取り組みについて検討してまいります。

次に、障害者地域就労援助センターについての御質問でございますが、初めに、本市におきましては、障害者の求職希望者の増加に伴い、市内3カ所にあるセンターにおいて昨年度から支援員を増員し、適職相談、就労体験、求職活動から就職後の定着に至るまで、就職希望者それぞれの状況に応じた支援を実施しているところでございます。3センターの年度末の登録者数は、平成27年度1,149人、平成28年度1,305人で、今年度は9月末の時点で1,414人と年々増加しております。次に、課題でございますが、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化され、企業における精神障害者の雇用ニーズが高まっている中、就労を希望する精神障害者も年々増加している傾向にあるため、新たな求職者層に対応する支援手法の開発が急務となってきております。そのため、昨年度から新たに実習実施者に対して手当を支給する職場実習事業を開始し、就労マッチングの向上を図るとともに、心身のコンディションから長時間の勤務が難しい障害者の働く場の確保を目的とした短時間雇用創出プロジェクトを開始いたしました。さらに、就職後の定着支援に向け、川崎就労定着プログラム「K-S T E P」及び企業での合理的配慮の促進を目的としたパターン・ランゲージを独自に開発し、企業や当事者への導入を進めているところでございます。こうした取り組みの結果、3センターの新規就職者数は、平成27年度113人、平成28年度114人で、今年度は9月までの半年間で98人となっており、取り組みの成果が着実にあらわれてきております。今後につきましても、求職者のニーズを的確に把握しながら、障害特性に応じた支援に取り組んでまいります。

次に、障害者就労支援ネットワーク事業についての御質問でございますが、本市におきましては、関係機関が連携することにより、障害者への就労支援機能を向上させることを目的に障害者就労支援ネットワーク事業に取り組んでおり、南部、中部、北部の3カ所の障害者地域就労援助センターにおいて、それぞれの地域特性を踏まえた地区別のネットワーク会議を開催しているところでございます。今年度の実施内容としましては、ハローワークとの業務内容及び求人情報についての共有や就労移行支援事業所を中心とする就労支援機関との事例検討を初め、医療や教育を含む関係機関の職員を対象とした就労移行支援事業所説明会を実施するなど、3地区合計で12回開催し、50の就労支援機関及び関係機関が参加しております。また、企業における障害者雇用の促進を図ることを目的とした障害者雇用促進ネットワーク会議や教育機関との連携のもと、支援学校の在校生や保護者に向けたセミナーの開催、ハローワークとともに法定雇用率未達成企業への働きかけや障害者合同面接会の開催協力などを行っております。今後につきましても、引き続き各機関との情報共有や事例検討、人材育成研修を実施するとともに、各分野の方々との顔の見える関係を構築し、さらなる障害者就労支援ネットワーク事業の強化を図りながら、就労支援の質の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 こども未来局長。

〔こども未来局長 邊見洋之登壇〕

○こども未来局長 邊見洋之 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、子育て支援についての御質問でございますが、今後の待機児童解消に向けた受入枠の確保につきましては、認可保育所や地域型保育事業の新規整備を初め、認定こども園への移行や一時預かり事業など幼稚園を積極的に活用するとともに、川崎認定保育園などの本市独自施策も含め、多様な手法を活用してまいりたいと存じます。こうした取り組

みにより、来年4月に向けましては、現時点で1,843人分の受入枠を確保しているところでございますが、平成30年度から4年間における第2期実施計画期間中の具体的な確保方策につきましては、来年3月をめどにお示しできるよう今後の量の見込みを精査し、検討しているところでございます。

次に、小児医療費助成制度についての御質問でございますが、入院医療費助成の所得制限の廃止につきましては、拡充に必要な経費として約1億円を見込んでおりますが、財源の確保やスケジュール等について、今後、関係局と協議していくとともに、市民意見の聴取や関係機関との調整を図りながら、早期の実施を目指し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭の総合的な支援等についての御質問でございますが、ひとり親家庭の支援につきましては、個々の家庭の状況に寄り添いながら、就労や子育ての安定に向けた親への支援と、貧困の連鎖を断ち、将来の自立に向けた子どもへの支援と、それぞれの視点を持つことが重要であると考えております。子どもへの支援につきましては、自己肯定感や社会性の向上を図るため、本市では、小学校3年生から6年生までを対象に、学習習慣も含めた基本的な生活習慣の習得に向けた支援を行うひとり親家庭等生活・学習支援事業を10月から開始したところでございます。本事業では、参加する子どもの状況に寄り添い、丁寧な支援を行っていくとともに、支援を必要とする子どもの利用につながるよう、学校等関係機関や地域との連携を進めながら事業の充実に努めてまいります。今後につきましては、ひとり親家庭の親に対する就業支援や子どもへの学習支援等を総合的に展開するため、第2期実施計画の計画期間中に具体的な取り組みを検討し、順次実施してまいりたいと考えております。次に、ひとり親家庭への就業支援についての御質問でございますが、ひとり親家庭は、就業率は高いものの、正規就労の割合が低く、川崎市子ども・若者生活調査においても42.9%が国の貧困線を下回る世帯であることが示されており、生活の安定に向けた就労支援が重要であると考えております。現在、就業に関する相談や各種講座、資格取得支援を実施しているところでございますが、今年度中に支援に関する情報提供の充実をより一層図るため、現在のリーフレットにかえ、制度をよりわかりやすく説明した冊子を作成してまいります。しかしながら、ひとり親家庭は、経済的困窮だけでなく、長時間労働や家事、育児の負担など、多くの困難を抱えながらも援助希求行動を出せない傾向があり、支援施策につながりにくいことが課題であると考えております。今後につきましては、個々の家庭に寄り添いながら、抱えている課題を整理し、支援施策の活用をコーディネートする仕組みなどについて検討を行い、より一層の就業支援の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、里親制度についての御質問でございますが、本市における平成29年6月1日現在の要保護児童の里親委託率は、3歳未満が約18%、3歳以上就学前は約8%、就学後は約23%で、全体の委託率は約21%となっており、県内では高水準となっているところでございます。また、国の有識者会議がこの8月に示した新しい社会的養育ビジョンにおいて、社会的養護を必要とする児童を家庭環境で養育できるよう取り組みを推進することとされておりますが、今後とも国の動向を注視しながら、引き続き里親制度の一層の推進に取り組んでまいります。次に、川崎市ふるさと里親制度についてでございますが、本制度は児童養護施設等で生活する児童が夏休みなどの期間、一般的な家庭環境を経験できるよう本

市独自の制度として実施しております。平成28年度のふるさと里親登録者数は65人で、延べ244人の施設入所児童が家庭での暮らしを体験したところでございます。登録者数は増加傾向にありますが、今後も新たな担い手を確保し、より多くの児童が本制度を利用できるよう努めてまいります。次に、里親支援等についてでございますが、本市におきましては、里親制度の普及啓発や里親登録研修、措置後の継続支援等についてNPO法人へ委託し、その専門性を活用しながら効果的な推進を図っているところでございます。さらに、NPO法人や里親会、乳児院、児童養護施設との連携の仕組みを構築しながら、里親家庭で児童が安心して生活できるよう効果的に支援を行っているところでございます。今後につきましても、関係機関との連携を強化し、里親への支援の充実を図ってまいります。

次に、子どもや若者を応援するための基金についての御質問でございますが、この基金につきましては、頑張っている子ども・若者のさらなる応援や、経済的な理由による機会格差をなくす取り組みの充実につなげるため創設するものでございまして、現在、具体的な推進事業などについて検討しておりますので、その内容につきましては適切な時期にお示ししてまいります。また、お互いに助け合い、支え合う互助のまちづくりを推進していく中で、基金の趣旨について幅広く周知し、賛同いただける企業や市民の皆様からの御寄附や、近年増加した競馬・競輪事業からの繰入金を充てていくことで、事業の継続的な実施に必要な規模を確保してまいりたいと考えております。

次に、わくわくプラザ事業についての御質問でございますが、本市の社会状況や子ども・子育てを取り巻く環境の変化から、子育て家庭の利用ニーズは多様化しており、わくわくプラザを利用する児童の保護者からは、学校の夏休みなどの長期休業期間中の開設時間の延長などの御要望をいただいているところでございます。開設時間の延長につきましては、スタッフ配置などの課題について、指定管理者と協議を行うとともに、早期の実施に向けて、まずは試行的に取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 まちづくり局長。

[まちづくり局長 金子 督登壇]

○まちづくり局長 金子 督 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、ホームドアの設置についての御質問でございますが、本市におきましては、1日当たりの乗降者数が10万人以上の9駅を対象に、優先的にホームドアを設置するよう鉄道事業者に対して働きかけを行い、これまでに東急武蔵小杉駅と溝の口駅の一部において既に設置が完了し、現在京急川崎駅において設置の取り組みが進められているところでございます。こうした中で、南武線武蔵小杉駅につきましては、本市にとりましての最重点箇所として、JR東日本と協議をしているところでございますが、設置した場合の列車運行上の影響など、技術的な点を含め、さまざまな課題があると伺っております。ホームドア設置の取り組みは人命にかかわる大変重要な施策でございますので、武蔵小杉駅への設置に対する課題解決に向けて、本市といたしましてもできることを検討し、同社に対して、混雑緩和策の実施とあわせて、ホームドアの早期設置を強く働きかけてまいります。

次に、南武線についての御質問でございますが、初めに、輸送力増強に資する長編成化につきましては、平成28年4月の交通政策審議会の答申にも盛り込まれたところでございます。その実現に向けましては課題もございまして、今後も引き続き、事業主体となるJR

東日本と協議を進め、長編成化の実現に向け取り組んでまいります。次に、南武線の利便性向上についてでございますが、朝夕の快速運転の導入につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本に要望してきたところでございます。同社からは、朝夕の通勤時間帯の快速運転については、多くの利用者の乗車機会を確保する観点から、現時点では実施を予定していないとの回答を受けておりますが、本市といたしましては、利用者の利便性の向上に向けた取り組みは重要なものと考えておりますので、引き続き同社に対して要望してまいりたいと考えております。次に、オフピーク通勤の実験的取り組みについてでございますが、南武線の混雑緩和を目的に、市の働き方・仕事の進め方改革の取り組みと連携しながら、去る11月16日から11月30日までの平日の10日間、南武線の最混雑区間である武蔵中原駅から武蔵小杉駅間を利用する市職員を対象に、時差勤務の試行によりピーク時間帯である午前7時30分から午前8時30分を避けて通勤する取り組みを行ったところでございます。また、本取り組みとあわせて、多摩区役所及び麻生区役所に試行的に設置したサテライトオフィスに一定の時間勤務することにより、ピーク時間帯の通勤を避ける取り組み等も行っております。想定される効果につきましては、オフピーク通勤の事前申請の段階では、実験期間を通しての参加予定数が約1,200人、1日当たりの参加予定数が600人から700人程度でございまして、計算上はピーク時間帯の混雑率が2%から3%程度低減する見込みでございます。今後、実際の勤務データをもとに参加者数を把握するとともに、アンケート調査も行いながら、JR東日本と協調して効果検証を行いまして、来年1月ごろにはその結果を取りまとめたいと考えております。

次に、横浜市営地下鉄3号線についての御質問でございますが、初めに、横浜市との協議におけるこれまでの進捗状況と見通しについてでございますが、同路線の延伸につきましては、横浜市交通局が鉄道利用者の需要予測、施工性などについて、鉄道事業者としての視点で検討の深度化を図っているところでございます。次に、土質調査についてでございますが、横浜市交通局が本年9月に発注し、川崎市域内の公園等のスペースを活用しながら、現在も作業を進めているところでございます。本市といたしましても、横浜市におけるこれらの調査検討を踏まえ、引き続き、3号線延伸部のルートなどについてさまざまな観点から検討を進めるとともに、平成30年度末までの横浜市による事業化判断に向け、連携して取り組んでまいります。次に、本市域に係るまちづくりの検討状況についてでございますが、本市の広域拠点である新百合ヶ丘駅周辺地区につきましては、駅周辺地区の現況や課題を把握するとともに、土地利用更新や将来にわたるターミナル機能整備の方向性などについて、都市機能及び交通結節機能に関する基礎的な調査を行っているところでございまして、3号線延伸部のルートなどに関する検討状況とあわせ、引き続き、本市域に係るまちづくりのあり方を検討してまいります。

次に、住宅セーフティネット法の改正についての御質問でございますが、初めに、法改正等の主な内容と本市の対応についてでございますが、1つ目は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の創設でございます。本市といたしましては、神奈川県及び県下政令市・中核市と連携し、県下統一の登録窓口として公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会を指定し、登録手続への対応を開始したところでございます。2つ目は、登録住宅の改修や入居への経済的支援の創設でございます。本市といたしましては、既存住宅を活用するために必要な改修等を実施しようとする賃貸人、家主に対し、国の直接補助制度の活

用を促してまいります。3つ目は、住宅確保要配慮者のマッチングや入居支援に関する各種支援措置の創設、拡充でございます。本市といたしましては、今後これらの支援措置も活用しながら、引き続き川崎市居住支援協議会において、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる仕組みの構築等に取り組んでまいります。次に、賃貸人、家主への登録推進に向けた取り組みについてでございますが、既に協議会において高齢者等の入居について、賃貸人、家主に御協力いただくための取り組みを進めているところでございますが、今後も協議会の場を活用し、居住支援に関する理念や情報等を関係団体と共有しながら、登録推進に向けた周知を図ってまいります。次に、目標設定等の今後の取り組みについてでございますが、本市といたしましては、法に基づく国の基本方針を踏まえ、賃貸住宅供給促進計画を来年度策定することとしておりますので、その中で供給目標等について整理してまいります。

次に、鷺沼駅前地区再開発事業についての御質問でございますが、初めに、公共機能の移転に関する今後の検討についてでございますが、鷺沼駅前地区再開発準備組合において既に進められている再開発事業計画検討の中で議論が可能となるよう、早急に公共機能の導入に関する考え方について整理してまいりたいと考えております。次に、準備組合との調整状況についてでございますが、再開発推進協議会からの要望については既に準備組合にお伝えをしております。地元の意向を踏まえた事業計画の検討に向け、今後とも協議調整を図ってまいりたいと考えております。次に、交通アクセスについてでございますが、鷺沼駅は多くの路線バスの起終点となっており、当該地区の再編整備に当たりましては、交通広場やバスバースの拡充等、交通結節点としての機能強化を図り、鷺沼駅を中心とした宮前区内の交通アクセスの向上を図ることが大変重要であると認識しておりますので、バス事業者を初め、関係機関との協議を進め、バス路線のあり方について検討してまいります。

次に、三菱ふそうトラック・バス株式会社川崎工場第二敷地についての御質問でございますが、三菱ふそうトラック・バスは、生産体制の効率化を図る目的で、西加瀬に位置する川崎工場第二敷地の生産ライン及び開発機能などを第一敷地に集約するために、本年1月に第二敷地を大和ハウス工業に譲渡したところでございます。事業者との情報交換の状況でございますが、都市計画マスタープランでは、大規模な土地利用の更新等においては、地域特性を踏まえながら、地域課題の改善につながる土地利用転換を適切に誘導することとしており、これまで、道路、公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地との調和等に配慮した施設計画となるよう、意見交換を重ねているところでございます。また、計画の公表につきましては、事業者の検討状況を適切に見きわめながら、早期に周辺住民等へ周知できるよう、本市として働きかけてまいりたいと考えております。

次に、川崎駅東口周辺のまちづくりについての御質問でございますが、丸井川崎店につきましては、来年1月の閉店が公表されたことを受け、本市といたしましては、駅前の立地優位性を生かした魅力や回遊性等の向上に寄与するテナントの導入について、ルフロンを運用する会社に対して要望しているところでございます。同社からは、現在、周辺施設との差別化を意識した新たなテナント誘致の検討を行っていると同っております。次に、さいか屋跡地の動向につきましては、本年8月の解体工事完了後、現在は駐車場として利用されているところでございます。土地所有者からは、当面の間、昨今の工事費高騰等を

踏まえ、大きな投資をせず、低層の商業施設を設置する意向と伺っております。現在、駅前の好立地にふさわしい良質な商業イメージを維持するため、事業化に向けた検討が進められており、計画が固まった段階で公表し、各種手続を経た後、来年度には工事に着手する予定と伺っております。

次に、市営住宅における定期借家制度などについての御質問でございますが、初めに、定期借家制度につきましては、高齢化率が特に高い市営住宅のうち、比較的利便性がよく、子育て世帯にとってニーズが高いと見込まれる住宅の中から対象住宅を選定することを念頭に、対象世帯や期間等の詳細について枠組みを検討しており、今後、住宅政策審議会から御意見をいただいた上で、所定の手続を経て、試験的に導入してまいります。次に、定住等を促すための誘導策についてでございますが、本市の持続的な発展を図るためには、子育て世帯に住み続けてもらうことが重要であることから、住宅基本計画において、子育て世帯の定住促進に向けた取り組み等を位置づけたところでございます。このため、市外へ転出された子育て世帯に対して転出理由等のアンケート調査を実施し、現在、分析を進めておりますので、その結果等を踏まえ、住宅政策審議会から御意見をいただくとともに、関係局や不動産事業者など関連団体と連携し、子育て世帯の定住促進等に向けた効果的な取り組みの構築を図ってまいります。

次に、公共施設における障害者への配慮についての御質問でございますが、公共施設の改修、改築に際しましては、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の趣旨、基準を踏まえ、障害者や高齢者の方々が安全かつ快適に利用できるように、適切な設計工事監理を実施してきたところでございます。今後も、社会情勢の変化や新しいニーズ等の動向を注視しながら、障害者の方々等への配慮がなされた公共建築物の整備に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 藤倉茂起登壇〕

○建設緑政局長 藤倉茂起 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、渋滞対策についての御質問でございますが、本市における市内交通の円滑化に向けた取り組みにつきましては、基本的な対策である道路ネットワークの形成に向けた幹線道路の整備を進めるとともに、交差点改良や踏切除却などに取り組んでいるところでございます。一方で、その整備には長い期間と費用を要しますことから、現道の幅員内における付加車線の設置や信号制御の改善など、即効的な緊急渋滞対策の取り組みを進めてきたところでございます。現在、平成30年度から4カ年を計画期間とした新たな緊急渋滞対策の検討を進めており、この対策箇所につきましては首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において公表された市内の主要渋滞箇所と整合を図りながら、自動車の走行速度などの定量的なデータや対策の実効性に基つき、今年度内に選定してまいりたいと考えております。

次に、自転車利用基本方針案についての御質問でございますが、本市では、自転車の通行環境整備や駐輪対策、ルール・マナー啓発などさまざまな取り組みを進めてきたところでございますが、さらなる取り組みの充実を図るとともに、自転車の活用という視点での新たな取り組みの実施に向け、自転車利用の方向性を示す川崎市自転車利用基本方針の策定を進めているところでございます。今回公表した基本方針案では、自転車活用推進法を踏まえた川崎市自転車活用推進計画を策定することとしており、平成27年2月に策定した

川崎市自転車通行環境整備実施計画と整合を図りながら、本市の実情に合った総合的な自転車施策を推進してまいりたいと考えております。次に、自転車活用推進法における重点施策の基本方針案への反映についてでございますが、自転車の通行環境の整備や観光旅客の来訪の促進など12項目について、自転車に親しむ機会の創出や新たな分野への自転車の活用など9つの方針に反映させたところでございます。次に、自転車ネットワークにつきましては、自転車利用者が多い鉄道駅周辺のネットワーク化を優先して取り組むとともに、多摩川サイクリングコースを観光ネットワークの基軸とした安全で快適な自転車ネットワークの構築に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 鈴木 毅登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 鈴木 毅 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

臨海部ビジョンについての御質問でございますが、初めに、新産業拠点形成についてでございますが、このプロジェクトは南渡田地区を臨海部全体の機能転換を牽引する新産業創出拠点と位置づけ、同地区の土地利用転換と連携しながら、国の成長戦略に位置づけられたSociety5.0を先導し、AIやIoT等の社会実装に向けた研究開発を行う新たな拠点の形成に向けた取り組みを進めるものでございます。Society5.0を実現するための重要な技術であるAIやIoTの活用により、我が国の成長を牽引する新たな産業分野の創出につながるとともに、川崎臨海部に立地するものづくり産業などの高度化や競争力強化にも大きく貢献し、雇用の創出や税源の培養にもつながるものと考えております。また、こうしたプロジェクトの推進に当たりましては、国の政策と十分に連携することが重要でありますことから、県や近隣自治体と力を合わせ、国のプロジェクトの誘導などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、殿町キングスカイフロントとの連携につきましても、国の成長戦略でもSociety5.0に向けた成長戦略分野として健康寿命の延伸が位置づけられているところでございます。キングスカイフロントでのライフサイエンス分野における先進的な研究開発成果との融合などにより、相乗効果を生み出すことが大切でございますので、こうした点を踏まえながら、拠点機能の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水素エネルギー利用の推進についてでございますが、初めに、水素発電に関する取り組み等についてでございますが、地球温暖化対策が喫緊の課題となる中で、水素発電導入等により安定的でクリーンなエネルギー環境を構築することは重要と考えております。現在、川崎臨海部におきまして、ブルネイ・ダルサラーム国から調達した水素を東亜石油傘下の火力発電設備で利用する実証事業を次世代水素エネルギーチェーン技術研究組合が取り組んでおり、平成32年1月からの運転開始を目指して、水素発電を支える水素サプライチェーンの構築と合わせた詳細設計を進めていると伺っております。次に、広域水素ネットワークの構築等についてでございますが、川崎臨海部では既に多くの事業所において大量の水素が利用されており、企業が有する既設の水素パイプライン等のインフラもございまして、多様な水素を地域全体で安定的に利活用するためのパイロットシステムとなる広域水素ネットワークの構築等を目指した検討に着手したところでございます。

次に、人材育成プロジェクトについてでございますが、臨海部は、高度なものづくり技能者に加え、特殊な機械の運転や化合物の配合、工場全体の保安等にかかわるすぐれた技能を有する人材が多数就業しているとともに、生産活動の高度化、高機能化を担う研究開発人材も集積している地域でございます。こうした中、技能継承や人材育成は、企業に共通する基本的な課題でありますことから、技能の継承や人材の育成等に必要な教育環境の整備に向けて、プログラム作成や実施に関して知見を有する教育機関や研究機関、企業等の協働により取り組むことなどを位置づけているものでございます。

次に、緑地創出プロジェクトについてでございますが、工場立地法では、各事業所の敷地内に基準に基づき緑地を確保することとしておりますが、現状では臨海部に立地する各事業所に緑が分散し、まとまった緑の形成や市民が活用しやすい緑地の創出にはつながりにくいといった課題があるところでございます。こうしたことから、市民が親しみ憩える良質な緑地の創出等を図るため、工場立地法上の緑地を工場や事業所の敷地外に共通緑地として整備することや、事業所の再編を捉えた敷地内のまとまった緑地の整備を促す仕組みの導入に向けて取り組むことなどを位置づけているものでございます。

次に、交通機能強化についてでございますが、臨海部の持続的な発展を支え価値を向上させるためには、交通機能の強化が大変重要であるため、臨海部に通う人、集う人が快適に移動できるように取り組みを進めていくものでございます。具体的な取り組みにつきましては、既存の事業を着実に推進していくとともに、新たな基幹的交通軸として交通政策審議会の答申に位置づけられているアプローチ線の具体化に向けた取り組みなどを進めてまいります。また、新たな交通結節点の整備として、現在取り組みを進めている産業道路駅前広場のほか、新たな戦略拠点形成に向けた取り組みを進める南渡田地区での交通結節点の整備について検討を進めてまいります。さらに、新たな移動手段として、拠点内や短距離を対象とする小型のモビリティや自動運転を視野に入れた移動手段など、次世代のモビリティの活用に向けた取り組みを進めるなど、誰もが快適に感じる交通環境の実現に向けて、幅広く取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、進行管理についてでございますが、リーディングプロジェクトの取り組みにつきましては、行政を中心に取り組むこと、企業、行政の協働により取り組むこと、企業を中心に取り組むこととして整理しているところでございます。このうち、行政にかかわるものにつきましては、各局と臨海部国際戦略本部との連携により事業を進めながら、全庁的な推進体制により進行管理を行ってまいります。また、企業にかかわるものにつきましては、臨海部の立地企業により構成されるNPO法人産業・環境創造リエゾンセンターと臨海部国際戦略本部との連携による進行管理を行うとともに、プロジェクト全体につきましては、臨海部にかかわる産学公民の連携推進組織である川崎臨海部再生リエゾン推進協議会等を活用しながら、事業の進行管理を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 教育次長。

〔教育次長 西 義行登壇〕

○教育次長 西 義行 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校トイレの洋式化についての御質問でございますが、学校のトイレにつきましては、平成20年度から学校トイレ快適化事業に取り組むとともに、平成28年度からは学

校施設長期保全計画に基づく学校施設の長寿命化にあわせてトイレ改修工事を進めてきたところでございます。平成26年度から今年度末までの4年間で約450カ所のトイレの快適化が完了する予定でございまして、今後、整備が必要となるトイレ約2,050カ所については、全ての市立学校のトイレの快適化の早期実施に向け、その手法等について現在検討を進めているところでございます。

次に、児童生徒の問題行動等の状況調査結果についての御質問でございますが、初めに、暴力行為の発生件数につきましては、暴力行為が増加した要因といたしまして、繰り返し行為に及ぶ児童生徒が増加したことや、ささいなけんか等も暴力行為として捉えたため、増加したものと考えております。暴力行為の減少に向けての今後の取り組みといたしましては、暴力行為が多かった学校への指導主事訪問等を行うことで、当該児童生徒が置かれている状況、暴力行為に及んだ背景を把握し、指導支援を粘り強く行ってまいりたいと考えております。また、保護者や関係機関とも連携し、担任や児童支援コーディネーター、生徒指導担当教諭を中心に組織的に対応してまいります。次に、いじめの認知件数が増加した要因につきましては、文部科学省がいじめを積極的に認知することを肯定的に評価するなど、いじめの認知に関する考え方が各学校に定着し、教職員がきめ細かく児童生徒の様子を見守っていることによるものと考えております。また、いじめ解消率向上への課題といたしましては、被害児童生徒の心のケアについての対応を継続すること、事案の引き継ぎを確実にすること等が挙げられます。次に、情報共有につきましては、これまでも管理職のリーダーシップのもと組織的に対応することや、日常的な情報交換や情報共有の重要性について周知徹底を図ってまいりました。各学校においては、児童生徒指導にかかわる会議を通じて、実践を共有、協議することなどで児童生徒指導体制の強化を図るほか、児童支援コーディネーターと生徒指導担当教諭等による小中学校間での情報共有にも取り組んでいるところでございます。また、区教育担当は、いじめの対応の協議のほか、子どもや保護者から寄せられる相談に対しても学校が適切に対応できるように支援に努めているところでございます。さらに、全教職員にリーフレット「一人ひとりの子どもを大切に
する学校をめざして～いじめ問題の理解と対応～」を配付し、研修等で活用するよう各学校への周知徹底を図ってまいります。

次に、不登校につきましては、その背景にはさまざまな要因があることから、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進するとともに、日ごろから児童生徒一人一人に寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取り組みを推進してまいります。また、学習面での支援につきましては、担任等が家庭訪問をする際や相談室等の教室以外の場所において、児童生徒の状況に応じた学習機会の提供を行っているほか、適応指導教室「ゆうゆう広場」や不登校家庭訪問相談を利用している児童生徒に対しては、必要に応じてICTの活用を行うなど、学習環境の整備に努めているところでございます。今後も、一人一人の児童生徒に寄り添った支援となるよう取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 水越久栄登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 水越久栄 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

す。

初めに、期日前投票所の拡充についての御質問でございますが、今回の川崎市長選挙等に際しましては、選挙当日に台風が接近するとの天気予報などもあり、昨年の法改正により新たに制度化された悪天候を事由とする期日前投票の利用者を含め、これまでで最も多くの選挙人の方に期日前投票を御利用いただきました。結果といたしまして、受け付けまでに1時間以上お待たせした期日前投票所もあり、選挙人の皆様に御不便、御迷惑をおかけした点につきましておわびを申し上げますところでございます。選挙管理委員会といたしましては、来場された選挙人の皆様が円滑にかつ安全に投票していただく環境を整えることは重要な事柄だと認識しております。今後につきましては、選挙当日が再び悪天候となる可能性があることや期日前投票の利用者が増加傾向にあることなどを考慮し、各期日前投票所の受け付け体制の増強のほか、安定的な場所の確保や安全性の高いネットワーク環境の整備、適切な管理執行に資する人員体制の確保などの課題もございまして、交通結節点などへの期日前投票所の増設等も含めまして、引き続き関係局及び区選挙管理委員会とともに検討してまいりたいと存じます。

次に、郵便等投票制度の要件緩和についての御質問でございますが、不在者投票制度の一つである郵便等投票制度につきましては、投票所に行きたくても行くことが困難な選挙人の投票機会を保障する重要な制度であり、対象となる選挙人はあらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けた上で、自宅などにおいて投票を行うことができる制度でございまして、現状の制度では、選挙人で身体に一定の重度の障害がある方または要介護5に該当する方がその対象となっているものでございます。この対象者の拡充につきましては、総務省に設置され、本市の選挙管理アドバイザーが委員の一人である投票環境の向上方策等に関する研究会において、要介護3までの方を対象とすることが適当との報告が本年6月になされ、また、市選挙管理委員会といたしましても、この郵便等投票制度の対象者の要件の緩和について、政令指定都市選挙管理委員会連合会を通じた法改正要望として国に働きかけを行っておりますので、これらの動向について注視してまいりたいと存じます。

次に、不在者投票指定施設における適正な投票事務の徹底についての御質問でございますが、県選挙管理委員会の指定を受けた病院、老人ホーム等のいわゆる不在者投票指定施設につきましては、今回の川崎市長選挙等の時点で市内に189施設がございます。9月19日に施設の担当者が出席する不在者投票事務説明会を開催し、不在者投票を行うことができる期間について説明するとともに、投票用紙等を請求した選挙人が投票前に退院等をされた場合には、投票用紙等を速やかに返還していただくことで、投票日当日等の投票を行うことができることなどについても説明を行ったところでございます。今後の選挙におきましても、不在者投票指定施設における投票事務がより適切に行われるよう、説明を工夫するなどして徹底してまいりたいと存じます。また、不在者投票指定施設の周知、広報につきましては、現在指定を行っている県のホームページには既に掲載されておりますが、今後は市のホームページへの掲載など、より適切な周知の方法について検討してまいりたいと存じます。

次に、開票事務の効率化についての御質問でございますが、開票事務につきましては、適正かつ円滑に事務をとり行うとともに、その結果を選挙人や候補者の皆様へ速やかにお知らせすることも重要であると認識しております。本市における開票事務につきましては、

従来から職員などが手作業により開披分類を行っているところがございますが、自動読み取り機による開披分類作業を導入している自治体もございますので、その費用対効果等について先行自治体への調査を行うなど、開票作業の効率化に向けて検討してまいりたいと存じます。

次に、選挙の適正な管理執行についての御質問でございますが、今回の選挙に際しましても全国的に投票用紙の交付誤りなどが報じられるなど、選挙の管理執行上問題となる事例が生じたところがございます。本市といたしましては、平成28年執行の参議院議員通常選挙の際、開票事務に当初の予定を大幅に超えて時間を要したことを受け、選挙事務改善計画を定め、適正な投開票事務の遂行に努めてきたところがございますが、今回の衆議院議員総選挙におきましても再び開票事務が大幅に予定時刻を超える事態が生じたことから、これを重く受けとめ、さらに取り組みを徹底してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、民主主義の根幹をなす選挙を適切に管理執行するためには、問題となった事例を研究し、その対策を練るとともに、研修体制を充実させ、また、選挙が執行される際には、担当者会議などを通じ、事務誤りが生じないように指導していくことが重要であると考えておりますので、引き続き区選挙管理委員会とともに取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 春孝明議員。

○7番 春 孝明 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは再質問いたします。

次に、平成28年度川崎市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について市長に伺います。調査結果では、暴力行為、いじめ、不登校の項目全てで件数が増加しました。子どもたちの成長過程を教育現場や地域、関係機関がさらに連携を深め、支えていく必要があります。市長は、市政への考え方の中で自分は置き去りにされていないと思える社会づくりを標榜されています。このたびの調査結果を踏まえ、見解と改善に向けた取り組みを伺います。あわせて、いじめなどの悩みについて相談しやすい環境整備が求められます。スマートフォンの普及により、LINE、ツイッターなどのSNSがコミュニケーションの手段として電話よりも多く利用されています。全国的にもLINEを活用した相談事業を試験的に行う自治体での成果も見られます。本市の導入について市長の見解を伺います。

防災・減災対策について再質問いたします。特定建築物の耐震化についてです。建築物の地震に対する安全性の確保や向上は重要課題です。市長は、被災時に緊急輸送道路となる沿道の建築物を初めとしたまち全体の耐震化を促進すると掲げています。本市では、平成27年度から川崎市耐震改修促進計画に基づいて緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断が義務づけられ推進をしていますが、進捗状況が懸念されます。現状を伺います。保育所や幼稚園、老人ホームなどのうち、耐震改修促進法の特定建築物の規模に満たない小規模な福祉施設についても助成制度の周知を図り、さらに耐震化を促進すべきです。現状と取り組みを伺います。今後の見通しについてですが、目標達成に向けて建物所有者の協力や理解が不可欠です。見解と取り組みについて伺います。

次に、地域包括ケアシステムの構築について再度伺います。御答弁では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、行政を初め各主体がそれぞれの役割に応じた具体的な行動が行えるよう目指してまいりますとありました。具体的な行動を行うには、包括的な

相談支援体制の中心となる地域みまもり支援センターの機能強化と人材確保が必要不可欠です。今後の取り組みについて伺います。

○副議長 後藤晶一 市長。

○市長 福田紀彦 児童生徒の問題行動等の状況調査結果についての御質問でございますが、児童生徒の問題行動等が増加しているという調査結果については憂慮しており、一人一人に寄り添った支援を充実していかなければならない課題であると認識しております。教育委員会に対しましては、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に学校が関係機関と連携して組織的に取り組むよう要請したところでございます。また、SNSの活用につきましても、先行して実施している自治体では、多くの相談が寄せられるメリットもある一方、その後の継続的な相談につなげることが難しいなどの状況もございまして、慎重に調査研究を進める必要があると考えております。以上です。

○副議長 後藤晶一 健康福祉局長。

○健康福祉局長 成田哲夫 地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、少子高齢化の進展に伴い社会状況が変化をしていく中、要介護認定者の増加や障害のある方々の加齢に伴う重度化、重複化、子育てに関するさまざまな相談や、これらの課題を複合的に抱える世帯の増加に対応していくため、地域みまもり支援センター等による包括的な相談支援体制の充実がさらに重要となると考えております。今後につきましては、地域みまもり支援センターの専門職における迅速かつ適切な連携や、より一層の人材育成に取り組む、職員一人一人のスキルの向上を図るとともに、執行体制につきましても、引き続き、職場の意見も踏まえ、関係局と協議検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 まちづくり局長。

○まちづくり局長 金子 督 特定建築物の耐震化についての御質問でございますが、初めに、緊急輸送道路の沿道建築物の現時点での対象棟数は224棟でございますが、耐震診断の進捗状況につきましては、平成28年度末までの診断済み80棟に今年度診断着手したものを加えると114棟でございます。次に、小規模な福祉施設等への耐震化についてでございますが、災害時に援助を必要とする方々が多く利用される福祉施設等の耐震化は大変重要であると考えております。これまでに本市独自の助成制度として、診断3件、設計1件、工事1件の実績がございます。今後の取り組みといたしましては、引き続き、福祉施設等を所管する関係部局と連携し、各団体への啓発活動を行っていくほか、個別の事情を伺った上でさまざまな御相談にきめ細かく対応してまいります。次に、目標達成に向けた今後の取り組みについてでございますが、建物所有者の御理解と御協力が得られるよう、各区の防災フェアのイベントなどさまざまな機会を捉えて普及啓発に努め、耐震化の促進に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 後藤晶一 春議員。

○7番 春 孝明 御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 後藤晶一 お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ延会することとし、次回の本会議は明日7日の午前10時より再開し、本日に引き続き代表質問等を行いたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 後藤晶一 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 後藤晶一 本日はこれもちまして延会いたします。

午後5時27分延会

速報版

速報版